支え合いのまち千葉 推進計画

～第４期千葉市地域福祉計画～

計画期間　平成 30（2018）～32（2020）年度

平成 30（2018）年3月

千　葉　市

音声コードに関するお知らせ

この計画書に掲載している「音声コード」は、専用の読み上げ装置をお使いいただくことで、音声で掲載内容を聞くことができます。

なお、一部、資料や図、表が掲載されたページなど　音声化の困難な箇所については、冊子作成上切り込みはありますが、「音声コード」はついていませんので、ご了承ください。

また、「音声コード」化できる文字量や情報には限界があり、掲載文字量の多いページは、内容を一部割愛させていただいたり、「音声コード」の読み上げを前後のページに割り振る等、実際の紙面掲載上の内容やページと異なる場合があります。あわせてご了承ください。

はじめに

近年、少子超高齢化や核家族化の進行、単身世帯の増加など、社会状況は大きく変化しております。

家族や親戚、隣近所など、身近なところで支えられていた困りごとも、誰にも相談できないまま困っていたり、また、介護と育児の両方に直面するなど、これまで以上に生きづらさや生活上の困難を抱える方も増えています。

こうした課題を解決するためには、地域住民・関係団体・行政等が相互に連携し、あるいはお互い足りない部分を補いながら、取り組んでいくことが必要となっています。

そこで、このたび平成 30～32(2018～2020)年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画)」を策定いたしました。

本計画では、全ての市民の皆様が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、「地域の力」を高めるため、地域住民や地域の組織・関係者の取組みを下支えするコミュニティソーシャルワーク機能の強化を市の重点施策として位置づけるとともに、各区における地域福祉活動の好事例を紹介するなど、地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方に役立つ計画とした点が大きな特徴となっています。

あわせて、本計画の最終年には、「東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会」が本市においても開催されます。大会の開催を、共生社会づくりへの絶好の機会と捉え、ボランティアの機運を醸成し、福祉への理解の促進にもつなげていきたいと考えております。

私たち一人ひとりは、社会の「支え手」となる一方で、「受け手」ともなります。地域の中で誰もが役割をもち、お互いに支え合っていく地域共生社会の実現のためには、地域をよく知る皆様に「我が事」として活動いただくことが大切です。

本市としても地域の皆様とともに積極的に課題解決に取り組んでいきたいと考えておりますので、今後とも、「ともに支えあう地域福祉社会を創る」ため、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をいただきました、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員や各区支え合いのまち推進協議会委員をはじめとする関係者の皆様、また、市民説明会、パブリックコメント等にご協力いただきました市民の皆様に、心より感謝を申し上げます。

平成 30 年３月

千葉市長　熊谷俊人

支え合いのまち千葉 推進計画 ～第4期千葉市地域福祉計画～ 目次

第1章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）とは

1 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の策定について ・ 1
2 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の位置付け ・・・ 3
3 他計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）における
「地域包括ケアシステム」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

第2章 地域福祉の現状と経緯

1 千葉市を取り巻く環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
2 これまでの取組みと今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
3 地域福祉の推進の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

第3章 支え合いのまち千葉 推進計画（第4期千葉市地域福祉計画）の概要

1 計画の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2 計画のポイント ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
5 計画策定の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

第4章 各区における地域福祉活動の好事例

1 中 央 区 地域一体「協働」の体制づくり～松ヶ丘中学校地区～ ・・ 34
2 花見川区 子ども食堂～社協犢橋地区部会～ ・・・・・・・・・・・・ 36
3 稲 毛 区 いなげ子育てフォーラム～点から線そして輪（WA）へ～ 38
4 若 葉 区 加曽利たすけあいの会～社協加曽利地区部会～ ・・・・・ 40
5 緑 区 買物支援サービス～大椎台自治会区域～ ・・・・・・・・・ 42
6 美 浜 区 憩いのカフェ『カフェさいわい』
～特別養護老人ホームしょうじゅ美浜内～ ・・・・・・ 44

第5章 地域の取組み（共助の取組み）

1 区支え合いのまち推進計画（第4期区計画）について ・・・・ 46
2 計画期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
3 区支え合いのまち推進計画のポイント ・・・・・・・・・・ 46

● 中央区支え合いのまち推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49
● 花見川区支え合いのまち推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
● 稲毛区支え合いのまち推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
● 若葉区支え合いのまち推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
● 緑区支え合いのまち推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 76
● 美浜区支え合いのまち推進計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82

第6章　市の取組み（公助の取組み）

1　基本目標「ともに支えあう地域福祉社会を創る」 ・・・・・・・・・・・ 89
2　３つの施策の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
3　重点施策：コミュニティソーシャルワーク機能の強化 ・・・・・・・・ 91
4　施策の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 93

第7章　地域の取組みと社会福祉協議会及び市の施策

地域の取組みと社会福祉協議会及び市の施策 ・・・・・・・・・・・・・・ 117
取組みテーマ 1 見守りの仕組みづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118
取組みテーマ 2 高齢者を支える仕組みづくり ・・・・・・・・・・・・・・ 122
取組みテーマ 3 障害者を支える仕組みづくり ・・・・・・・・・・・・・・ 127
取組みテーマ 4 こどもと子育てを支援する仕組みづくり ・・・・・・・・ 130
取組みテーマ 5 健康づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
取組みテーマ 6 防犯・防災に対する取組み ・・・・・・・・・・・・・・・ 137
取組みテーマ 7 担い手の拡大とボランティア活動の促進 ・・・・・・・・ 141
取組みテーマ 8 福祉教育・啓発 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 146
取組みテーマ 9 地域のつながりづくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150
取組みテーマ 10 相談支援体制と情報提供の充実 ・・・・・・・・・・・・ 157

第8章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
2　計画の推進状況の検証 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

資料編

資料編目次 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 165

第1章　支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）とは

１ 支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定について

（１） 計画策定の趣旨・目的

近年、少子超高齢化の急速な進行や人口減少地域の発生、単身世帯の増加など社会状況が大きく変化する中で、地域においては、個人のライフスタイルや価値観の多様化、プライバシーへの配慮などから、家族同士や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や人々の結びつきの希薄化が進んでいる状況にあります。

そのため、市民生活に関するニーズは増加するとともに複雑化・多様化してきており、公的サービスだけでは対応することが難しい新たな生活課題も増加しています。

このようなことから、行政にはこれまで以上に、よりきめ細かな公的サービスの提供が求められますが、それだけでは生活課題の解決を図ることが難しい状況もあり、地域においても地域住民、地域の様々な団体・組織、行政が適切な役割分担の下に連携して、地域の生活課題の解決に取り組んでいく必要があります。

社会福祉法では、地域住民等が地域福祉の推進に努めることとするとともに（第４条第１項）、市町村地域福祉計画の策定・変更にあたって地域住民の意見を反映する措置を講じるよう求めています（第107条第２項）。このように、地域住民等が策定等に参加すると同時に自らが地域福祉の担い手として活動するところに、地域福祉計画の大きな特徴があります。

本市では、平成 18(2006)～22(2010)年度を計画期間とする「花の都・ちば ささえあいプラン（第１期千葉市地域福祉計画）」、平成23(2011)～26(2014)年度を計画期間とする「第２期千葉市地域福祉計画」、平成 27(2015)～29(2017)年度を計画期間とする「支え合いのまち千葉 推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）」を策定し、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、市民や団体等と行政とが連携・協働して地域で支え合う仕組みづくりに取り組んできました。

このたび、地域における社会情勢の変化やこれまでの地域福祉の取組み状況、第３期までの計画推進の成果と課題などを踏まえ、本市の地域福祉の取組みをさらに発展させ、推進するため、**「支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）」**を策定しました。

（２） 計画策定に必要な視点

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすために、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域生活課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いの地域社会をつくることです。

特に、現代社会において増加し、複雑化・多様化する市民ニーズに対応するためには、地域福祉の推進という共通目的を持つ主体が、それぞれの特性を活

かした役割を果たしながら、地域生活課題の解決に向けて努力していく必要があります。

そのため、「自助・共助・公助」が相互に連携し補完し合うことは、地域福祉の推進のために大切な視点です。

○ 自助とは

市民一人ひとりが個人や家族の努力により、日常生活において自分たちでできることは自分たちで行う活動のことです。

○ 共助とは

自助では対応できない地域生活課題について、地域住民や地域の団体・組織が、お互いに支え合い助け合って解決を図っていく活動のことです。

○ 公助とは

自助・共助では対応できない地域生活課題について、行政による自助・共助に対する支援や公的サービスの給付などの事業・施策のことです。

【本書における用語の定義】

★地域住民…市民一人ひとり

★地域住民等…社協地区部会等の団体、社会福祉事業者を含む。

「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者」（社会福祉法第４条第１項）

★生活課題…個別（個人・世帯）の課題

★地域生活課題…地域全体に共通する課題

「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題」（社会福祉法第４条第２項）

２　支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の位置付け

支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）は、社会福祉法第 107 条の規定による「市町村地域福祉計画」として策定しています。平成 12(2000)年の社会福祉法制定以来、条文についてこれまで大きな変更は行われてきませんでしたが、国においては地域共生社会の実現を旗印に策定を努力義務化することとし、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が平成 29(2017)年６月に公布され、第 107 条については下記のとおり改正されるとともに、新たに第 106 条の３「包括的な支援体制の整備」(P29 参照）の条文が追加されました（平成 30(2018)年４月１日施行)。

社会福祉法第 107 条「市町村地域福祉計画」

１　市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

（１）地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
（２）地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
（３）地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（４）地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（５）前条第１項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

２　市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

３　市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

３　他計画との関係

（１）市の個別計画との関係

本市では、「千葉市基本構想」において、変化の激しい時代であっても変わることのない恒久的な都市づくりの基本理念・基本目標及び望ましい都市の姿を、市政運営の指針として掲げています。

また、「千葉市基本構想」で定めた基本目標等を実現するため、「千葉市新基本計画（平成 24(2012)～33(2021)年度)」を策定し、少子超高齢化や人口の減少など、社会構造の大きな転換に直面する中で、10 年後、20 年後を見据え、本市の未来を豊かなものとするための基本方針や今後の施策展開の方向性などを定めました。

この「千葉市新基本計画」を具体的かつ計画的に推進するため「第３次実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度)」を策定し、「千葉市新基本計画」のまちづくりの方向性に沿った具体的な取組みを示しています。

このような中で、「支え合いのまち千葉 推進計画」は、「千葉市新基本計画」及び「第３次実施計画」を上位計画とし、保健・医療・福祉だけでなく、防災・生涯学習・まちづくり等の分野における個別計画等に関する共助の取組みを地域福祉という共通の視点で整理することにより、さらなる地域社会の課題解決へ向けた体制づくりを進めるための基盤となる計画です。

（２）千葉市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との関係

千葉市の地域福祉推進のため、社会福祉法第 109 条に基づき設置され、活動を推進している、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。詳細は第２章 P24 参照）では、基本理念「共に手を携える福祉社会の実現」に向けて、基本目標と施策の方向を定めた「第２期地域福祉活動基本計画（平成 23(2011)～32(2020)年度)」と、その具体的施策を定めた「第３次地域福祉活動実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度)」を策定しています。

「地域福祉活動実施計画」は、地域福祉活動の様々な担い手が相互に協力して取り組む市社協の行動計画であり、地域住民の参加を得て地域福祉の推進を目的に策定されていることから、同計画と本計画とは、互いに補完・連携し、一体的な推進を図る必要があります。

なお、本計画第７章においては、区支え合いのまち推進計画（以下「区計画」といいます。）に定める地域の取組みに対し、市社協が実施する支援策を掲載しています。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

【支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）と他計画の関係】

（イメージ）

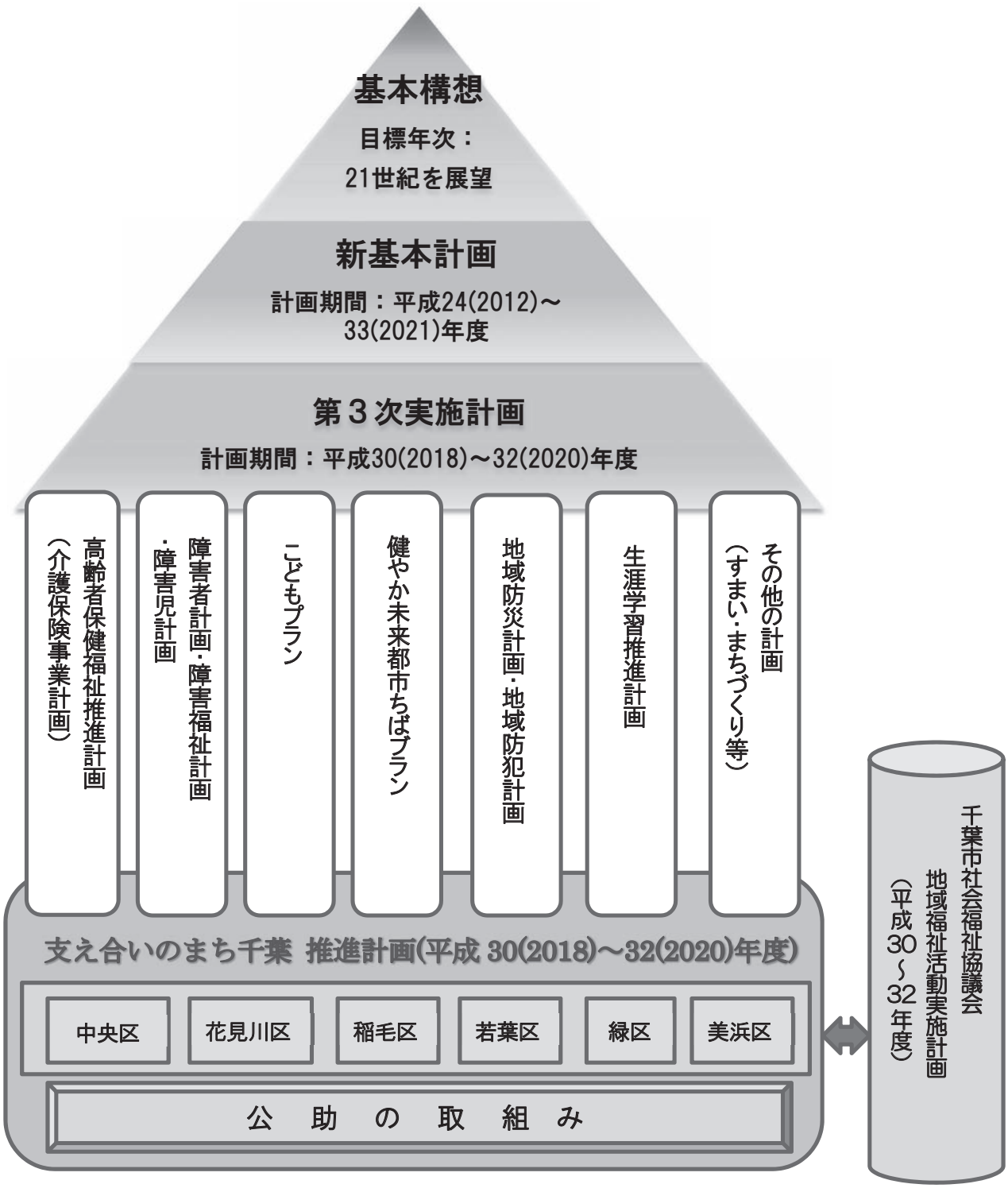

４　支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）における「地域包括ケアシステム」

支え合いのまち千葉 推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）においては、高齢者保健福祉推進計画（第６期介護保険事業計画）と連携した「地域包括ケアシステムの構築・強化」を念頭に、地域で高齢者を支える仕組みづくりを行ってきました。

高齢者福祉分野では、既に、地域住民、NPO、民間企業等多様な主体による生活支援・介護予防サービスの提供体制を整備し、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる「介護予防・日常生活支援総合事業」の取組みが始まっています。

高齢者保健福祉推進計画（第７期介護保険事業計画）は、基本理念を「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」とし、基本目標を「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る（地域包括ケアシステムの構築）」とし、取組方針を「高齢者が元気でいるための生きがいづくりと地域づくりの推進～健康寿命の延伸～」、「支援が必要になっても地域で暮らし続けるための支援体制整備の推進」等としています。

また、支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして改革を進めるという厚生労働省の指針を受け、これまで主に高齢者を対象としてきた「地域包括ケアシステム」の理念をさらに広く行き渡らせ、障害者やこどもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民等による支え合いと公的支援が連動し、地域を「我が事」として「丸ごと」で支える包括的な支援体制を構築することを目指します。

なお、「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29(2017)年２月７日）。

※　高齢者保健福祉推進計画（介護保険事業計画）
　→　老人福祉法及び介護保険法に基づき、本市の高齢者福祉施策や介護保険制度の運用等に関して定めた総合的な計画

※　地域包括ケアシステム
　→　高齢者に対する医療・介護・住まい・生活支援・介護予防のサービスが身近な地域で包括的・一体的に提供される仕組み

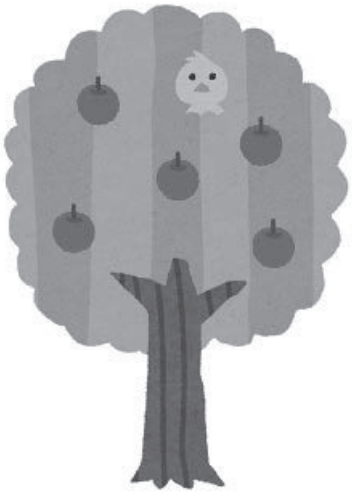

第２章　地域福祉の現状と経緯

１　千葉市を取り巻く環境

（１）少子超高齢化の進展と人口減少社会の到来

①　総人口と高齢者及びこどもの数の推移

本市の総人口は、平成 29(2017)年９月末現在 967,437 人（住民基本台帳人口）となっています。そのうち 65 歳以上の高齢者人口は 244,947 人で全体の 25.3%、75 歳以上の後期高齢者人口は 115,602 人で全体の 11.9%、15 歳未満の年少人口は 121,229 人で全体の 12.5%を占めています。年齢別の人口は地域によって差があり、最も高齢者人口の割合が高い若葉区では 30.0%、市内の 501 町丁別に見ると、高齢者人口の割合が 50%を超える地域は 14、40%を超える地域は 81 あります。

総人口は平成 32(2020)年にピークを迎え、その後は減少していく見込みとなっています。

市全体の傾向としては、高齢者人口とその構成割合は今後も増加し続けていきますが、内訳を見ると、75 歳以上の後期高齢者人口は増加が継続していく一方、65～74 歳の前期高齢者人口は平成 30(2018)年をピークに減少に転じる見込みとなっています。年少人口及びその構成割合は、今後も減少し続ける見込みとなっています。

【千葉市の人口（高齢者・年少者）の推移】

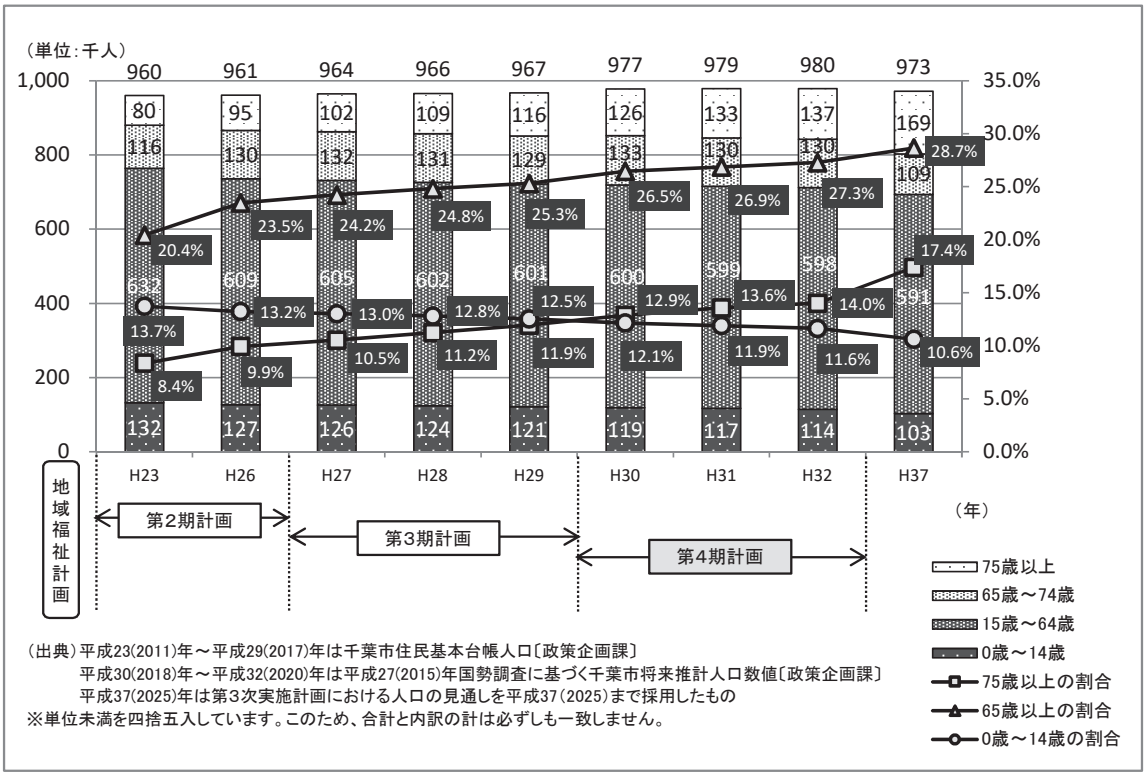

（出典）平成23(2011)年～平成29(2017)年は千葉市住民基本台帳人口〔政策企画課〕
平成30(2018)年～平成32(2020)年は平成27(2015)年国勢調査に基づく千葉市将来推計人口数値〔政策企画課〕
平成37(2025)年は第３次実施計画における人口の見通しを平成37(2025)まで採用したもの
※単位未満を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計は必ずしも一致しません。

②　世帯の家族類型の変化

近年は家族形態の変化等により、単身世帯が増加しています。

世帯の家族類型は、「夫婦とこども」世帯の占める割合が平成 12(2000)年から約 6.7 ポイント減少し、「単独世帯」の割合が 5.2 ポイント増加しています。

【千葉市の世帯の家族類型の変化】

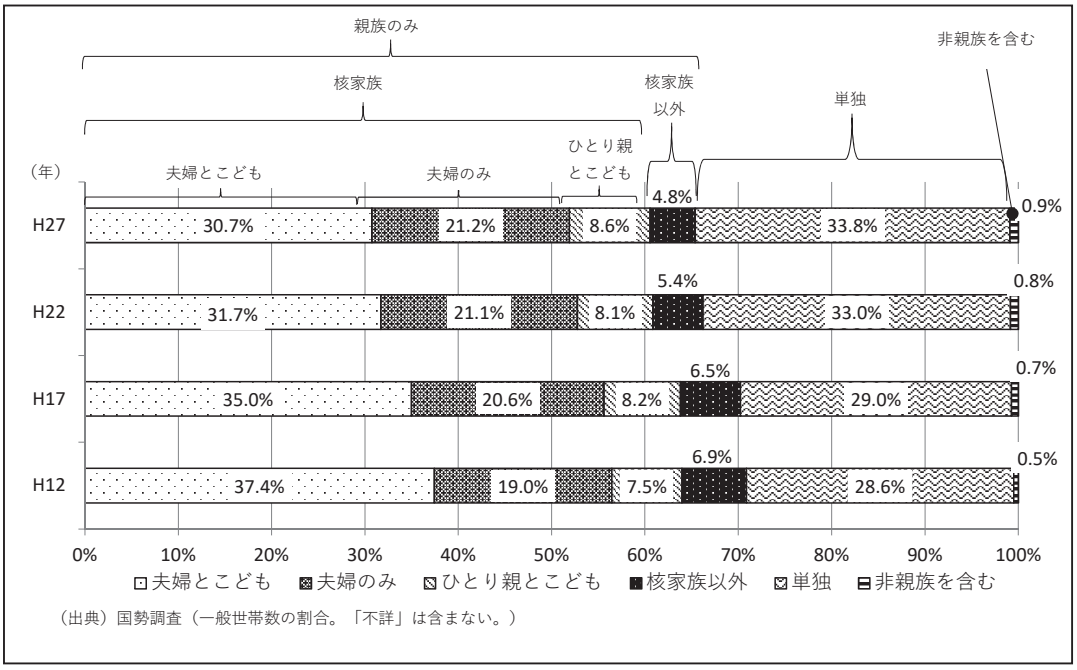

（出典）国勢調査（一般世帯数の割合。「不詳」は含まない。）

③　ひとり暮らし高齢者数の増加

本市のひとり暮らし高齢者は、平成 27 年（2015 年）に実施した国勢調査によると約４万４千人、高齢者に占めるひとり暮らし高齢者の割合は 18.4%となっています。

将来推計では、団塊の世代がすべて 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）には、ひとり暮らし高齢者は約５万７千人、ひとり暮らし高齢者割合は 20.5%まで上昇することが見込まれています。

【千葉市のひとり暮らし高齢者の推移】

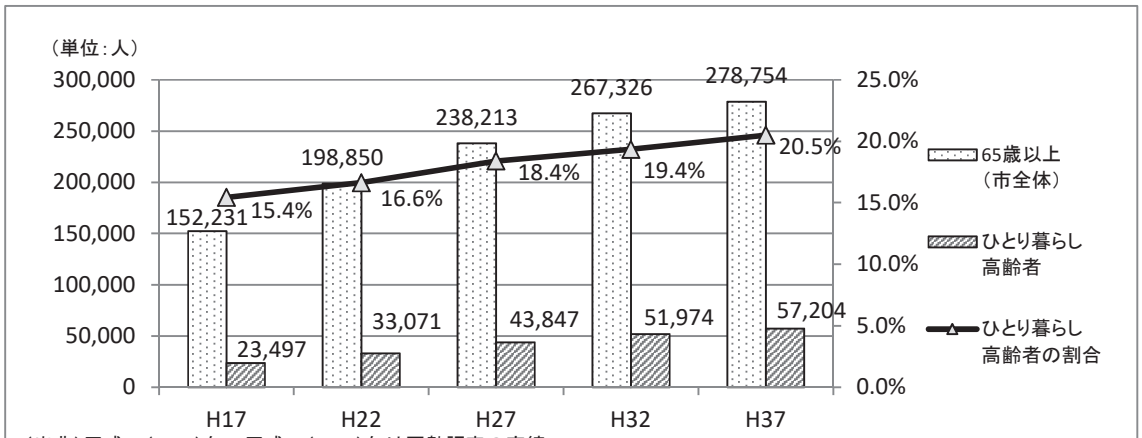

（出典）平成17(2005)年～平成27(2015)年は国勢調査の実績
平成32(2020)年、平成37(2025)年は1人のみ世帯に所属する人口割合（年齢別・全国）
（国立社会保障・人口問題研究所30年）の増加率を利用した推計

（２）要支援者の状況

①　要支援・要介護認定者の状況

平成 12(2000)年の介護保険制度開始から現在まで、高齢者の増加に伴い要支援・要介護の認定者数及び認定率（第１号被保険者数に対する認定者数の割合）は、増加傾向にあります。

平成 29(2017)年３月現在の認定者数は 39,334 人で、認定率は 15.9%となっています。要介護度別にみると、近年は軽度者（要支援１から要介護１）の認定者の増加が顕著です。

【千葉市の要支援・要介護認定者数、認定率の推移】（各年３月末時点）

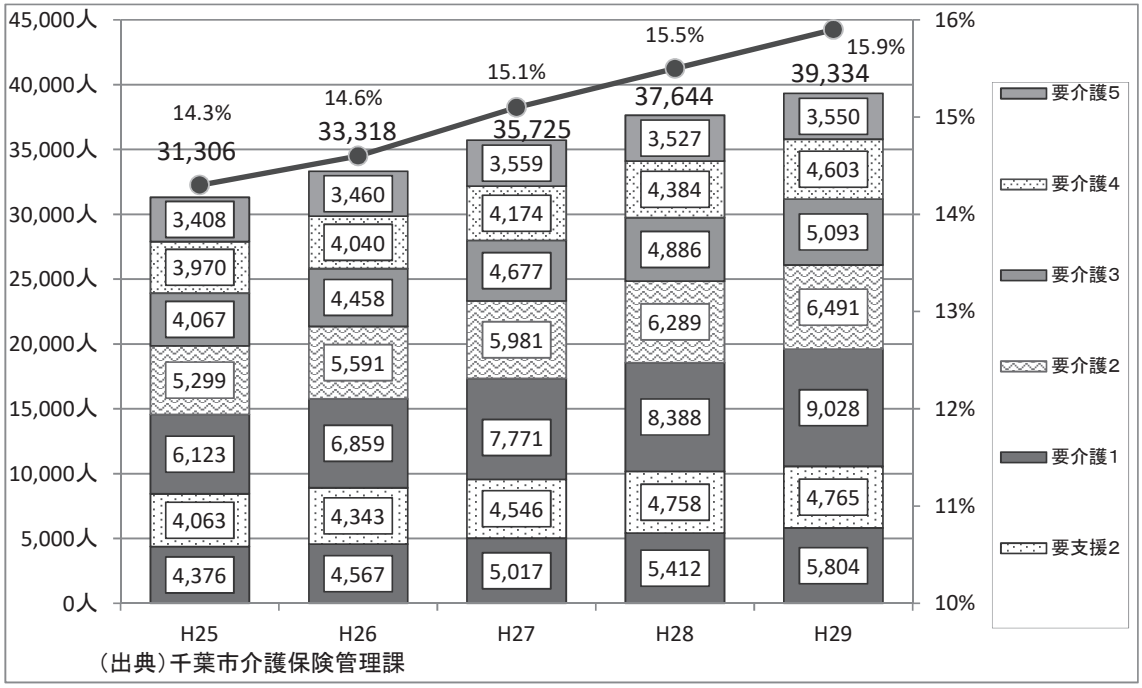

（出典）千葉市介護保険管理課

②　認知症高齢者の状況

急速な高齢化に伴い、在宅生活を継続するため、身近な地域での支援を必要とする認知症高齢者の数も増加しています。

平成 29(2017)年現在、本市の認知症高齢者数（※認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者）は 21,261 人、高齢者人口に対する割合は 8.7%となっており、今後もさらなる増加が見込まれています。

※「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者」：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(H24(2012).8　厚生労働省推計より)

【千葉市の認知症高齢者数と高齢者人口に対する割合の推移】

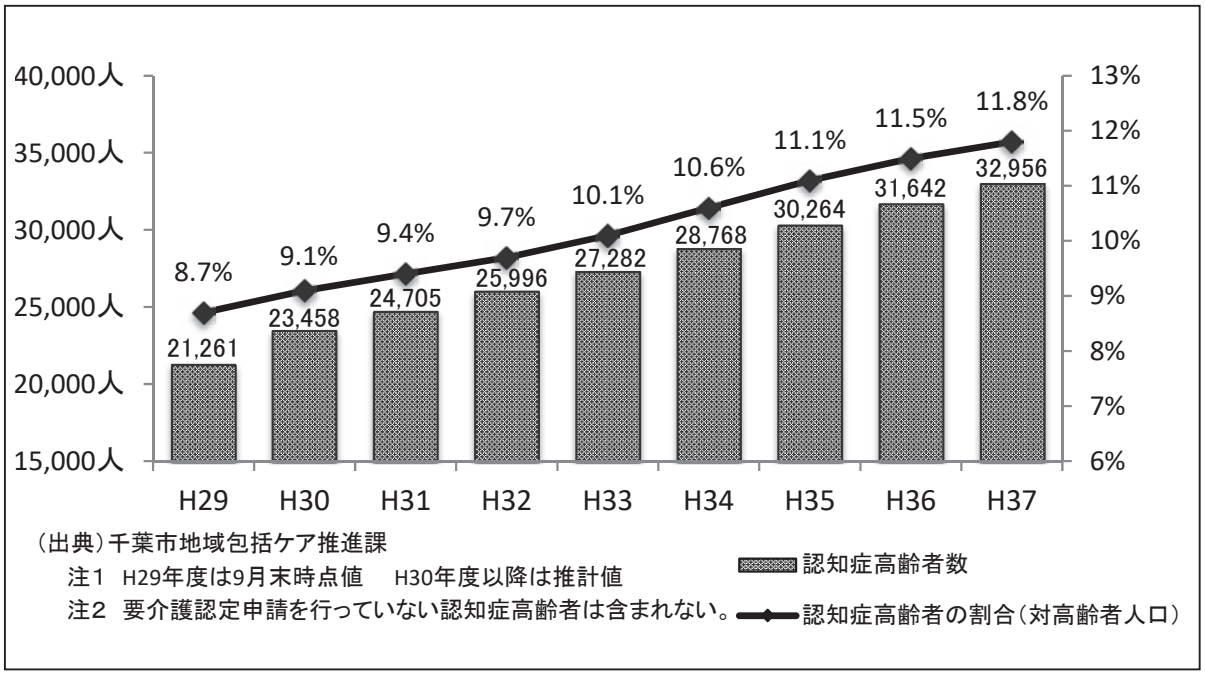

③　障害者の状況

本市の障害者数は、平成 29(2017)年３月現在、合計 41,037 人です。内訳は身体障害者 27,701 人、知的障害者 6,268 人、精神障害者 7,068 人となっています。

近年、障害者数は年々増加しており、中でも精神障害者数の増加が顕著となっています。

【千葉市の障害者数の推移】（各年度３月末時点）

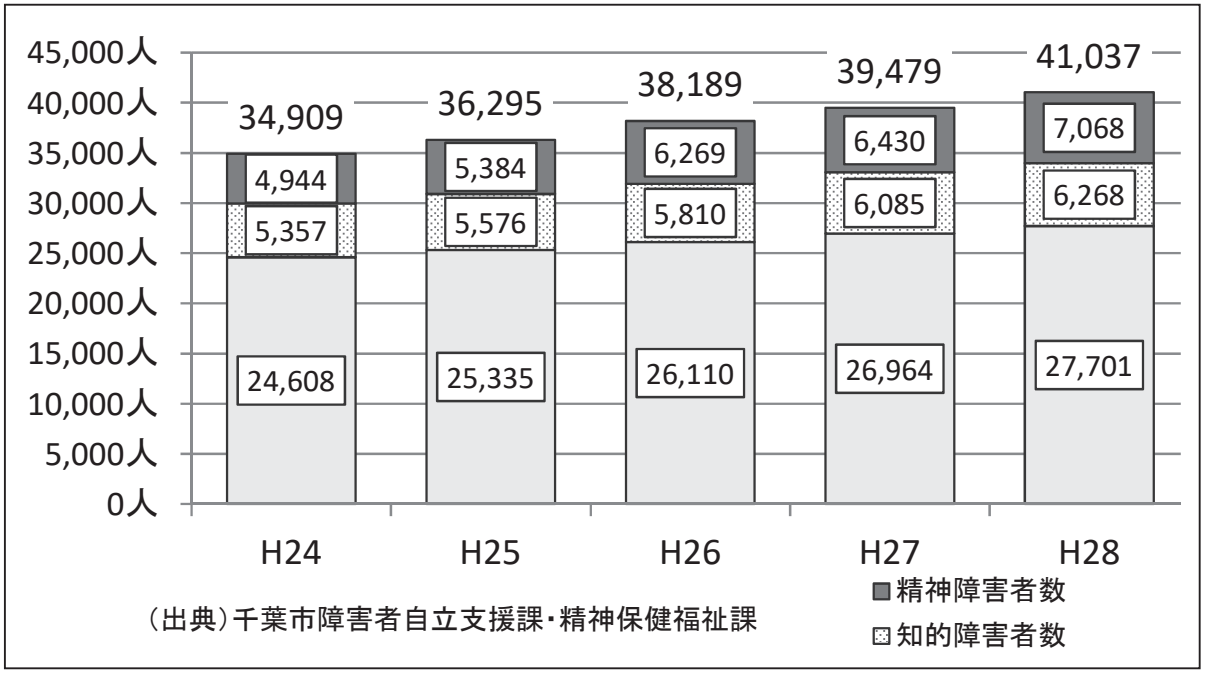

④　生活保護の状況

近年、経済・雇用情勢は緩やかに持ち直しているものの、低収入の高齢者の増加等により、本市の生活保護の受給者数及び受給世帯数は増加傾向が続いています。

平成 29(2017)年度現在（上半期の月平均）、生活保護の受給者数は 20,757 人、受給世帯数は 16,470 世帯、保護率（市人口に対する生活保護受給者数の割合）は 21.3‰（‰＝1/1000）となっています。

【千葉市の生活保護受給者数・受給世帯数・保護率の推移】（年度ごとの月平均値）

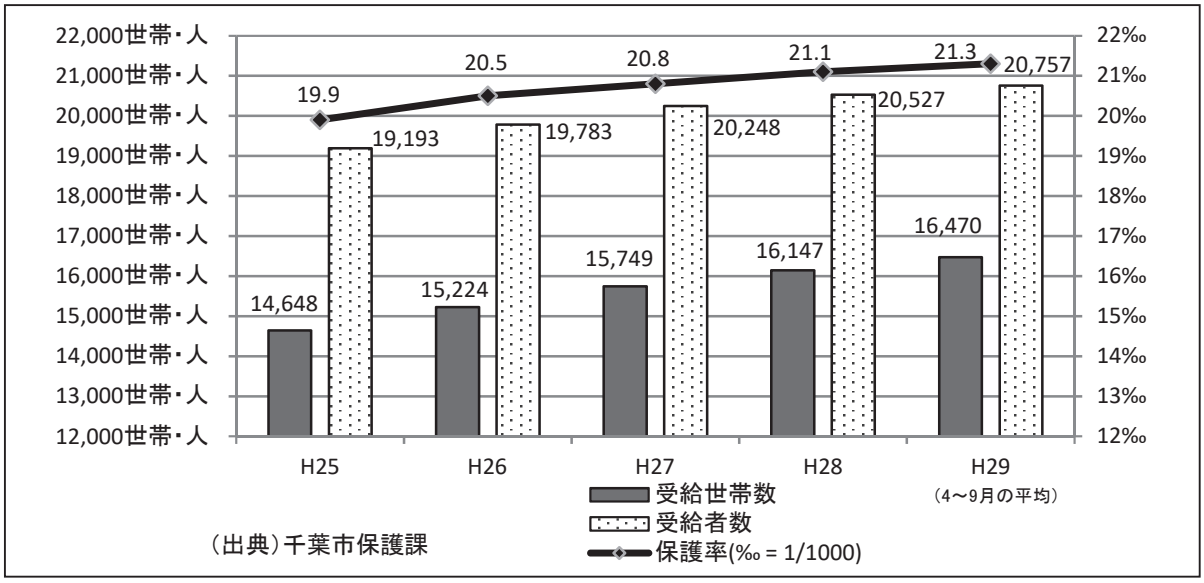

（出典）千葉市保護課

⑤　生活課題を複数抱えている要支援者の状況

平成 30(2018)～32(2020)年度を対象とした千葉市貧困対策アクションプラン策定にあたり、平成 28 年９月に千葉市内 45 相談機関（あんしんケアセンター等）にアンケート調査を実施したところ、右記のように、経済面、身体面、精神面など一人あたり複数（２種類以上、最大６種類）の相談理由を抱えていることがわかりました。

【相談者１人が抱えている相談理由の数】

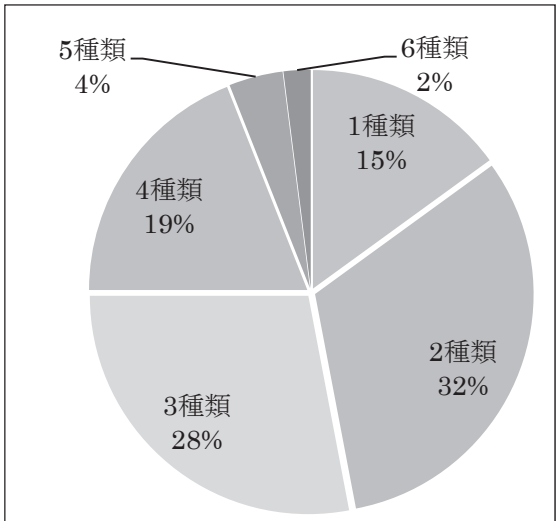

（出典「千葉市貧困対策アクションプラン」）

（３）地域福祉を支える活動者の状況

①　町内自治会の団体数と加入率の推移

平成 29(2017)年４月現在、市内の町内自治会の団体数は 1,095 団体で、加入率（市世帯数に対する加入世帯数）は 68.4%となっています。

近年、町内自治会の加入率は減少傾向にあります。

【千葉市の町内自治会団体数と加入率の推移】（各年４月時点）

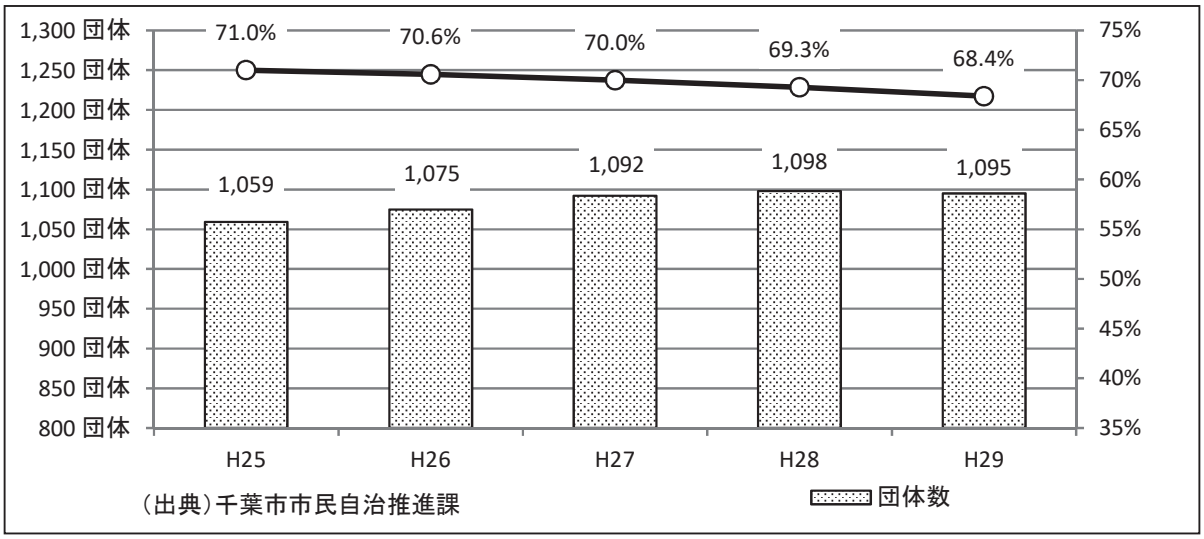

②　民生委員・児童委員の活動状況

民生委員・児童委員の活動状況は、活動件数は減少（平成 24(2012)年度：439,552 件、平成 28(2016)年度：344,830 件）しています（高齢者実態調査の対象者の範囲が狭くなったことによる。）が、活動日数は逆に増加（平成 24(2012)年度：199,620 日、平成 28(2016)年度 202,915 日）しており、要支援者の抱える困りごとが多様化するなか、地域において日々、様々な活動を行っています。

平成 28(2016)年度の活動のうち、相談対応又は支援の分野別の内訳は、「高齢者に関すること」が最も多くなっていますが、障害者や子どもその他の要支援者に関することも全体の４割程度を占めています。

【千葉市の民生委員・児童委員の分野別相談・支援件数の推移】（年度別実績）

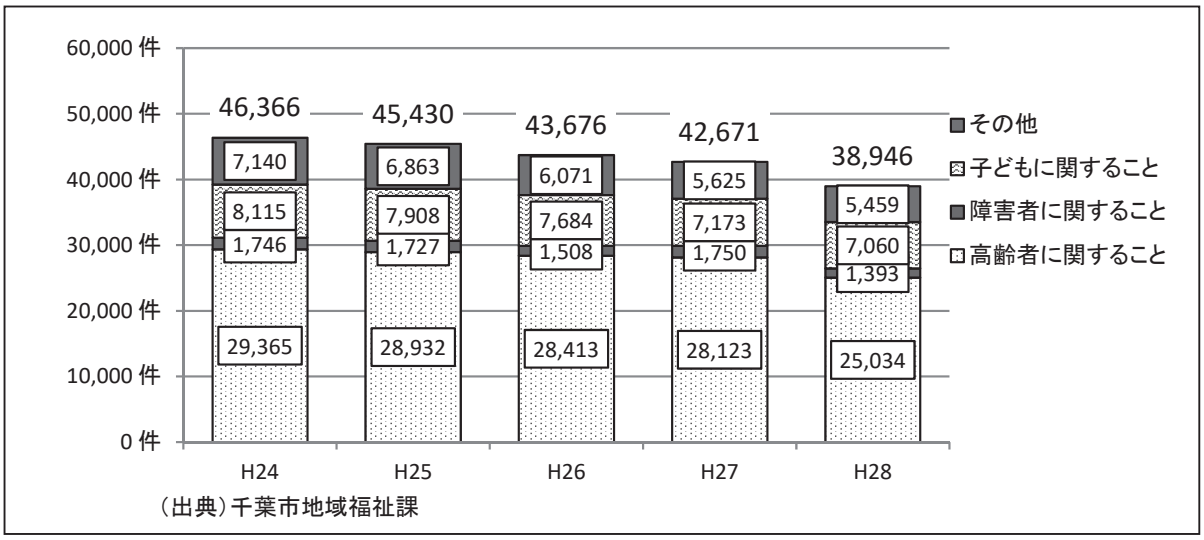

③　千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移

千葉市社会福祉協議会の会員加入口数は、平成 29(2017)年３月末現在 185,345 口で、直近の２年は減少傾向にあります。

また、社協地区部会の団体数は、平成 29(2017)年４月現在 68 団体に達し、市内のおおよその地域で社協地区部会が結成されている状況です。

【千葉市社会福祉協議会の会員加入口数と社協地区部会の団体数の推移】

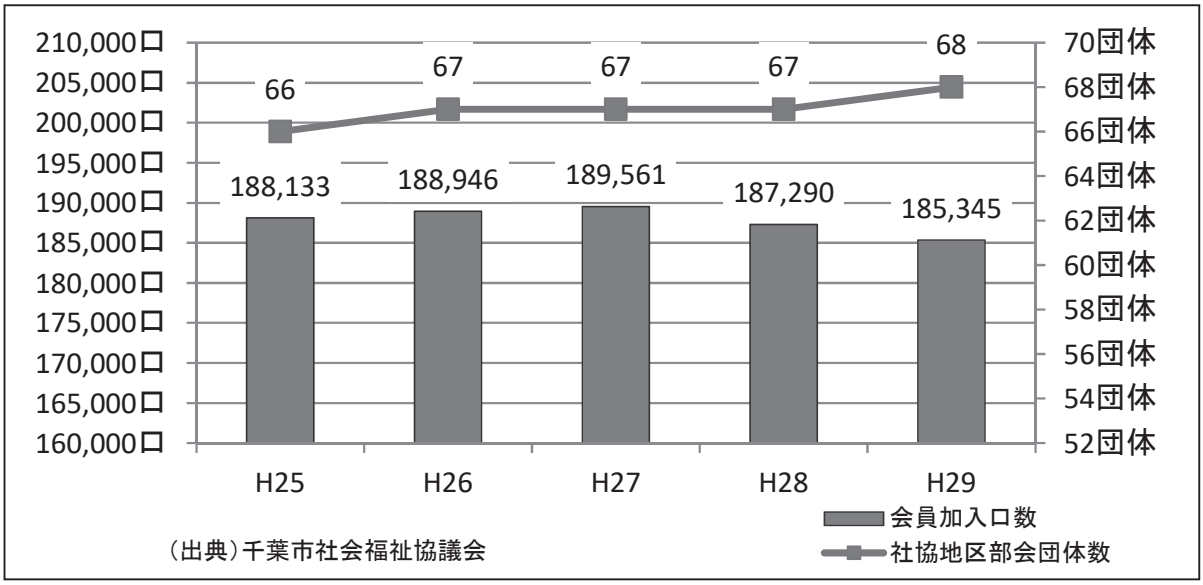

（出典）千葉市社会福祉協議会

④　ボランティアの登録者数等

平成 29(2017)年３月末現在、千葉市ボランティアセンターのボランティア登録者数は 9,521 人、千葉市生涯学習センターのボランティア登録者数は 1,635 人、千葉市国際交流協会のボランティア登録件数は 3,224 件となっています。

ボランティアセンターと生涯学習センターの登録人数は、近年、横ばいの状態が続いていますが、国際交流協会の登録件数は、増加に転じています。

【ボランティアの登録者数の推移】（各年３月末時点）

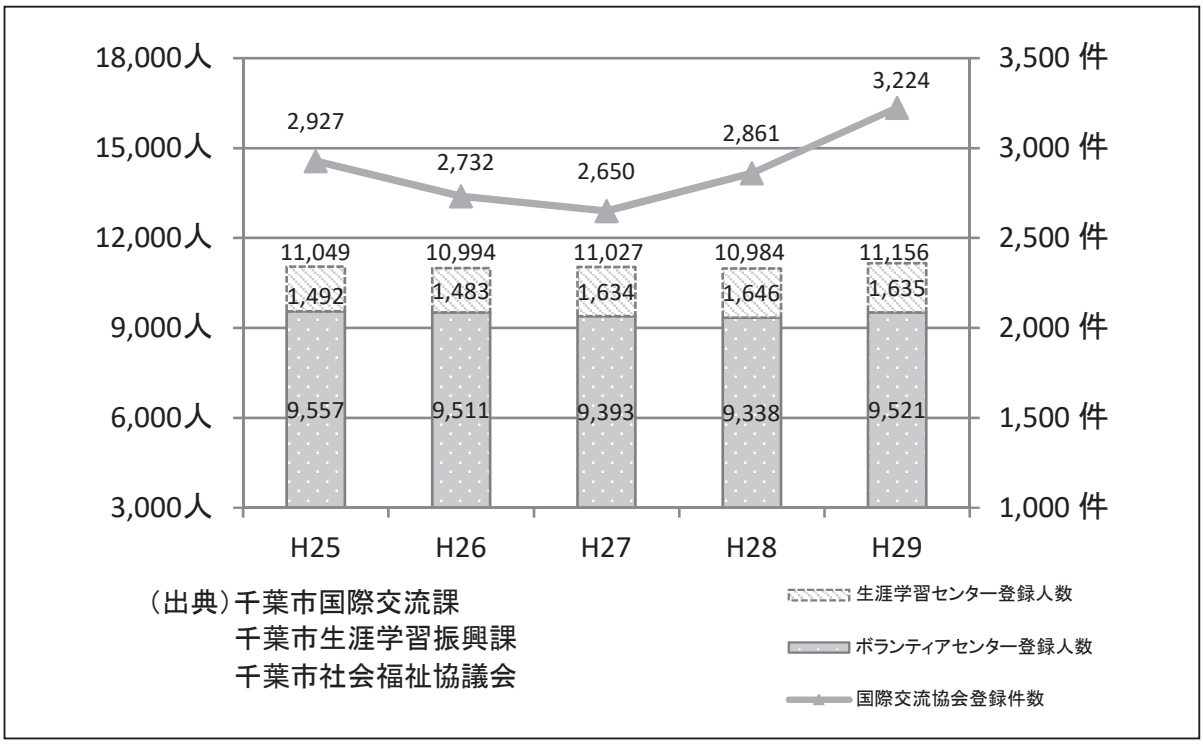

（出典）千葉市国際交流課
千葉市生涯学習振興課
千葉市社会福祉協議会

（４）市民意識

①地域福祉活動の認知状況

地域でどのような活動が行われているか「わからない」と答えた人が最も多く、割合は55.1％でした。

活動ごとの認知度では、「見守り・安否確認」が最も高く 30.8％、次いで「ちょっとした力仕事」が 13.1％、「気軽に行ける自由な居場所づくり」が 10.8％であり、全体的に低い数値となっています。

（設問）地域福祉についてお聞きします。お住まいの地域では、どのような地域福祉活動が行われていますか。（複数選択可）

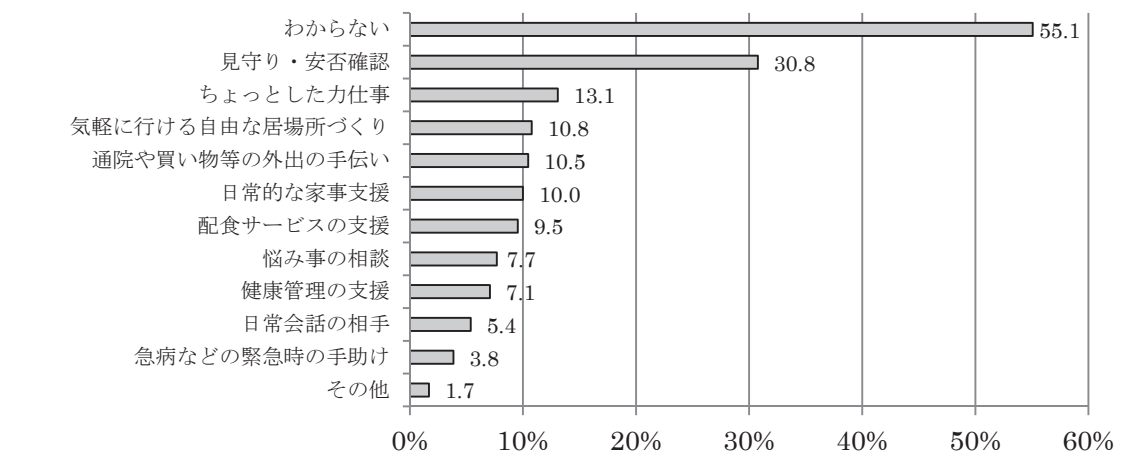

（出典）　平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

②地域福祉活動の参加状況

地域福祉活動に参加したことが「ある」人は全体の 17.5％にとどまるものの、今後、「機会があったら参加したい」と答えた人は 59.4％でした。

（設問）これまでに、地域福祉活動に参加したことがありますか。（１つだけ選択）

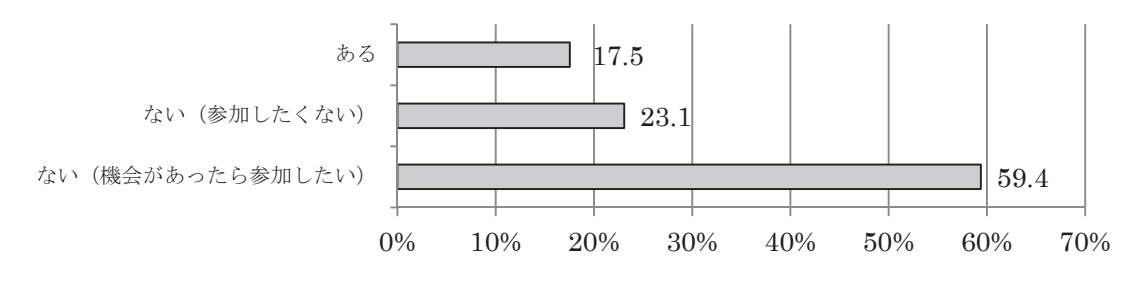

（出典）　平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

③地域福祉活動の参加意向

参加したい地域福祉活動は、回答割合の高い順に「見守り・安否確認（40.2%）」、「急病などの緊急時の手助け（35.2%）」、「ちょっとした力仕事（32.9%）」でした。

「①地域福祉活動の認知状況」と比較してみても、「見守り・安否確認」は、比較的関心の高い活動であることがわかります。

（設問）参加したい地域福祉活動は何ですか。（３つまで選択）

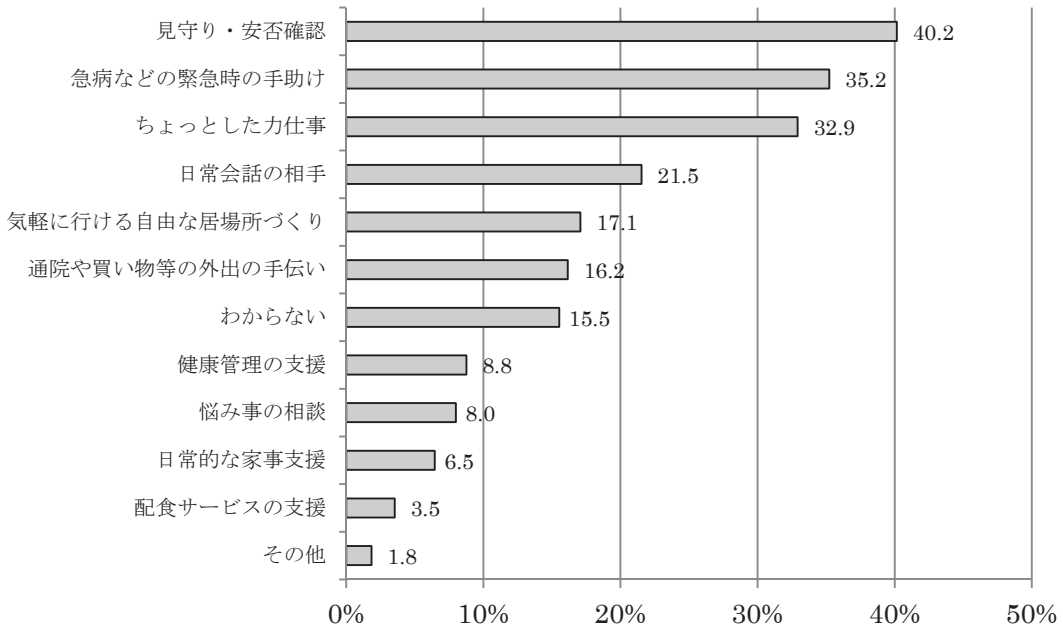

（出典）　平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

アンケートで関心の高かった「見守り」活動は、資料編に「地域見守り・助け合いスタートガイド」（P208～）を掲載しています。

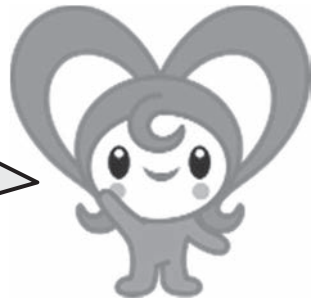

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

④地域福祉活動の要件

地域福祉活動に必要だと考えられているのは、回答割合の高い順に「活動についての情報提供（70.3%）」、「身近な活動拠点（56.3%）」、「多少の実費や報酬（36.9%）」でした。

また、前回調査（平成26年度）と比べると、全ての項目において必要性を感じる人の割合が高まっています（「わからない」「特に必要ない」「その他」は除きます）。

（設問）市民が地域福祉活動を行うためには、どのようなことが必要だと思いますか。（複数選択可）

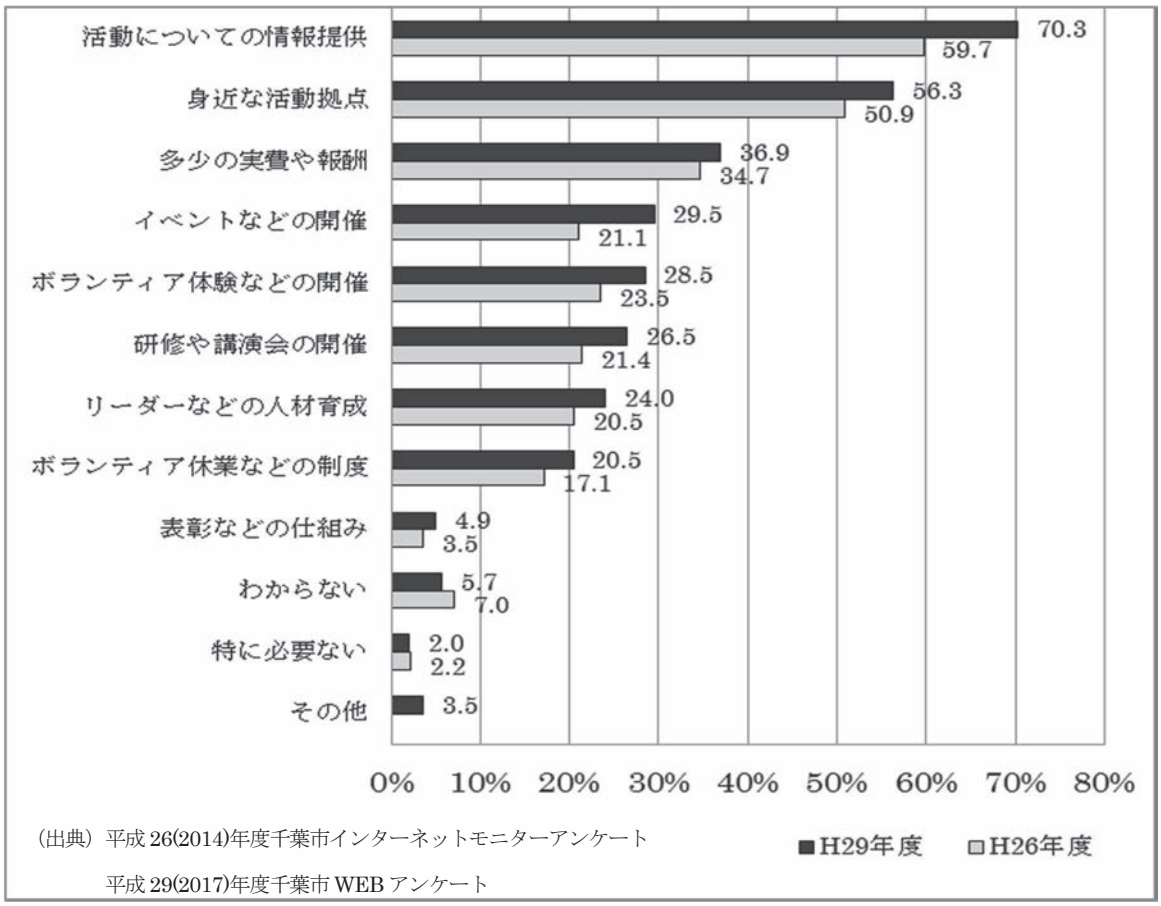

（出典）平成26(2014)年度千葉市インターネットモニターアンケート
平成29(2017)年度千葉市WEBアンケート

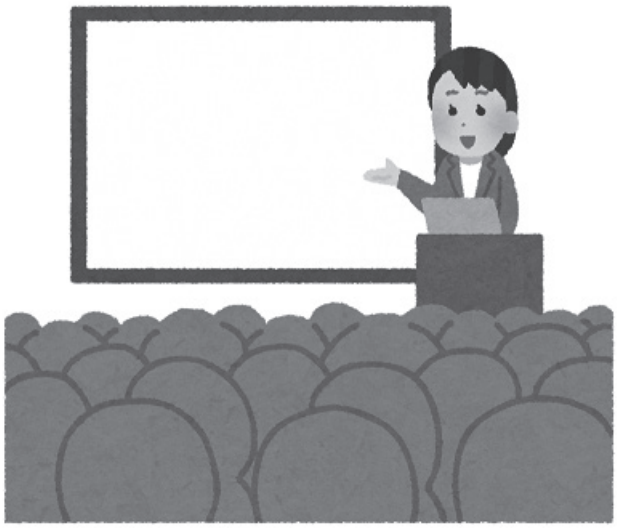

２　これまでの取組みと今後の課題

（１）地域における主な活動主体とその役割

地域においては、様々な個人や団体が多様な活動に取り組んでおり、地域の課題の発見、支え合いの仕組みづくり、専門機関へのつなぎなど、地域福祉の推進において重要な役割を担っています。

①　社会福祉協議会地区部会

社会福祉協議会地区部会（以下「社協地区部会」といいます。）は、千葉市社会福祉協議会（以下「市社協」といいます。）の趣旨に賛同し、その地域特有の福祉課題に対して住民同士の助け合い・支え合いによるきめ細かな活動を行うために、自発的に組織された団体で、平成29(2017)年度末現在で市内に68団体あります。

概ね中学校区を活動区域として、町内自治会、民生委員・児童委員、老人クラブ、ボランティア、NPO、学校・PTA、赤十字奉仕団、福祉施設等、地域で活動する個人や団体など、様々な分野から構成員として参加を募り、それぞれの立場を生かして地域の生活課題の解決に取り組んでいます。

また、社協地区部会には、地区部会長からの推薦により市社協会長から委嘱を受けた福祉活動推進員が原則３人以上配置されており、地区部会活動が地域で円滑に進むよう、情報収集、地域のニーズ把握・発掘、関係団体・機関等のネットワークづくりなど、活動全般にわたる役割を担っています。

社協地区部会の具体的な活動内容は、各種ふれあい事業（食事サービス・いきいきサロン・子育てサロン・散歩クラブ）などによる地域交流の促進、ボランティア講座の開催、広報紙の発行、高齢者等の見守りなど、市社協と協力して取り組む活動のほか、各種交流イベントやレクリエーションの実施、支え合いの仕組みづくり、健康づくり等の地域独自の取組みなど、多岐にわたって地域の福祉向上のための活動を展開しています。

区計画においては、社協地区部会を各地域（地区部会エリア）における取組み推進の中核的組織として位置付けており、社協地区部会が中心となり、地域の生活課題やニーズを踏まえ、重点取組項目を設定しています。各地域（地区部会エリア）においては、社協地区部会が、構成する組織・団体やその他地域の担い手と連携・調整を図りながら、地域の活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みを進めています。

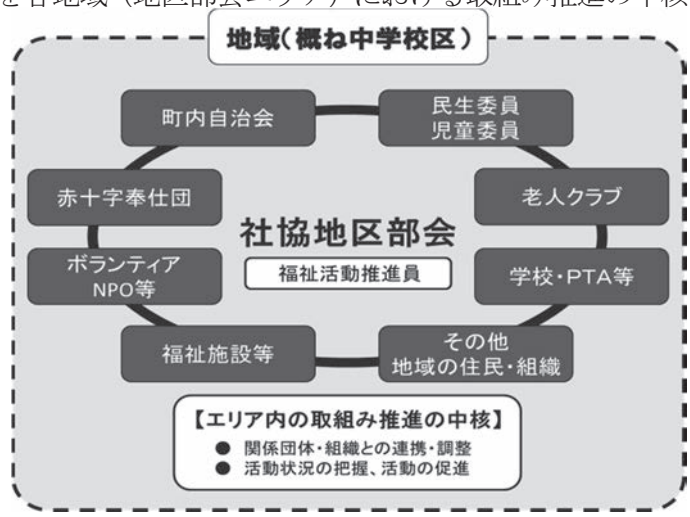

②　町内自治会

町内自治会は、地域をより良くし、地域での結びつきを深めるために、一定の地域を単位として、そこにお住まいの皆様によって結成された自主的な団体であり、平成 29(2017)年４月末現在で 1,095 団体あります。

防犯・防災活動、ごみステーションの管理や地域清掃、行政情報の回覧や親睦行事の開催など、様々な活動に取り組んでいます。

また、人口減少、少子超高齢化が進む中、地域の諸問題を解決していくためには地域の力が必要不可欠であり、市では町内自治会の結成及び町内自治会への加入を促進しています。

③　民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱された非常勤特別職の地方公務員です。社会奉仕の精神をもって、生活に困っている人、児童、障害者（児）、高齢者、ひとり親家庭等、支援を必要とする人たちの相談・支援に当たる地域の奉仕者で、市内に平成 29(2017)年９月現在で 1,451 人います。また、児童福祉法により児童委員を兼務しており、その中には児童福祉に関する事項を専門に担当する主任児童委員がいます。

必要に応じ地域住民の生活状況を適切に把握し、心配ごとの相談対応、福祉に関する相談や助言・支援、関係する行政機関や施設との連絡・調整など、それぞれの地域の実情に応じた自主的な活動を行っています。また、その活動の円滑な推進のため、おおむね中学校区を基本に市内 77 地区で民生委員児童委員協議会を組織し、研修、調査研究等を行っています。

なお、本市では民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを目的として平成 26(2014)年７月より民生委員活動を補佐する協力員を配置する制度を開始しました。

民生委員は、地域住民の福祉の増進を図る大切な担い手として、ますますその活動が期待されています。

④　地域運営委員会

地域運営委員会は、地域の様々な団体が参画して、地域の課題や情報を共有し、地域の将来像や地域の実情に合った活動について話し合い、将来にわたって住民同士の「助けあい・支えあい」による地域運営を進めることを目的とする組織です。

概ね小学校区から中学校区を単位とし、地区町内自治会連絡協議会、社協地区部会、地区民生委員・児童委員協議会、中学校区青少年育成委員会、地区スポーツ振興会の５団体を必須の構成団体としています。市では、将来にわたって、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、地域運営委員会の設立を促進しています。

平成29(2017)年４月現在、13団体が設立されており、２団体で設立の準備が始まっています。

地域運営委員会の役割としては、①地域の団体間での情報共有、②地域の団体の連携・協力の促進、③地域の将来像や地域課題の解決策を検討し、必要な取組みを進めること等が期待されています。

⑤　青少年育成委員会

青少年育成委員会は、地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進していくことを目指してつくられた組織です。

中学校区ごとに設置されており、54 団体あります。

各中学校区の育成委員会は、PTA、町内自治会役員、青少年相談員、学校教職員、青少年補導員、民生委員・児童委員、保護司などの中から選出された委員で構成され、市長が２年任期で委員を委嘱しています。

主に青少年を対象とした健全育成啓発、健全な環境づくり、体育やレクリエーション、福祉増進などの活動を実施しており、地域の学校・家庭・関係機関及び団体が一体となり、青少年を取りまく社会環境の浄化や、青少年の健全育成を図るため様々な活動を展開しています。

⑥　スポーツ振興会

各地区スポーツ（社会体育）振興会は、各小学校地区における町内自治会、小・中学校関係者、スポーツ団体関係者、子ども会、その他地区内における関係団体の代表者により、平成29(2017)年４月現在、市内78地区に組織されています。

スポーツ推進委員との協力のもとに、グラウンドゴルフやバレーボール、町民運動会等の地区のスポーツ・レクリエーション行事を行うことを通して、地区住民の連帯と協調を高めるとともに、健康づくりや仲間づくりを目的として活動しています。

⑦　子ども会

子ども会は、家庭では体験できない活動や異年齢交流などの機会を提供することで、子どもたちの仲間づくりを推進し、社会性の向上を図るとともに、奉仕や人を思いやる心を育て地域で子どもを見守る活動を進めています。

千葉市子ども会育成連絡会は、平成 29(2017)年８月末現在、市内 88 単位子ども会に対し指導・育成、各種行事開催、育成者・指導者の研修・育成などを実施するとともに、キャンプ、講習会、各種ボランティア活動を通じて、本市の子どもたちの心身の健全育成、更には社会福祉の充実に一致協力して取組んでいます。

⑧　老人クラブ

老人クラブは、高齢者の生きがいや社会参加、健康の保持等を推進し、高齢者の福祉の向上に寄与することを目的とした、地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。

平成29(2017)年10月現在で、市内に265の老人クラブがあり、その連合組織である千葉市老人クラブ連合会は、平成７(1995)年に法人格を取得、平成 25(2013)年には一般社団法人に移行しました。

老人クラブは、「趣味・文化・芸能などのサークル活動」、「健康づくり、各種シニアスポーツ活動」、「在宅福祉を支える友愛活動」、「地域の文化・伝統芸能・民芸・手工芸・郷土史等の伝承活動」など、それぞれの地域ごとに多種多様な活動を行っており、地域社会の福祉活動の担い手となることが期待されています。

⑨　赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命である人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

赤十字思想の普及や活動資金の募集、災害救護、救急法・水上安全法・健康生活支援講習等の実施、献血推進など赤十字事業の推進にあたるとともに、地域の状況に応じて高齢者福祉、児童福祉や障害者福祉などの活動も行っています。

平成29(2017)年４月現在で市内に31分団あり、明るく住みよい地域社会を創るために幅広い活動を展開しています。

⑩　保護司

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える活動の担い手で、保護司法に基づき法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

平成29(2017)年９月現在、本市では183名の保護司が活動しており、また、保護司活動が円滑に行われるよう、区ごとに６つの保護司会が組織されています。

その主な職務は、保護観察を受けている少年や大人の指導、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の調整を行う環境調整、犯罪予防活動などですが、近年では、学校と連携した分野にも活動の範囲を広げるなど活躍しています。

このような更生保護活動を通じ、地域の保護司は、犯罪のない明るい地域社会づくりへ向けて日々活発に活動しています。

⑪　NPO

NPOは‘Nonprofit Organization’の略で、一般的には「民間非営利組織」と訳され、「民間非営利」の団体として「自発的」で「公益的」な活動を行っています。

そのうち、特定非営利活動促進法（いわゆるNPO法）に基づいて法人格を取得した団体をNPO法人といいます。

行政や企業では対応することが難しい地域の課題に対し、民間の柔軟性と自発性を生かし解決に当たるなど、行政とともに公益性を担う役割があります。

福祉分野では、外出支援、家事手伝い、生きがいづくり、健康づくり、地域行事の開催など様々な活動を行っているほか、教育、文化、まちづくり、環境、国際協力など、広範な分野で社会の多様化したニーズに応える役割が期待されます。

⑫　ボランティア

ボランティア活動とは、一般的に自らの自発的・主体的な意思によって社会問題の解決や必要とされている活動を理解・共感し、勤労とは別に労働力、技術、知識を提供する活動のことを指します。

その活動内容は、食事サービス・外出介助などの生活支援、子育て支援などの子どもの健全育成、交通安全・防犯・防災の取組みなど、地域福祉に関する活動のほか、公民館・学校などでの教育活動、文化・芸術・スポーツの振興活動、環境美化・自然保護活動、外国人との交流・支援活動など、非常に広範囲にわたります。

市社協が運営している千葉市ボランティアセンターでは、ボランティアの登録受付やコーディネート、ボランティアの指導者育成、入門講座など、地域におけるボランティア活動の促進・支援を行っており、主に福祉分野において、自分の住む地域に限らない市内広域で活動する個人・組織として、平成29(2017)年３月末現在9,521人がボランティア登録をしています。

また、福祉以外の分野においても、千葉市民活動支援センター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市国際交流協会などが、ボランティア活動をしやすい環境づくりやサポート体制の整備に取り組んでいます。

⑬　シニアリーダー

住み慣れた地域でいつまでもいきいきと元気に暮らせるよう介護予防活動に取り組んでもらうため、市民を対象にシニアリーダー講座を開催し、介護予防の重要性や知識、運動指導の技術を学んでいただき、地域の介護予防活動のリーダーとなっていただく方を養成しています。

講座修了後は、介護予防を推進するボランティアとして、平成29(2017)年９月末現在約500人の方がシニアリーダーとして登録をし、町内自治会や公民館などで高齢者向けの体操教室を開催するなどの活躍をしています。

⑭　社会福祉法人等

社会福祉法人をはじめとする社会福祉事業者は、特別養護老人ホーム、障害者支援施設、保育所等の施設運営や、デイサービス、ホームヘルプなどの在宅支援、相談対応など、社会福祉に関する様々な事業を実施しており、幅広い専門機能と専門的なマンパワーを有しています。

社会福祉事業者の中には、各種研修会の開催や地域で行われる勉強会への講師の派遣、地域住民等の交流会・懇談会の開催のためのコーディネートや場所の提供、体験学習やボランティアの受入れ、若葉区・緑区の一部の地域において買い物支援を行うなど、地域の実情に応じた福祉サービスを提供しています。

特に、社会福祉法人については、平成 28(2016)年改正社会福祉法第 24 条第２項により、地域における公益的な取組みを実施する責務が明記されるなど、社会福祉事業を主たる事業とする非営利法人として、地域の福祉ニーズに対応することがより一層求められ、社会福祉法人改革が進められているところです。

⑮　コミュニティソーシャルワーカー

コミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、積極的に地域に出ていくアウトリーチ又は民生委員等からの相談により、制度の狭間にある要支援者や複合的・分野横断的な生活課題を抱える要支援者に対する個別支援を進めます。また、個別支援を通して地域の現状を把握して課題整理を行い、既存の地域福祉活動の活用や、地域団体間の関係づくり等を支援し、さらには新たな地域福祉活動を創る活動を行います。

千葉市では、市社協が各区事務所に１人を配置しています。

⑯　生活支援コーディネーター

生活支援コーディネーターは、日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的に、平成27(2015)年10月より各区に配置しています。

地域でどのような生活支援サービスがあるのか、また必要とされているのかを調べ、地域の方と一緒に住民同士の支えあい活動を作り、支えあい活動の担い手となるボランティアを育成しています。

あんしんケアセンター、行政、市社協、サービスを提供する団体等と情報共有するなど、関係者間のネットワークづくりをしています。

⑰　あんしんケアセンター（地域包括支援センター）

あんしんケアセンターは、介護保険法に基づき設置する地域包括支援センターであり、地域で暮らす高齢者のための身近な相談窓口です。地域住民がいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に支えます。平成29(2017)年４月から市内30か所（出張所を含む。）にセンターを増設し、より身近になりました。

あんしんケアセンターでは、「主任ケアマネジャー（主任介護支援専門員)」「社会福祉士」「保健師」が中心となって高齢者のみなさんの支援を行います。３職種それぞれが専門分野を持っていますが、専門分野の仕事だけを行うのではなく、互いに連携をとりながら「チーム」として総合的にみなさんを支えています。

⑱　生活自立・仕事相談センター

生活の問題、家計・債務の問題、仕事の問題等、様々な理由により生活に困りごとを抱えている地域住民に寄り添い、経済的・社会的自立に向けて支援するため、生活困窮者自立支援法に基づく相談窓口として中央区、稲毛区、若葉区に「千葉市生活自立・仕事相談センター」を開設しています。

生活自立・仕事相談センターでは、経験豊富な相談員が、懇切丁寧に一人ひとりの状況に応じた支援を行い、お困りの状況の解決に向けてサポートしていきます。

⑲　公民館

公民館は、社会教育法等に基づき設置され、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする教育機関です。

千葉市では、中学校区に１館の公民館整備を進めており、現在47館設置しています。

⑳　千葉市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条により地域福祉の推進を図ることを目的とした民間組織と規定されており、全国の都道府県、市区町村に設置されています。

民間組織としての自主性と、地域住民や社会福祉関係者に広く支えられた公共性という２つの側面を特徴として併せ持ち、地域住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉施設・社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域住民が住み慣れたまちで安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」をめざし、地域福祉活動を推進するための中心的役割を担っています。

千葉市社会福祉協議会は、昭和 27(1952)年２月に設立され、昭和 42(1967)年３月には社会福祉法人の認可を受けました。

主な事業として、社協地区部会活動に対する助成・支援、ボランティア活動の相談受付やコーディネート（千葉市・区ボランティアセンターの運営）、広報紙「社協だより」や小学４年生向けの啓発冊子「やさしい気持ち」の発行などによる福祉意識の啓発活動、生活福祉資金・社会福祉事業振興資金の貸付け、高齢や障害のために日常生活に支障が生じている方のために、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預入れの代行や、福祉サービスを利用するための相談等に応じる日常生活自立支援事業、赤い羽根共同募金・歳末たすけあい運動への協力、心配ごと相談所における悩みごとや困りごとに対する相談対応、コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援のほか、市からの受託事業として千葉市成年後見支援センター、千葉市社会福祉研修センター、生活自立・仕事相談センター中央、子どもルームの運営等の事業を実施するなど、全国的な取組みから地域の特性に応じた施策まで、幅広い活動を展開しています。

現在、国が進めている「『我が事・丸ごと』の地域共生社会」の実現については、長年にわたり市社協が実践してきた基本理念と一致するところであり、今後、果たすべき役割もますます大きくなってまいります。市社協が有するネットワークや手法を最大限活用し、主体的な取組みを行うとともに、地域福祉推進という共通の目標を持つ様々な主体に対して、積極的な支援を行うことが期待されています。

また、平成 28(2016)年改正社会福祉法には、社会福祉法人の地域における公益的な取組みについて規定されていますが、地域の生活課題に対する的確な取組みとなるよう、市内の社会福祉法人との更なる連携強化に努め、必要に応じて協働で取組みを行うなど、社会福祉法人の公益的取組みの推進において、当協議会が中心的な役割を担うことも期待されています。

本計画において、市社協は地域の取組み（共助の取組み）を支援するとともに、自らが共助を実施する主体として位置付けられており、市社協が取組む地域福祉活動実施計画は、市の地域福祉計画と連携・協働し、両輪となって本市の地域福祉の推進に取り組んでいくこととなります。

千葉市社会福祉協議会マスコットキャラクター「ハーティちゃん」

（２）第３期【共助の取組み】（平成 27(2015)～29(2017)年度）の推進状況と今後の課題

本市では、地域の課題を解決するために、地域住民等による共助の方策や具体的な取組みを定めた区支え合いのまち推進計画(区計画)を策定し、その推進に努めてきました。

第３期計画においては、社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで３年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアの「重点取組項目」を設定し、社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内の取組みを推進しています。

第３期までの区計画の取組みの推進状況と今後の課題については、区支え合いのまち推進協議会が中心となり検証し、年度ごとにとりまとめた結果について、区支え合いのまち推進協議会が、社協地区部会から随時、地区部会エリア内の実施状況の報告を受け、区計画の推進状況として取りまとめ、それに基づき成果と課題について検証しています。

また、市が年度ごとに、各区支え合いのまち推進協議会で取りまとめられた区計画の推進状況を、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会（以下「地域福祉専門分科会」といいます。）へ報告しておりますが、今後の課題については、各区ごとに共通して、担い手の問題と町内自治会と社協地区部会との連携、拠点等の確保が継続した課題となっていることが述べられております。

これらの課題については、第４期においても引続き継続して取組んでいくこととなります。

（３）第３期【公助の取組み】（平成 27(2015)～29(2017)年度）の推進状況と今後の課題

～　計画に定める市の事業・施策の実施状況　～

第３期千葉市地域福祉計画では、７つの施策の方向性を具体化するため、18 の取組項目ごとに、合計 136 の市の事業・施策について、その実施状況について年度ごとに専門分科会において評価確認を行っています。

平成 29(2017)年度第１回の地域福祉専門分科会において、「①平成 28(2016)年度における実施状況の評価」と、「②平成 27(2015)年度と平成 28(2016)年度との比較」の２点について、下記のとおり報告をしております。

【①平成 28(2016)年度における実施状況の評価】

評価	評価基準	項目数	割合
S	年度目標を上回る業務量が達成できた場合	3	2%
A	年度目標にしている業務量を概ね（８～10 割）達成できた場合	112	82%
B	年度目標にしている業務量の一部（５～７割）達成できた場合	20	15%
C	年度目標にしている業務量を大きく下回った（４割以下）場合	1	1%

市の取組みに位置付けた 136 の事業・施策の実施状況については、Ｓ評価（３項目）とＡ評価(112 項目)を合わせて、全体（136 項目）の 84%を占めます。

【②平成 27(2015) 年度と平成 28(2016)年度との比較】

平成 28(2016)年度評価の対前年度(平成 27(2015)年度) 評価に対する推移	項目数	割合
上回った	15	11%
同じだった	112	82%
下回った	9	7%

前年度の評価を上回った項目の数（15項目）が、下回った項目の数（９項目）を上回っており、市の取組みは概ね推進されています。

公助の取組みについては、この３年間のあいだに、地域包括ケアシステムの取組みをはじめ、生活困窮者自立支援法など様々な取組みが進んでおり、それらを取り込みつつ、平成 29(2017)年改正社会福祉法において示された市町村の役割を反映させていくことが求められています。

（４）成果と今後の課題

支え合いのまち千葉 推進計画（第３期千葉市地域福祉計画）に位置付けられた施策については、概ね計画どおり推進されています。また、アンケート調査等でも示されたように、地域福祉に対する市民意識の高まりや地域の活動は一定の広がりを見せています。一方、共助の取組み（第３期各区計画）の推進に関する今後の課題として、活動の担い手の不足や高齢化・固定化、地域団体間の連携などが挙げられています。

そのため、今後も進行が想定される少子超高齢化などの社会情勢の変化を見据えたうえで、地域福祉活動の担い手の拡大やより多くの市民・団体を巻き込んだ協力・連携体制の強化などが求められます。

このことを踏まえ、今後は以下の課題に留意して、本市の地域福祉の充実に取り組んでいきます。

ア　地域福祉に対する市民の理解や行動については、さらなる拡充・促進を図っていく必要があると考えられる一方、地域福祉活動の担い手が増えず、地域福祉活動の維持・拡大が思うようにならないとの声が上がっていることから、地域福祉の意義や理念の基礎となる「自助・共助・公助」の考え方や、その必要性・重要性を周知・啓発していき、なるべく多くの市民が地域福祉活動に参画するよう促していく必要があります。

イ　社協地区部会とその構成団体である町内自治会、民生委員・児童委員協議会等さらには地域運営委員会との関係は、地域ごとに背景となる経緯が異なっています。

その結果、関係団体間の情報共有・討議・意思決定・取組みの実行等の地域生活課題の解決プロセスのあり方も、地域ごとに異なっています。したがって、地域生活課題の解決プロセスの地域ごとのあり方について、関係団体間での意見交換及び調整が行われることが好ましいと考えられる場合があります。

ウ　市の施策（公助の取組み）と地域の取組み（共助の取組み）の関係について、これまで以上に、地域の取組み（共助の取組み）に対する支援を意識した市の施策（公助の取組み）を実施するとともに、地域の取組み（共助の取組み）が拡充・進展していくための仕組みをつくる必要があります。

エ　地域福祉計画は、高齢者、障害者、こども、健康づくり等の保健福祉分野の計画を地域福祉の視点で整理するとともに、教育、防災、まちづくりなどの他の生活関連分野の施策と連携を図りながら推進していく計画のため、庁内の関係部署や他の個別計画との連携が重要です。

特に高齢者福祉分野においては、平成29(2017)年度に介護保険法等が改正されたことに伴い、地域福祉施策の重要性が今後より一層高まると考えられるため、地域包括ケアの推進も視野に入れながら、高齢者保健福祉推進計画（第７期介護保険事業計画）との連携にいっそう留意する必要があります。

オ　千葉市社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された地域福祉の推進を目的として組織された民間団体であることから、地域福祉推進の最大の協力者として、市はその活動を支援するとともに、同会が策定した「第３次地域福祉活動実施計画」と十分に連携を図り、本市の地域福祉を推進していくことが必要です。

３　地域福祉の推進の方向性

（１）「地域共生社会」と「ともに支えあう地域福祉社会」

「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」をいいます（厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）」平成29(2017)年２月７日）。厚生労働省においては、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとして今後の改革を進めていくこととしています。

本計画において従来から目指してきた「ともに支えあう地域福祉社会」と「地域共生社会」の概念とは実質的には同一のものであるため、これまで実践してきた取組みを持続し、更なる実践が生まれやすい環境を創り、促していきます。

（２）多機関の協働による相談支援体制の包括化

昨今、介護と育児に同時に直面する世帯や、障害のある子と要介護状態の親の世帯など、複合的かつ多様な生活課題を抱えている方に必要な支援がつながらない状況が浮き彫りとなっています。

その方が支援につながったとしても、これまで個別の福祉分野内で整備されてきた相談支援体制では世帯全体への支援が不十分であったり、世帯が抱える生活課題が縦割りの制度の狭間にあるため解決策がないままの状態であったりと、必要な支援が必ずしも常に展開されているとはいえない状況があります。

そのため、各分野がそれぞれ整備してきた相談支援機関は存続して十分に機能しながら、単独の専門機関では解決できないような複合的な課題を「丸ごと」受け止める相談支援体制を構築することが求められています。

そして、地域に潜在する支援を要する方を積極的に発見し、必要な支援を展開していくためには、専門家自らが支援を必要とする現場に出向くアウトリーチを踏まえた個別相談支援体制の一層の強化が必要です。

なお、生活困窮者自立支援制度では、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応できる体制づくりを進めています。生活困窮者の中には、地域とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない方も多いことから、アウトリーチを含めた早期支援につながるような配慮が重要です。

また、生活困窮者が自立を目指すためには、働く場を拡大していくことや、対象者が地域から孤立した状態とならないよう、既存の地域資源では課題に対応できない場合は、新たな地域資源の開発をしていくことが求められています。

このようなアウトリーチによる地域へのアプローチを含む活動をコミュニティソーシャルワークといい、それが十分に機能できるよう、多職種・多機関がそれぞれの役割を果たすことで、効果的なチームアプローチができるような体制づくりを目指します。

相談支援のプラットフォーム
（イメージ図）

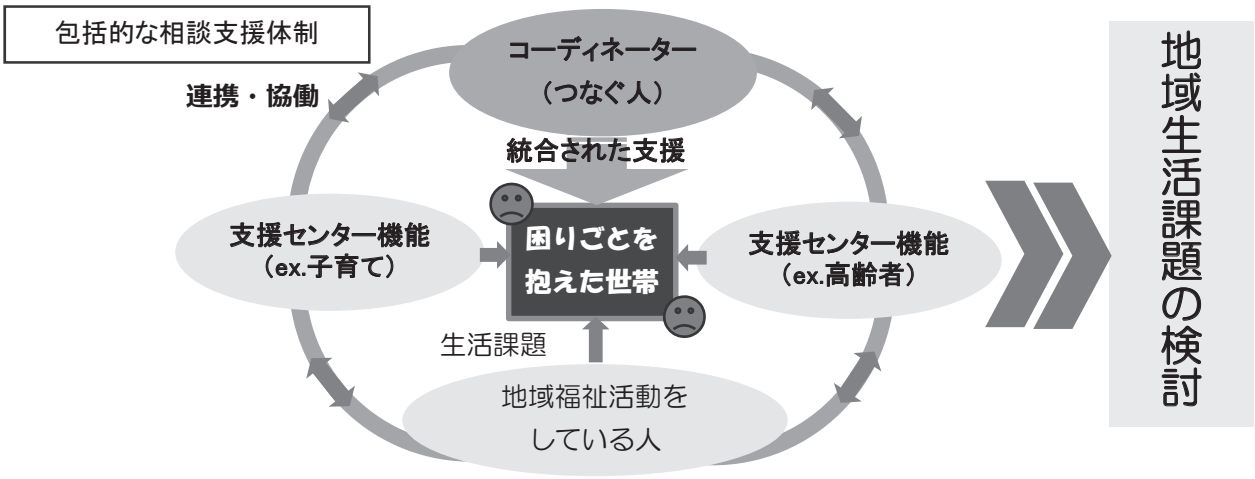

①　支援センター機能…あんしんケアセンター、生活自立・仕事相談センター、地域子育て支援センター、母子健康包括支援センター等

②　地域活動をしている人…社協地区部会、町内自治会、民生委員、児童委員、避難所運営委員会、ボランティア等

社会福祉法第 106 条の３「包括的な支援体制の整備」

1　市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を講じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

（1）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

（2）地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

（3）生活困窮者自立支援法第２条第２項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2　厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

（３）地域力基盤強化の支援

個別支援において把握された生活課題は、地域における様々な会議（地域ケア会議、市社協コミュニティソーシャルワーカーによる会議、生活支援コーディネーターの協議体等）において共有されます。

これらの会議では、その地域に共通する生活課題が見出され、検討されていますが、効果的な解決策の立案・実施への道筋、特に公助による取組みへの道筋がつけられているわけではありません。

そのため、地域住民自身がこれらの課題を解決する力をより強化・醸成し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める体制の構築を図ります。

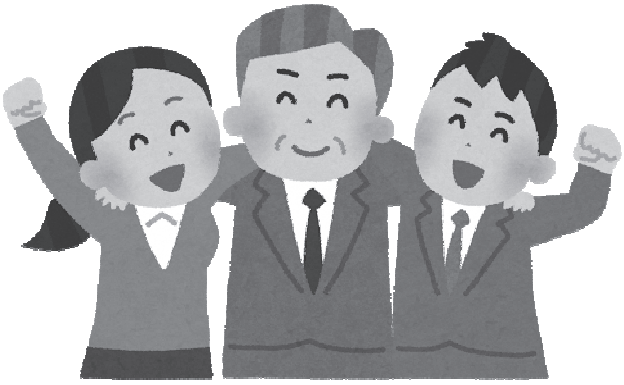

第3章　支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の概要

1　計画の基本的な考え方

本市の中長期的な市政運営の基本方針である千葉市新基本計画（平成 24(2012)～33(2021)年度）では、「支えあいがやすらぎを生む、あたたかなまちへ」がまちづくりの方向性の一つとして示されるとともに、その施策の柱の一つに「ともに支えあう地域福祉社会を創る」が掲げられています。

また、第３次実施計画（平成 30(2018)～32(2020)年度）においても、新基本計画に示す方向性に沿った優先的に取り組む具体的な施策が総合的に示されています。

このことを踏まえ、「支え合いのまち千葉 推進計画」においては「ともに支えあう地域福祉社会を創る」を基本目標に設定するとともに、千葉市新基本計画の理念や方向性の実現、第３次実施計画との整合を念頭に置きながら、地域において生活課題を抱える個人や家族等（支援を要する方）の個別支援と支援を要する方が生活している地域で地域住民等が当該生活課題を地域生活課題として解決する取組の支援とを行う活動（コミュニティソーシャルワーク）の更なる強化を通じて、地域住民等による地域生活課題の解決力を強化し、かつ、地域住民等では解決できない複合的・分野横断的な地域生活課題を包括的に受け止める相談支援体制の構築を図ることにより、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指します。

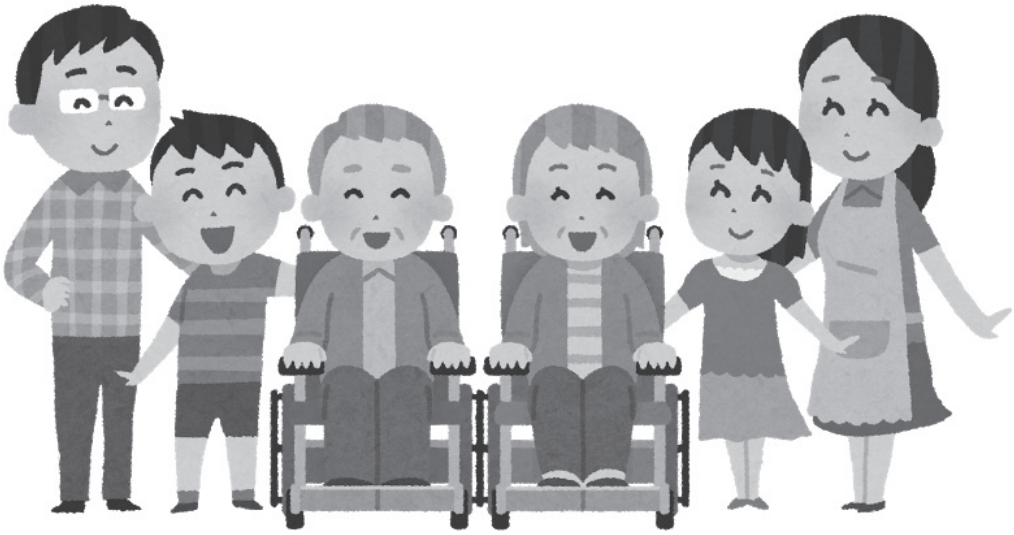

２　計画のポイント

（１）　第３期計画策定以降、大きな進展をみせている地域包括ケアシステム及び生活困窮者自立支援法による取組みをさらに前進させ、国が進めている地域共生社会の実現のため、地域住民等による地域生活課題への「我が事」としての取組みを支援し、かつ、地域住民等による支え合いと公助とが連動して地域を「丸ごと」支える包括的支援体制づくりを目指します。

（２）　市の取組み（公助の取組み）について、地域の取組み（共助の取組み）を直接又は間接に支援する事業・施策とし、中核としてコミュニティソーシャルワーク機能の強化を重点施策に位置付けました。

（３）　地域福祉活動に携わる方・携わろうとする方が現に生活課題に直面している方を支援する際に役立つ計画を目指しました。

ア　地域の取組み（共助の取組み）について、区計画の重点取組項目を引続き社協地区部会エリアの単位で設定し、その地域の地域生活課題の解決に向けた活動について、地域で考え地域で取組む仕組みとしています。また、市民の方が地域福祉活動に取り組む際の参考になるように、各区における地域福祉活動の好事例を紹介しました。

イ　市の取組み（公助の取組み）の分類を、地域の取組み（共助の取組み）を支援する手法（サービス類型）別とし、市の支援を必要とする方が検索しやすいようにしました。

ウ　地域の取組み（共助の取組み）を 10 のテーマに分類し、それぞれのテーマごとに地域（共助）・千葉市社会福祉協議会・市（公助）の３者の取組みを関連付けることで、市民の方がお住まいの地域でどのような地域福祉活動が必要とされていて、地域福祉活動にどのような支援を受けられるのかを一覧できるようにしました。

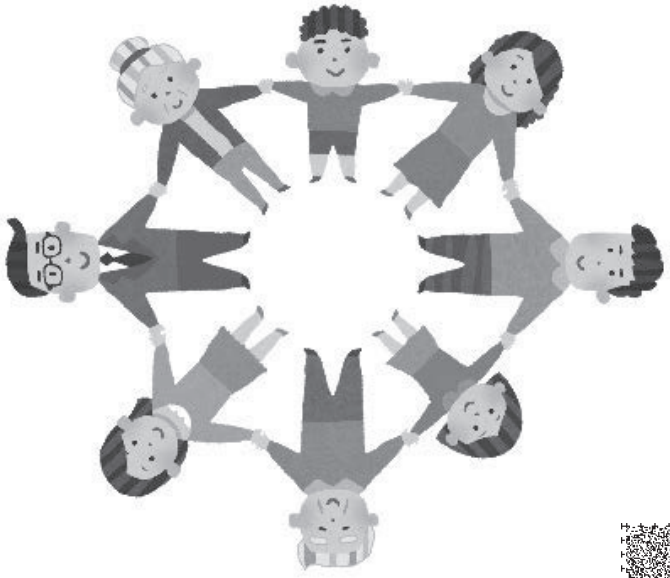

３　施策の体系

本計画では、地域福祉を推進する活動主体により取組みの体系を２つに区分しています。

地域福祉に関する行政施策を定めた「市の取組み（公助の取組み）」と、地域住民の参加と連携により、地域福祉に関する活動を推進・実践する「地域の取組み（共助の取組み）」に区分されます。

地域の取組みは、各区の地域住民等が主体となって定めたもので、「区支え合いのまち推進計画（区計画）」として位置づけられています。

市の取組みについては、地域の取組みを支援する事業・施策を、３つの施策の方向性に分けて整理しています。

また、地域と市の協力・支援関係を明確化するため、地域の取組みと市の取組みを一体化したうえで、分野ごとに 10 の取組みテーマに再分類して整理しています。

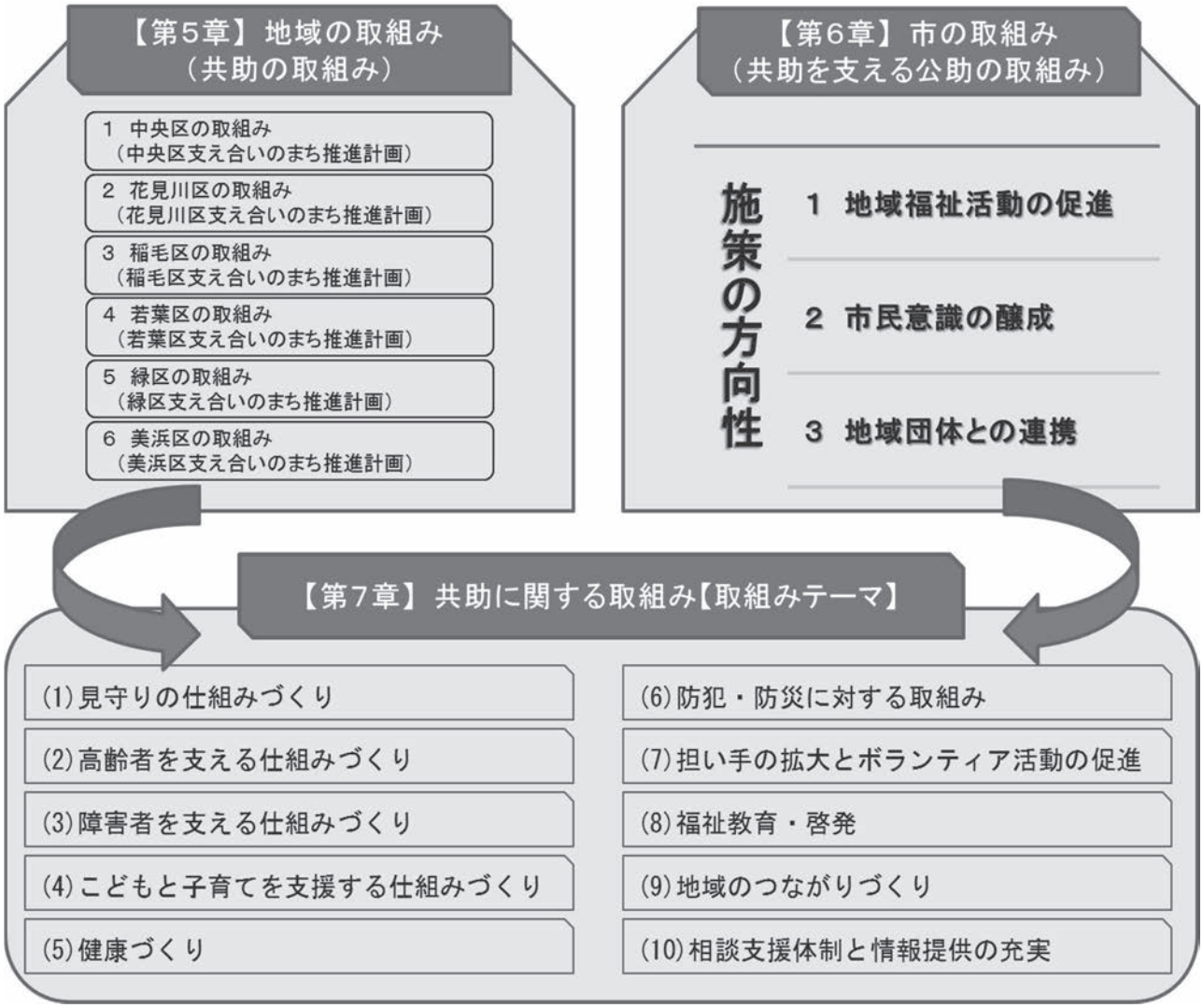

４　計画期間

上位計画である第３次実施計画との整合を図り、計画期間は平成 30(2018)年度から平成 32(2020)年度までの３年間とします。

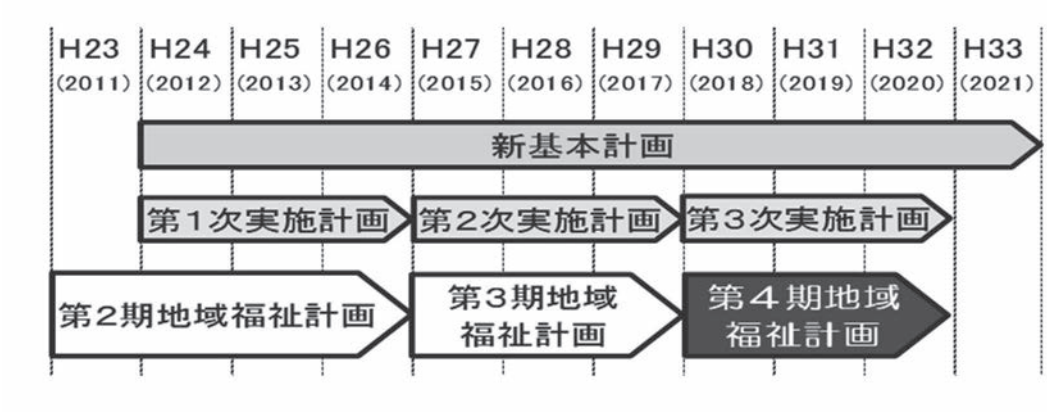

５　計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、千葉市社会福祉審議会地域福祉専門分科会において全体の審議を行うとともに、各区の支え合いのまち推進協議会において区計画の内容について協議を行い、委員の様々な意見を反映させて内容を決定しています。

また、市民説明会やパブリックコメント手続などによる意見募集を実施し、多くの市民の意見が反映されるよう努めています。

年月	実施内容
平成 29(2017) 年 2 月	平成 28(2016)年度第 3 回地域福祉専門分科会（2/10） ・支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の策定方針（案）・骨子（案）について
2～4 月	各区支え合いのまち推進協議会（区計画の策定作業開始）
5 月	WEB アンケート調査（5/1～10）
7 月	平成 29(2017)年度第 1 回地域福祉専門分科会（7/27） ・支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の素案について
9 月	各区支え合いのまち推進協議会（区計画案の決定）
10～11 月	市民説明会開催（各区 1 回開催）
11 月	平成 29(2017)年度第 2 回地域福祉専門分科会（11/24） ・支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の原案について
12 月	パブリックコメント手続による市民意見の聴取
平成 30(2018) 年 3 月	平成 29(2017)年度第 3 回地域福祉専門分科会（3/29） ・支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の最終案について 支え合いのまち千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）の決定

第４章　各区における地域福祉活動の好事例

地域福祉活動をより積極的に推進するため、市内で取り組まれている活動の実践事例の中から、地域において実行・活用する上で参考となる好事例をご紹介します。

中央区　地域一体「協働」の体制づくり～松ヶ丘中学校地区～

エリア内の取組みの一部をご紹介します！

～誰もが気軽に立ち寄れる拠点～

地域のシンボルとして浸透した拠点では、様々な取組みが行われています。現在は、地元の町内自治会館の空き時間を使い、活動が広がっています。

また、大学生ボランティアの拠点にもなっており、地域住民と相互交流が図られています。様々なイベントを手伝う一方で、淑徳大学看護栄養学部の学生による「高齢者インタビュー」では、高齢者は大学生に対して高齢者が過ごしてきた時代背景や価値観を伝えています。これは看護の現場で患者さんと接する時に大変役立つそうです。

➢「子ども食堂」H29(2017) 年 10 月から、淑徳大学看護栄養学部の協力により開催しています。

➢「ゆうあい広場」（高齢者向けサロン）

淑徳大学看護栄養学部による「健康教育・栄養講話」、発声、脳トレ、シニア体操等皆さんが興味を持って楽しめるようなメニューを取り入れています。毎回、20～40 名程が参加されています。

➢「コミュニティカフェ」

午後３時を過ぎると、下校後の子ども達が次々と集まります。いつでもボランティアの方の見守りがあるので、保護者も安心です。おやつを食べながら、宿題を教え合ったり、カードゲームをしたり、それぞれの時間を過ごしています。

➢「オレンジカフェ（認知症カフェ）」

認知症が心配な方やご家族等が住み慣れた地域で生活しつづけるための相談の場、認知症等の病気を学ぶ場として始めました。H29(2017)年 10 月から、淑徳大学看護栄養学部、あんしんケアセンター等の協力により開催しています。１回目から満員御礼で、継続した取組みが期待されます。

～シニアリーダー体操～

松ヶ丘公民館では、シニアリーダー（※１）による介護予防体操（シニアリーダー体操）を行っています。これは、体操と脳トレーニングを組み合せた転倒予防・認知症予防を目的とするもので、毎週、多くの高齢者が気軽に楽しく心身の健康づくりに取組んでいます。

（平成 28(2016)年度：参加者のべ 1,939 人、スタッフのべ 244 人）

ホームページで随時情報を発信しています⇒http://matugaoka.jp/（松ケ丘中学校地区地域運営委員会）

～高齢者お助け隊～

平成 21(2009)年度から、高齢者の日常的な困りごとの解決をお手伝いする活動を続けています。当初は、様々なメニューを作りましたが、現在は、依頼の多い、庭木の枝落とし、草むしりが主です。以前は、町内会の回覧板で周知していましたが、現在は、周知の必要がないほど地域に定着し、作業依頼が増えています。対象者は、松ヶ丘地区部会エリア在住の高齢者・障害者等で支援が必要な世帯で、利用料金は、従事者１人につき 500 円／時間です。

～「認知症徘徊声掛け模擬訓練」～

徘徊者役の方に声掛け役の中学生がやさしい口調で話かけています。認知症のある方等が、行方不明になったと想定して、声をかけて安全に保護するための取組みです。

【円卓会議からはじまり】

平成 18(2006)年度から行政・社協等の補助金を活用し、高齢者や子ども分野の支援、防災対策等地域内諸課題の解決に取り組んできました。その後、少子高齢社会に移行することに伴う諸問題への対応を模索していたところ、県が募集した「連携・協働による地域課題解決モデル事業」（※２）に松ヶ丘地区が選定されました。（平成 23(2011)・24(2012)年度）

この事業では、「安全・安心のまちづくり」の実現を目指して、各団体や大学等地域資源の特性を活かし、地域一体となり「協働」で取り組むことで、地域課題の解決を図るとともに主体的な取組み体制を確立することなどを目的としました。

事業内容は、①淑徳大学看護栄養学部との協働での健康相談・傾聴ボランティア事業②地域活動の活性化に向けた人材バンク・地域情報発信事業等の展開③事業の継続に必要な資金調達など、活動基盤強化に向けた研修等の実施でした。

実施にあたり、「円卓会議」（※３）で地域の各団体が毎月顔を合わせて情報・意見の交換を行っています。

このモデル事業終了後も、活動を継続し、平成 27(2015)年５月に松ヶ丘中学校地区地域運営委員会へと移行しました。（※４）

そして現在も、月１回円卓会議を開催しています。連携している淑徳大学看護栄養学部、町内自治会連絡協議会、社協地区部会、民生委員・児童委員、育成委員会、スポーツ振興会、自主防災・防犯の会のほか、小・中学校及びPTA、幼稚園、あんしんケアセンター、病院、等々…多岐にわたり、現在の構成員は 43 団体です。構成員が、各自の活動内容の報告を行い、地域の課題を把握することができます。縦割りの体制では進まない事柄も、皆で進めていくという雰囲気が出来ており、総合的な地域コミュニティ力を向上させる仕組みが実働しています。

（※１）シニアリーダー…本書 21 ページ第２章２（１）⑬をご参照ください。

（※２）「連携・協働による地域課題解決モデル事業」…地域課題の解決に向け、NPO 等をはじめとする地域の多様な主体が、利害関係のあるなしに関わらず対等な立場で参加し、「協働の力」で問題解決に当たることで、多様な主体による連携・協働の体制を構築することを目的とする。

（※３）円卓会議…地域課題に対して社会的責任を持つ NPO 等、企業、市町村を含め幅広い分野の団体の参画による。

（※４）地域運営委員会…本書 18 ページ第２章２（１）④をご参照ください。

花見川区　子ども食堂～社協犢橋地区部会～

子ども食堂については、NPO 法人等の主催により近年全国各地で開催が始まっています。市内においても取組みが広がりつつあり、社協地区部会の取組みとして、犢橋地区は市内初となります。子どもがひとりでも来られるような場所になることを目指して、試行錯誤しながら取組んでいます。

【きっかけ・背景】

地元の篤志家（とくしか）から、子ども食堂への寄付の申し出があり、地区部会として是非やりたいと思ったことが契機となりました。

ヘルスメイト（食生活改善推進員）千種グループにより、食事調理のご協力をいただけること、地区部会常任理事会にて、「昔あそびと流しそーめんの集い」や年末の「餅つき大会」などを実施してきた「犢橋地域ふるさとづくり実行委員会」（下部組織として「子ども食堂班」を設置）で主催することとなりました。

【目的】

「子どもの貧困対策」の一環として広がっている子ども食堂ですが、それのみならず、食事を介した児童や保護者間の相互交流や地域住民との交流を通じて子ども達の心身ともに健全なる育成を図ることを目的としています。

【対象者・利用の仕組み】

○対象者：原則として満５歳～満 12 歳の子ども及び保護者
○会費：保護者 300 円、子ども無料
○場所：ふるさと農園（花見川区）
○開催日：月１回土曜日及び日曜日開催
※日程については事前に確認してください。

また、食材準備等の都合上、事前申込をお願いします。定員 20 名程度。

食物アレルギーをお持ちの方はご遠慮いただいています。

↑本日のメインは鳥のから揚げなどによるバイキング形式

↑栄養バランスのよい献立

↑ごはんの後はお楽しみ（七夕かざりづくり）

【活動の工夫】

■活動場所について

衛生的な調理室があり、子どもが集まりやすいといった条件が揃う場所は少ない状況です。調理室の設備面、ロケーションの良さ等から、ふるさと農園に決まりました。

■周知について

最初は、子どもルームの利用者に対し、両親が共働きで子どもが食事に困ることがあると思い、第一に声をかけました。しかし、休日は家族で過ごしたいと思う方が多いためか、思いのほか、参加者が見込めませんでした。現在は、学校ＰＴＡ等を通じた口コミ募集をしています。

多くの方に利用していただきたいという気持ちがある一方で、協力者（ヘルスメイト５名）の人手、食材の準備、資金面（１回あたり施設使用料込みで１万円程度の支出）には限界があり、本当に必要な方に参加していただくためのPRの仕方には、難しさが伴っています。

■衛生管理体制について

子どもに食事を提供するためには、衛生面の安全性について細心の注意が必要です。そのため、子ども食堂班全員の検便検査等保健所に相談をして、衛生管理の正しい知識を持って活動をしています。常に、提供食事の培養検査ができるように検食を保管したり、食事を持ち帰らないよう、参加者へしっかり声掛けをしたりしています。

■食後の楽しみ

会食懇談後における子ども達の楽しみのひとつとして、手作り工作を取り入れています。担当班員指導のもと、季節に合わせた七夕かざりやゴム鉄砲等製作の喜びを間近で見つめる保護者の方々にも好評です。

【活動の展開】

■寄付からはじまり…

地元篤志家（とくしか）の寄付がきっかけとなった活動。犢橋地区部会長（鶴岡さん）は「寄付は、励みになる。こちらも頑張ろうという気持ちになる。」とおっしゃいます。

例えば、毎夏開催している「昔あそびと流しそーめんの集い」では、当初、素麺だけ提供していましたが、ある時、すいかを地元の方が寄付して下さったことから、「すいか割り」が恒例行事になったということがありました。

このように、寄付が活動の呼び水になったり、その後の活動の展開を変化させたりする場合があります。寄付金のほか、子ども食堂に寄贈していただいた食材は、当日のおいしいメニューに反映されています。

■子どもを中心としたネットワーク

地区部会が主体であるものの「地区部会だけではできなかった」と会長（鶴岡さん）はおっしゃいます。「子どもの食」に対する地元の方のあたたかい気持ちがつながり、その先には、子ども食堂を通じて子どものために何かしたいと思う人が増えていくことが期待されます。

■ニーズに合わせて

対象者の年齢制限を設けていますが、年少の兄弟姉妹がいる場合の参加について要望がありました。現在は、兄弟姉妹が参加している場合は対象年齢下でも利用できるようにしました。

また、食物アレルギーをお持ちの方は、原則、参加をご遠慮いただいていますが、食事はお弁当持込を可とすることを検討するなど、適宜、利用者の要望に応えながら、継続しています。

【連絡先】犢橋地域福祉交流館
電話・FAX　０４３－２５９－０２５１

稲毛区　いなげ子育てフォーラム～点から線そして輪（WA）へ～

「稲毛・こどものWAねっとわーく」は、稲毛区内全域における、子どもに関わる公的機関・NPO・子育て支援団体・個人の小さな活動も含めたさまざまな活動団体の方々へ声をかけ、お互いに「顔の見えるつながり」を作ることをめざし、情報交換交流会として、これまで３回の『いなげ子育てフォーラム』を開催してきました。

【フォーラムの様子】

平成29(2017)年７月、第２回フォーラムでは、平成29(2017)年１月に開催された第１回フォーラムの参加者から出された課題やご意見を踏まえ、「活動の継続に向けた人材募集・人材育成」というテーマで意見交換などを行いました。各活動の課題解決や充実、広がりに向けてどのようなことができるかを考える場となりました。

第１回フォーラム～普段抱える悩みをこの場で～

地域で子育てをしている方のほか、子どもや保護者と直接関わり、子育てに関する支援を行う方、支援する組織を運営する方、学生等、さまざまな立場の方が参加されています。

参加者からは、「どこも同じ悩みがある。苦労を分かち合えた。」「横のつながりができたことが大きな収穫。」「さまざまな視点での話を聞くことができ、より稲毛区を知ることができた。これからさらに飛躍していける地域だと感じた。」といった前向きな感想がありました。また、「継続してほしい」と好評をいただいており、今後の継続・発展が期待されます。

情報交換コーナー

いなげ子育て活動紹介冊子
『おたからぽけっと 2016』

【団体設立までの道すじ】

- 「ちば・子育て応援しよう会」により、平成28(2016)年度稲毛区地域活性化支援事業に応募・採択
- 事業を実行する組織として、「いなげ子育てフォーラム実行委員会」を設立

【平成28(2016)年度活動】

- 平成29(2017)年１月「第１回 いなげ子育てフォーラム」開催
- 『おたからぽけっと』(いなげ子育て活動紹介冊子)、乳幼児向け子育て支援活動チラシ作成
- 平成29(2017)年２月 実行委員会メンバーを中心とした「稲毛・こどものWAねっとわーく」設立

【平成29(2017)年度活動】

- 平成29(2017)年７月「第２回 いなげ子育てフォーラム」開催
- 平成29(2017)年12月「第３回 いなげ子育てフォーラム」開催

代表（菊池さん）は、これまで「千葉市子育てサポーター」として教育委員会の委嘱を受け家庭教育支援チームの活動や「ちば・子育て応援しよう会」代表としての活動等、長期にわたり子育て関係の支援に携わってきました。

まずは、自身が居住している小中台地区において、子育ての支援をしている個人や団体についての情報収集・提供、場づくり、子育てミニフォーラムの開催等を通じた地域のコーディネート活動を展開しました。活動の内容に応じてコーディネートを行っていたところ、狭いエリア内で活動が収まることはありませんでした。また、以前から区域で子育てフォーラムを開催している若葉区の活動を参考に、より広いエリアでネットワークをつくりたいという思い

を、市社協稲毛区事務所に伝えたことがきっかけとなっています。

設立メンバーの集結には、市社協稲毛区事務所コミュニティーソーシャルワーカーが一役買っています。構成メンバーには、一見子育てとは無縁のような活動をされている方も。現在、子育てサポーターをはじめ、まちづくり関係のNPO法人、大学関係者、福祉施設関係者、おもちゃインストラクター等が中心メンバーとなっており、各々が持つ知識や問題解決のノウハウ、ネットワーク等を活かして活動しています。

【稲毛・こどものWAねっとわーくの活動】

■めざすこと

稲毛区内の子どもに関わる個人・団体が連携・協力し、さまざまな活動が「点」から「線」となり、「線」がつながり「輪（WA）」となるように、お互いに『顔の見えるつながり』をつくるとともに、誰もが子育てしやすい地域づくりを推進するため、地域力を活かしながら、子ども達が生きる力を育むことができる環境づくりをめざしています。

稲毛区は「文教のまち」として比較的若い世代が活躍する地域であるという背景から、子ども分野に特化した中間支援組織（※）として活動しています。

（※）中間支援組織…直接、子どもや高齢者等への支援・サービスを行うのではなく、そのような活動の支援（中間支援）を行う組織。例えば、グループづくり、団体の運営、ネットワークづくり、活動ノウハウの共有、調査、自治体などへの提言等。なお、当団体は、市民活動支援センターのような支援対象の活動分野を問わない「一般型中間支援組織」ではなく、特定の活動分野についての専門性を備えた「領域特定型中間支援組織」という点でユニーク。

■おたからぽけっと作成

稲毛区内の子育て支援に関する団体の情報を集めました。特徴は、団体が「お手伝いできること」のほか、「お手伝いしてほしいこと」を掲載している点です。冊子を見て、各団体へ問い合わせる人が増え、じわじわと反響を感じています。現在は、行政（健康課や公民館）等と連携しながらおたからぽけっとBaby（乳幼児親子向け）の発行の準備をしています。

【活動の工夫】

■つながるコツ

「身近なところで」「顔と名前が一致する関係」を作ることです。団体名と役職だけではなく、「○○の□□さん」というように。地域という名前の人はいません。一人一人の人のつながり、関係づくりが育まれる場として地域を捉えたいと思います。また、組織の活動圏域や形態に捉われず「子育て」を通してつながることです。

■中間支援組織というスタイル

代表（菊池さん）は、「ちば・子育て応援しよう会」等の活動で、地域ぐるみの子育てを考えて自分たちが出来ること・やりたいことに取組んできたところ、「あなたたちがやっていることは中間支援である」と、他の方から言われるようになったとお話されていました。

地域にはすでに素晴らしい活動がたくさんあります。常に新しい情報を入れながら、子育て中の方や支援をしている方に声をかけ、互いの活動情報を共有し、個々の活動の背景や歴史を大事にしながら、地域課題の解決に向けてコーディネートする役割を担ってきました。

一番難しいと感じているのは、「地域の中に、コーディネート機能の必要性の共通理解があるか」という点です。また、コーディネーター自身が目立つのではなく、皆が活動して良い成果を出しているということこそが素晴らしいことだと感じながら活動しています。

このような取組みが、本計画の中で多世代共生のまちづくりにおいても子ども分野の視点から寄与できるようになることを期待しています。

問合せ先　千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所内
TEL：043-284-6160　FAX：043-290-8318
E-mail: inage.kodomonowa@gmail.com
URL: https://inage-kodomonowa.jimdo.com/

若葉区　加曽利たすけあいの会～社協加曽利地区部会～

加曽利地区は、エリア内の障害者福祉施設「桜が丘晴山苑」に拠点事務所を持ち、「介護に頼らない健康づくりと福祉ネットワーク作り」を合言葉に、支え合いの体制を築いています。

拠点では、毎週月曜日「作戦会議」を行い、熱い議論を交わします。「反対意見であった人も、いざやるとなれば、誰よりも一生懸命協力する」という、信頼関係で結ばれたメンバーを中心として、様々な取組みが広がっています。

エリア内の取組みの一部をご紹介します！

【加曽利たすけあいの会】

■取組み概要

顔の見える関係の中での助け合い（身近な生活支援）と、広く大きなエリアでの助け合い（大型機材を用いた剪定、伐採等）を２本の柱とした取組みです。

■背景・経緯

エリア内の超高齢化（高齢化率 29%）が進む中、見守りや助け合いの仕組みが全くないことを重要な地域課題と捉え、平成 23(2011)年度「千葉市地域支え合い体制づくり事業補助金制度」により、「加曽利あんぜん・あんしんネット（見守り活動）」「加曽利たすけあいの会」を開始したことがきっかけです。

■活動内容

公助に該当しない生活支援（比較的簡単な力仕事、大工仕事、電気工事）、窓・壁の高圧洗浄、屋内・室外の整理整頓や、樹木の伐採、剪定、草取り等で発生する大量の廃棄物処理等があります。

＜対象＞

概ね 75 歳以上の高齢者世帯

＜料金＞

600 円／時又は 900 円／時（仕事内容による）

※別途、利用者負担の費用有り

詳しい利用条件等は、「助け合いの会」へお問い合わせください。

■活動の工夫

口コミは勿論、チラシを様々な機会で配布したり、はっぴ、ポスターをイベント等で活用したりして周知しています。

また、晴山苑が、電話で申込みを受付けてくださることが、とても助かっています。その後は、２名のコーディネーターが全体調整のもとで進めていきます。

最近では、リピーターの利用が８割程となっており、売上実績も、取組みを始めた平成 24(2012)年度当初から順調に伸びています。

■一人の課題から

中には、近所にゴミの処理等を行える支え合いの体制があったとしても、本人としては、「近隣に迷惑をかけた上で、片付けまでお願いすることはできない」とご近所支援を辞退するケースもあります。市社協が広域的に実施された方が良いと判断し、ご本人のご意向に沿う場合は、地区を越境してサービスを行うこともあります。

ここでは、深刻な状態にある人に対し、「自分たちが何かできないか」と思える意識が醸成されており、他人ごとを自分ごととして捉えた取組みが行われています。

また、支え合いの会がサービスを行うばかりでなく、サービスを受けた本人が御礼の気持ちを持てることが大事で、その方が元気な時にできることをしていただくのが良いと考えています。実際、交流が続いていた人から、自発的なボランティアの申し出もありました。

～「庭木剪定やってみ隊」～

平成29(2017)年度から、ことぶき大学校(※)の学生を対象とした研修を請け負っています。ボランティアへの意欲・関心が高くても、必ずしも活動に結びつかないことがあります。地域における庭木剪定の実習を通して、「自分にもできる」と実感していただき、ボランティア精神のある高齢者の力を地域に「一歩踏み出す」お手伝いをしています。

（※）ことぶき大学校…高齢者が知識・技能習得を通じて、仲間づくりや社会活動への積極的な参加を行うことを目的とする。

～ごみ屋敷への対応～

助け合いの会で請け負うこともある、「ごみ屋敷」への対応については、一部の自治体では、専門のサービスが始まりつつありますが、多くの自治体にとっては、必ずしも既存の制度の中で解決できない、いわゆる「制度の狭間」にある問題です。

こうした課題を抱えた人が共通して社会的孤立の状態にある場合が多いことが分かってきています。困りごとを抱えたまま、助けを求めることができなかったり、助けを求めていても、近所からは「困った人」と思われたりしがちです。今後は、アウトリーチを含めたアプローチを行うことも視野に入れた体制づくりが課題となっています。

【福祉ふれあいバザー】

取組みを地域に知っていただき、地域のコミュニティの場となること、また、高齢者人口の増加に伴い、これまで以上に必要とされる支え合いの体制を維持するため、地区部会で活動資金を獲得することをねらいとして、平成28(2016)年度から開催しています。

平成29(2017)年度は、桜が丘晴山苑敷地内にて、バザーふれあい広場（物品販売、喫茶店）、子どものお楽しみ広場（竹工作遊び等）、福祉ふれあい広場（あんしんケアセンター桜木による「よろず相談」、（株）ヤックスによる「健康測定」）を実施しました。

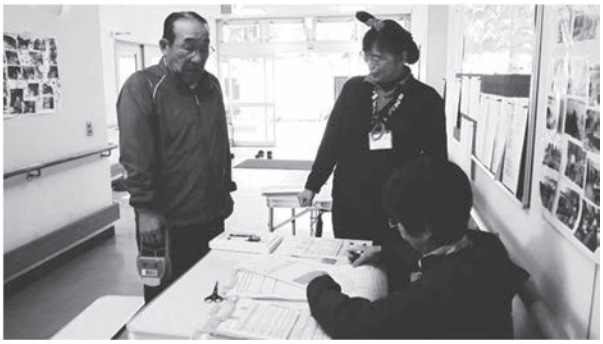

■活動の工夫

開催にあたり、他地区の視察を行いました。介護・福祉の取組みである「福祉ふれあい広場」は、高齢者在宅介護サービスセンター「シャローム若葉」のバザーを参考にしています。平成29(2017)年度は、企業（ヤックス）の地域に貢献したいという御厚意を受けて実現しました。

また、地区部会の情報は、月１回の自治会理事会にて共有しています。「情報が浸透していると感じる」ことで、それぞれが両輪となって実働する体制が実現しています。

【連絡先】「加曽利たすけあいの会」
社協加曽利地区部会・桜が丘晴山苑
０５０－３５１９－７９５０
（月～金曜日　９時～１７時）

緑区　買物支援サービス～大椎台自治会区域～

緑区大椎町は、JR 土気駅の南に広がる緑区東部のエリアで、区内でも急速な少子高齢化（高齢化率 47.54%）が進んでいます。大椎台団地は、大椎町にある戸建て大型団地です。団地の中に「大椎台さわやか通り」が南北に延び、通り沿いには商店街があります。しかし、団地の方々が食料品等を購入していた小売店が、近年、次々と閉店し、離れたところにあるスーパーまで出向く必要が出てきました。この通りは、距離１㎞、高低差 30m程と、高齢者が重い荷物を持って歩くには非常に大変な道のりです。

買物支援サービスは、この不便な状況を改善し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけることを目的としています。

【活動開始の経緯】

大椎台自治会では、平成 28(2016)年２月に「お困り事」に関するアンケートを実施した結果、買い物に行きづらい高齢者のニーズを把握しました。一方で、地域の高齢者福祉施設（特養)「千寿苑」では、地域に貢献したいというご意向があり、社協が両者をつないだことから始まりました。

「千寿苑」は車両の運行及び運行に伴う諸経費の負担等に関すること、自治会は当日の出欠確認や協力員（ボランティア）の確保等に関すること、「せんどう土気店」は、駐車場の確保に関すること等、サービスの利用決定、保険加入、相互調整に関する事等は、社協が中心となり行うといった４者の役割分担が整理されています。

【サービス概要】

買物に困っている高齢者の自宅と買物をする店舗の間を送迎します。施設職員が運転する９人乗りの車両で運行し、車両には、買物支援協力員（地元ボランティア）１名が同乗して利用者のサポートを行います。

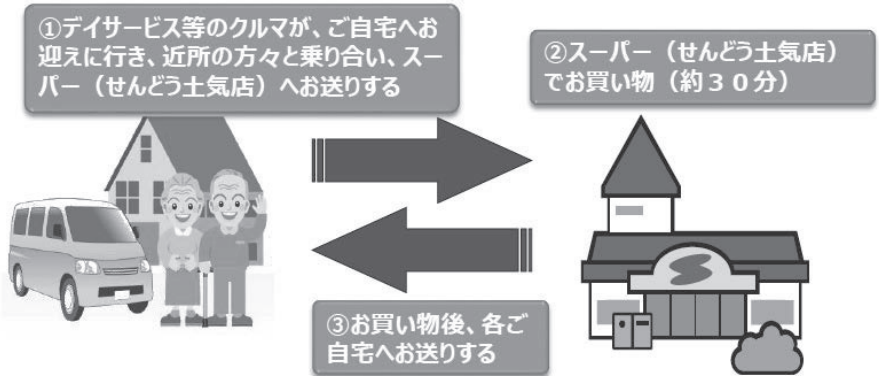

※詳しい利用条件等は市社協緑区事務所へお問い合わせください。

＜対象者＞

大椎台自治会の会員で、①②のいずれかに該当する方

① 70 歳以上で、日常の買物に不便を感じている方

② 70 歳未満で、特別の理由（疾病等）により日常の買物に不便を感じている方

※１人で車の乗降が出来る方

※介護認定を受けている方のうち、要介護１～５の方は対象外

※障害者福祉サービスを利用できる方は対象外

＜参加費＞

・無料

＜運行日＞

・毎週木曜日

13 時半から 15 時半の間

【運営のポイント】

■マニュアル作成

「買物支援の手引き（協力員向けの内容）」、「自治会の連絡フロー」、「施設・社協・店舗・自治会の役割分担」など、運営に必要なマニュアルを作り、それぞれの支援者間で共通認識が図れるようになっています。一度作られたマニュアルは、他の地域で同様のサービスを展開する際にも役立ちます。

■施設との相互交流

大椎台自治会は、千寿苑と以前から交流があり、配食サービス、洗濯物たたみ、行事の協力等のボランティアを行っています。施設のご厚意無くしてはできないサービスですが、一方的に支援されるということではなく、相互に助け合える関係性を築いています。

■運営体制

委員会が中心となり実働部隊となっています。自治会メンバーは毎年変わるため、自治会で全て実施しようとすると、「仕事を増やさないでほしい」という反応になるはずで、負担が大き過ぎると考えています。何か事業を行う際、まずは検討委員会を作り、自治会へ諮ったうえで正式な委員会を設立します。

また、各団体間の連携ということについては、多くの地域において課題と感じられているところだと思われますが、例えば、福祉分野の事業であれば、関連しそうな組織（民生委員、社協地区部会、福祉委員会、自治会）は全て最初から集まって話をするようにしており、その後連携しやすいような組織づくりの工夫をしています。

■担い手の確保

人を集めることについては、毎月発行している地域福祉委員会の広報誌で何度も広報します。また、口コミによる効果も大きいです。

「普段からのご近所付き合いを大切にすること」これが、いざという時、力を発揮しています。

【利用者の声】

「以前は、夫が車を出して買物をしていたけれど、高齢のため免許を返上してしまった。バスやタクシーを利用して買物するとなると、やはり不便で…この支援はとても助かっています。」「他にも宅配サービスがあるけれど、特に生鮮食品は、自分の目で見て買いたい。」

利用者の方は、産地がどこか、天然ものか、新鮮かどうか見極めて買物をされていました。買物の不便の解消に加え、週１回のこの機会をとても楽しみされています。

買物支援サービスは、潜在的に多くの需要があり、取組みが各地で広がることが期待されます。

頭をぶつけないように！
協力員の細やかな配慮。

【連絡先】
千葉市社会福祉協議会 緑区事務所
０４３－２９２－８１８５

美浜区　憩いのカフェ『カフェさいわい』～特別養護老人ホームしょうじゅ美浜内～

『カフェさいわい』は、地域の見守り活動を行っている「みまも～れ幸町」の安心協力員（見守りボランティア）の皆さんが中心となり、特別養護老人ホーム「しょうじゅ美浜」地域交流スペースにて平成 28(2016)年４月４日のオープン以降、地域交流のコミュニティの場として運営されています。

➢ついつい長話に…

【オープンのながれ】

千葉市より、厚生労働省が指定する「安心生活創造事業」のモデル地区として幸町団地自治会に声がかかり、最終的には幸町２丁目全域で、「みまも～れ幸町」（電話、訪問、来所による高齢者の安否確認を行う、幸町２丁目一人暮らし高齢者等見守り支援事業、以下「見守り支援事業」）が、平成 21(2009)年度から、千葉県社会福祉士会が委託を受けるという形で始まりました。平成 24(2012)年度からは、あんしんケアセンター幸町が事業を引き継ぎました。

当初、見守りをしてほしい人、したい人を地域全戸ポスティングで募り、「安心協力員」（ボランティア）の体制ができました。

しかし、見守りをしてほしい人が想定したよりも少なかったため、「見守り支援事業」と並行して、協力体制を活かすことができる取組みについて、あんしんケアセンターが会議で提案し、候補の一つが「地域カフェ」でした。「国道 14 号沿いには、コーヒーショップはあるものの、もっと気軽に集まることができる場所が欲しい」という地域のニーズと合致したため、オープンに向けて準備が始まりました。

場所の選定については、地域福祉医療拠点化の取組みを行っている UR 賃貸住宅の集会場も候補として挙がりましたが、高齢者福祉施設「しょうじゅ美浜」は、何より新しく明るい雰囲気であることや、施設側の協力的な姿勢もあり、メンバーの「ここでやりたい」という気持ちで一致しました。町内集会場を地域カフェに活用している場合もありますが、「靴を脱いで入る」というちょっとした動作を省ける方が、より気軽に寄れる場所になるのではないかとも感じたとのことです。

オープンに際しては、生活支援コーディネーターの後押しと、社協幸町２丁目地区部会のバックアップがありました。

【運営の工夫など】

現在は、電気、水道、氷、スペースの利用は無償。飲食物の持ち込みは施設の許可をいただ

いています。また、初期投資が大変ではないかと見込んでいましたが、必要な物品はボランティアの方々が持ち寄り、あっという間に集まりました。コーヒーは、誰が煎れても同じ味になるようにポーションタイプを使うことにしました。

ボランティアの方で手芸や絵画など色々な特技を持っている方がおり、それぞれ工夫を凝らしてカフェ運営に取り組んでいます。

【あんしんケアセンター職員の声】

「みまも～れ幸町」のボランティアと地域の関係機関の協力があり、１年の準備期間を経て立ち上げとなりました。開所後は、ボランティアの方の素晴らしい対応で「住民主体の憩いの場」として地域に定着しています。

【地域ボランティアの力で】

現在、15 名のボランティアが登録し、シフト制で運営しています。地域福祉活動は、担い手不足と言われていますが、こちらの活動に関しては、幸いにもボランティアの希望が多く充足しているそうです。カフェは、ボランティアの方のさりげない気遣いや雰囲気づくりによる憩いのスペースとなっていました。一日 40 人程のお客様が来場されています。

ボランティアの皆さんからは、「来てよかったと思えるよう、明るい笑顔で接している。」「いつまで居てもいいような雰囲気づくりを心掛けている。」「あえて『何もないカフェ』がいいと思う。つい色々なイベントなど詰め込みたくなるが、来場者は必ずしもそれを求めていないと思うので、やりすぎないように。良い意味で来場者にあまり構い過ぎないようにして、自由な雰囲気を作っている。」「あんしんケアセンターが関わっているので、ボランティアとしては安心して取り組める。」といった声が聞かれました。

活動意欲の高いボランティアが集っている場で、アイディアを検討することで、実行性のある前向きな取組みが生まれているようです。最初は、誰かがレールを敷くようなことであっても、担い手が自発的に活動していくことで、自分たちの活動としてどんどん充実した取組みとなっています。

【地域交流スペースの活用について】

市内全域で「活動をしたくても気軽に集まれるスペースが無い」といった声は多く、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所として、社会福祉施設内の空きスペースの活用が期待されています。

（本計画書資料編Ｖ（３）「市内施設一覧」に掲載しています。活動にお役立てください。）

【皆さんへのメッセージ】

様々な世代の方に来ていただけるようになるといいと思います。当初は、女性の参加者が多かったのですが、徐々に男性のグループの方も見えるようになりました。今後は、子育て世代のお母さんなどにも、気軽に寄っていただけるようになると嬉しいです。

場所：特別養護老人ホーム
「しょうじゅ美浜」地域交流スペース内
（美浜区幸町２－１２－２）
開設日時：祝日を含む毎週月曜日
（年始は除く）
１１：００～１５：００

第５章　地域の取組み（共助の取組み）

１　区支え合いのまち推進計画（第４期区計画）について

区計画においては、第１期（平成 18(2006)～22(2010)年度)、第２期（平成 23(2011)～26(2014)年度)、第３期（平成 27(2015)～29(2017)年度）と、多くの地域の皆さんの参加を得て、日常生活における生活課題の解決へ向けて取り組んできました。

このたび策定した「区支え合いのまち推進計画（第４期区計画)」は、「支え合いのまち千葉 推進計画」の第５章として位置付けられており、今後３年間における住民が主体となった地域の取組み（共助の取組み）が定められています。

この区計画は、第３期計画の全体構成や重点取組項目の設定方法などを継承し、引き続き地域における取組みを推進しやすい構成となっています。

地域においては、市社協や市の支援のもと、社協地区部会ができる限り多くの地域住民や地域団体等の地域福祉活動の担い手と連携を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、区計画に基づく取組みの推進に努めていくこととします。

２　計画期間

平成 30(2018)年度から 32(2020)年度までの３年間とします。

３　区支え合いのまち推進計画のポイント

○　第３期計画の全体構成や重点取組項目の設定方法などを継承し、「基本目標（基本理念)」「基本方針（仕組み)」「取組内容一覧」の３本立ての構成により、地域住民に取組内容が周知されるようシンプルな形態としました。

○　社協地区部会を中心とした地域住民等が、地域の生活課題やニーズを踏まえたうえで３年間で注力して取り組む活動を考え、区計画全体の取組み項目の中から、その地区部会エリアにおいて選定する「重点取組項目」を引続き設定しました。

○　社協地区部会が、地域（地区部会エリア）の中核組織として地域の様々な組織や団体と連携・協力を図りながら、活動状況の把握や活動の促進を行い、「重点取組項目」を含めた地区部会エリア内「取組項目」全体の取組みの推進に努めます。

○　区支え合いのまち推進協議会が、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討など行い、区計画を推進します。

【10 の取組みテーマと重点取組項目を設定した地区部会エリアについて】

本計画では、共助に関する取組みを 10 の「取組みテーマ」に分類し、第７章において、「取組みテーマ」ごとに地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

各区計画において重点取組項目を設定した地区部会エリアを、「取組みテーマ」ごとに整理した結果は、下表のとおりとなっています。

取組みテーマ	重点取組項目を設定した地区部会エリア ※　（　）の数字は複数の重点取組項目の数	延エリア数
１　見守りの仕組みづくり	都　ちば中央　西千葉　蘇我　白旗台　松ヶ丘　川戸　生浜　東千葉　新宿 中央東　千葉みなと　花園　犢橋　こてはし台中学校区　幕張・武石　花見川 花見川第２　こてはし台　幕張本郷中学校区　畑　小中台東　山王　稲毛　稲丘 草野　緑が丘　３０１（作草部・天台）　小中台西　桜木　小倉　都賀　誉田 椎名　土気　おゆみ野　稲毛海岸　幸町２丁目　幸町一丁目　高洲・高浜 幕張西　打瀬	４２
２　高齢者を支える仕組みづくり	都　西千葉　中央　蘇我(3)　白旗台(2)　松波　松ヶ丘　川戸(2)　星久喜 生浜(2)　新宿(2)　中央東　花園　こてはし台中学校区　幕張・武石　花見川 花見川第２　朝日ヶ丘　こてはし台　畑　稲毛　稲丘　草野　桜木　貝塚　小倉 白井　更科　千城台東南・金親　若松　都賀　千城小　椎名　おゆみ野 稲毛海岸　幸町２丁目(2)　幸町一丁目　高洲・高浜　真砂　幕張西　打瀬(2)	４９
３　障害者を支える仕組みづくり	都　星久喜　生浜　新宿　天戸中学校区　さつきが丘・宮野木台　稲毛　稲丘 草野　誉田　おゆみ野　稲毛海岸　幸町２丁目　幸町一丁目　高洲・高浜 幕張西　打瀬	１７
４　こどもと子育てを支援する仕組みづくり	都　中央　蘇我　白旗台(3)　松波　川戸　星久喜(2)　生浜(3)　新宿　中央東 犢橋　幕張本郷中学校区　稲毛　稲丘　草野　桜木(2)　貝塚　小倉(2)　白井 更科　御成台、千城台西・北　千城台東南・金親　若松(2)　都賀(2)　千城小 椎名(3)　おゆみ野(2)　稲毛海岸　幸町２丁目　幸町一丁目　高洲・高浜 幕張西　打瀬	４５
５　健康づくり	西千葉　蘇我　白旗台　松ヶ丘　川戸　生浜　新宿　中央東　花見川 天戸中学校区　小中台東　轟・穴川　稲毛　稲丘　千草台中学校　草野 緑・黒砂　弥生　桜木　御成台、千城台西・北　２６　千城小　おゆみ野　磯辺	２４
６　防犯・防災に対する取組み	末広　ちば中央　西千葉(2)　中央(3)　蘇我(2)　白旗台(4)　松波　川戸　寒川 星久喜　生浜(4)　東千葉　新宿(4)　千葉みなと　検見川　花見川 天戸中学校区　さつきが丘・宮野木台　畑　山王　轟・穴川　稲丘(2) 千草台中学校　草野　３０１（作草部・天台）(2)　緑・黒砂　坂月　貝塚(2) 白井　更科　２６　千城小　誉田	４９

取組みテーマ	重点取組項目を設定した地区部会エリア ※　（　）の数字は複数の重点取組項目の数	延エリア数
7　担い手の拡大とボランティアの促進	西千葉　白旗台(2)　星久喜　生浜　東千葉　新宿　検見川　花園 こてはし台中学校区　幕張・武石　花見川　花見川第２　こてはし台　畑 小中台東　山王　稲毛　稲丘(2)　草野　緑が丘　３０１（作草部・天台） 小中台西　白井　加曽利　結・みつわ台　椎名　土気　おゆみ野　高洲・高浜 真砂　磯辺　幕張西	３４
8　福祉教育・啓発	ちば中央　西千葉　白旗台(2)　松波　星久喜(2)　生浜(3)　新宿(2)　花園 犢橋　こてはし台中学校区　幕張・武石　花見川　花見川第２　朝日ヶ丘 こてはし台　天戸中学校区　さつきが丘・宮野木台　幕張本郷中学校区　畑 小中台東　稲丘　千城台東南・金親　若松　都賀　誉田　椎名　おゆみ野 幸町一丁目　磯辺	３４
9　地域のつながりづくり	西千葉　蘇我　白旗台(2)　川戸(2)　星久喜(2)　生浜(3)　東千葉　中央東 千葉みなと　花園　犢橋　こてはし台中学校区　幕張・武石　花見川 花見川第２　朝日ヶ丘　こてはし台(3)　幕張本郷中学校区　小中台東　山王(3) 轟・穴川　稲毛(3)　稲丘(4)　千草台中学校(2)　草野(2)　緑が丘(2) ３０１（作草部・天台）　緑・黒砂(2)　小中台西(2)　弥生　坂月　貝塚(3) 白井　更科(2)　御成台、千城台西・北　千城台東南・金親　２６　加曽利(2) 都賀　結・みつわ台(2)　椎名　土気　稲毛海岸　幸町２丁目　幸町一丁目 高洲・高浜　真砂(2)　磯辺　幕張西　打瀬	７５
10　相談支援体制と情報提供の充実	ちば中央　蘇我　白旗台　松波　松ヶ丘　川戸(2)　星久喜　生浜(2)　中央東 千葉みなと　朝日ヶ丘　こてはし台　小中台東　山王　轟・穴川　稲毛　稲丘(3) 千草台中学校　緑が丘　３０１（作草部・天台）　弥生　坂月　貝塚　白井 御成台、千城台西・北、千城台東南・金親　加曽利　都賀(2)　結・みつわ台 誉田　椎名(4)　土気　おゆみ野(4)　真砂	４５
合　計		**４１４**

中央区支え合いのまち推進計画

第４期中央区地域福祉計画　平成 30(2018)～32(2020)年度

１　基本目標

みんなでつくろう、支え合い安心して暮らせる中央区

この基本目標は、中央区の目指すべき将来像です。

第１期計画策定時に掲げられたもので、今般策定を行った第４期計画においても引き継がれています。

２　７つの基本方針

中央区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、７つの基本方針を定めています。この基本方針は、地区フォーラム※で明らかになった生活課題や解決策等から導かれたものであり、地域福祉を推進する方向性を示すものです。

第３期区地域福祉計画では、地域での共助の役割が増加し、地域活動を支える担い手の高齢化が顕著となる中、市社会福祉協議会の各地区部会が重点取組項目を選定し、地域課題の解決に向け取り組み、各地区の目標はおおむね達成できました。

一方で、計画の推進にあたり、担い手不足、関係団体との連携強化、活動拠点の確保等といった課題が浮き彫りになってきました。

第４期計画では、こうした課題がある中、地区部会の実情に応じ、重点取組項目を選定し、「**支え合い安心して暮らせる中央区**」となるよう取り組んでいきます。

※　地区フォーラム

平成16(2004)～17(2005)年度にかけて、各区に4つ設置した住民参加型のフォーラム。

地域住民や様々な地域関係者で構成され、身近な地域での生活課題を抽出し、自助・共助の視点から解決策を検討した。

≪基本方針１≫　身近なコミュニティづくりの推進

支援を必要とする人たちが地域で埋もれてしまわないよう、お互いが隣近所に気を配り、支え合いの仕組みをつくり身近なコミュニティづくりを推進する。

また、幅広い世代にイベントなどを通じて、ふれあう機会を提供する。

さらに、様々な交流の機会を通じて、住民同士の仲間づくりや健康づくりに取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進を図る。

≪基本方針２≫　交流の場と仲間づくり

町内自治会館や福祉施設等の協力を得る中で、誰もがいつでも気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組む。

また、様々な交流の機会を通じて健康づくりや仲間づくりが図れるようにする。

≪基本方針３≫　社会参加の推進

誰もが、地域社会でその人らしく充実した生活が送れるよう、地域に活動の場を確保し、社会参加ができる環境を整える。

≪基本方針４≫　地域の福祉力向上、担い手づくり

誰もが持つ福祉の心を喚起・啓発し、幅広い福祉の活動の輪を広げる仕組みづくりも行って、地域の福祉力を高めるとともに、新たな担い手を確保する。

≪基本方針５≫　相談体制、情報提供の場づくり

いつでも気軽に相談ができて、欲しい情報を分かりやすく収集できる仕組みをつくる。

≪基本方針６≫　福祉教育の推進

人権尊重の意識を高め、地域社会から偏見や差別をなくすため、家庭、学校、地域などの場で福祉教育に積極的に取り組む。

≪基本方針７≫　人にやさしい生活環境づくり

地域が安心・安全で住みよいものになるよう、人にやさしい生活環境づくりを進める。

３　取組内容一覧

≪基本方針１≫　身近なコミュニティづくりの推進

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	地域活動をしている人たち及び関係機関のネットワークをつくる	1	**地域支えあい連絡会の設置・推進** **目的：地域課題の解決に向け、関係団体の連携・協力を深める。**		9 10
			○地域運営委員会の設立に向け共通理解を図る。 ○地域のネットワークづくりの取組みが出来ていない地区は千葉市あんしんケアセンターが主催する「地域ケア会議」等を定期的に活用し、地域のネットワークづくりを行う。 ○地域運営委員会または地域ケア会議等の地域の課題を話し合う組織を作る。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 蘇我地区部会　○ 白旗台地区部会　○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会　○ 生浜地区部会　○ 中央東地区部会 ○ 千葉みなと地区部会	
(2)	要支援者等を地域で支え合う仕組みづくりを推進する	2	**支え合い活動の仕組みづくり** **目的：地域での支え合い活動を推進し、生活課題を解決する。**		7 9
			○地区部会や町内自治会等が、支援を求める方の生活課題を解決する支え合いの仕組みづくりを推進する。 ○住民アンケート調査を実施し、地域の実情やニーズの把握を行い、地区部会や町内自治会で、支援できる内容について検討する。 ○地区部会と社協区事務所が協力し、活動拠点となるよう、地域内の福祉施設等の有効活用について調査し、拠点整備を推進する。 ○支え合い活動に参加する新たな担い手を確保するために、研修会等を実施する。 ○支え合い活動のボランティア登録の受付けと活動を紹介する仕組みをつくる。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 白旗台地区部会　○ 生浜地区部会　○ 東千葉地区部会	
(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	3	**見守り体制をつくる** **目的：支援を必要とする人を日頃の付き合いの中で見守りながら、災害時に備える。**		1
			○取組めていない地区においては、見守り活動への理解と必要性について講習会や勉強会を開催し、啓発活動に努める。（住民アンケート調査、見守り希望者・見守り協力者を把握する） ○地区部会や町内自治会等が、「あんしんカード」を作成、配布するか「中央区ふくし・防災ガイド＆マップ」の「あんしんカード」記載を働きかけ、内容の更新を定期的に行う。 ○地域の中で支援を必要とする人（高齢者や障がい者など）の意向を尊重しながら、住民同士が日常生活の中でさりげない見守り活動を実施する。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 都地区部会　○ ちば中央地区部会　○ 西千葉地区部会 ○ 蘇我地区部会　○ 白旗台地区部会　○ 松ケ丘地区部会 ○ 川戸地区部会　○ 生浜地区部会　○ 東千葉地区部会 ○ 新宿地区部会 ○ 中央東地区部会 ○ 千葉みなと地区部会	

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(3)	見守り体制をつくり、見守り活動を行う	4	**災害時に支援を必要とする人の避難支援** **目的：災害時に機能するサポート体制を構築する。** ○全避難所において、地域の町内自治会、自主防災会等が一体となった「避難所運営委員会」を設置し、災害発生時に地域住民同士が連携しながら、主体的に避難所の開設・運営を行う体制を構築する。 ○地区部会や町内自治会が、独自の避難者名簿を作成し、安否確認や支援体制を構築する。 ○地区部会や町内自治会が、各避難所ごとに関係諸団体と連携し、災害時を想定した避難訓練や炊き出し訓練等を年１回以上実施する。 ○各避難所で運営マニュアルを作成し、毎年内容を見直し更新する。		6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 末広地区部会 ○ ちば中央地区部会○ 西千葉地区部会 ○ 白旗台地区部会　○ 寒川地区部会 ○ 生浜地区部会 ○ 東千葉地区部会　○ 新宿地区部会	
		5	**すべての子どもを地域で育てる** **目的：近所の子どもと顔見知りになることで、子どもの安全のための見守りにも寄与する。** ○地域と学校が連携し、セーフティウォッチャー活動の充実を図るとともに、「子ども110番のいえ」の協力も得て、「声かけ・あいさつ運動」を実施する。 ○関係団体と学校・警察等が連携し、「子ども110番のいえ」訪問、挨拶や駆け込み訓練等に取り組む。 ○地区部会や町内自治会が青少年育成委員会と連携して実施する地域行事を通じて、子どもたちと顔見知りになる機会を設ける。		4 6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 中央地区部会　○ 蘇我地区部会　○ 白旗台地区部会 ○ 星久喜地区部会 ○ 生浜地区部会　○ 新宿地区部会	

≪基本方針２≫　交流の場と仲間づくり

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	高齢者の交流の場をつくる	6	**ふれあい・いきいきサロンの充実** **目的：身近な所で、つどい、交流する場所と機会を拡充する。** ○地区部会が、地域の高齢者向けの「ふれあい・いきいきサロン」を月１回以上開催する。 ○活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 ○身近な集会所等で、ウィークリーサロンを目指し、交流する機会を拡充する。 ○引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。（実態調査の実施）		2
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 都地区部会　○ 中央地区部会　○ 蘇我地区部会 ○ 白旗台地区部会　○ 松波地区部会　○ 川戸地区部会 ○ 星久喜地区部会　○ 生浜地区部会　○ 新宿地区部会	

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	高齢者の交流の場をつくる	7	**地域での健康づくり支援の充実** **目的：介護予防、ひきこもりの防止を兼ねた交流の場と機会を拡充する。**		2 5
			○地区部会、老人クラブ、町内自治会等が、高齢者の健康維持と交流の場となる「ふれあい・散歩クラブ」、「シニアリーダー体操」などに取り組む。 ○「ふれあい・いきいきサロン」において、介護予防や転倒防止運動を定期的に実施する。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会（スポーツ活動）や歴史・文化を学ぶ会（文化活動）を年１回以上開催する。 ○引きこもりの人がいないか調査し、参加を働きかける。（実態調査の実施）		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 西千葉地区部会　○ 蘇我地区部会　○ 白旗台地区部会 ○ 松ケ丘地区部会　○ 川戸地区部会　○ 生浜地区部会 ○ 新宿地区部会　○ 中央東地区部会	
(2)	子どもと子育て中の親への支援	8	**地域でのスポーツ活動及び文化活動の推進** **目的：地域のすべての子どもたちに、スポーツや文化を学ぶ機会を与え、子どもたちの健全育成を図る。**		4 8
			○地域の関係団体が学校とも連携し、放課後子ども教室を全ての小学校で実施するとともに、昔遊び等も取り上げて内容の充実を図る。 ○地域で行われている各種スポーツクラブや学習クラブ等を紹介する冊子を作成・配布し、子どもたちに参加の機会を与える。 ○地域の関係団体が連携し、各種スポーツ大会（スポーツ活動）や歴史・文化を学ぶ会（文化活動）を年１回以上開催する。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 白旗台地区部会　○ 生浜地区部会	
		9	**子育てサロンの充実** **目的：子育て中の親子の仲間づくりの場と機会を拡充する。**		4
			○地区部会が、地域の子育て中の親子向けの「ふれあい・子育てサロン」を月1回以上開催する。 ○活動の見直しや改善のため、サロン参加者の希望調査を実施する。 ○地区部会が地域保健推進員等と連携し、サロン内容の充実を図る。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 都地区部会　○ 白旗台地区部会　○ 松波地区部会 ○ 川戸地区部会　○ 星久喜地区部会　○ 生浜地区部会 ○ 中央東地区部会	

基本的な方向			具体的な取組み		取組みテーマ
(3)	障がい者への理解と交流の場づくり	10	**障がい者との相互理解と地域住民等との交流の推進** **目的：障がい者に対する理解を深め、多様な仲間づくりの環境を整備する。**		3 8
			○各地区部会が開催する研修会において、年１回は、障がい者への理解に関するテーマを取り入れる。 ○地域住民に呼びかけて、地域の障がい者施設でボランティア体験ができる機会を設け、障がい者との交流を図る。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体が主催するイベントを積極的に広報するとともに、広く地域住民に参加を呼びかける。 ○地区部会や町内自治会等が、障がい者団体（サークル含む）と連携を図り、地域交流会等を企画、開催する。 ○地域で行われるイベントに障がい者が参加しやすい配慮をし、参加を呼び掛けるとともに、一部の役割を担ってもらう。 ○各地区で年１回は、障がい者との交流の場となるイベントを開催する。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 星久喜地区部会　○ 生浜地区部会　○ 新宿地区部会	
(4)	世代を超えた、地域交流の場づくり	11	**世代間交流の場の提供** **目的：誰もが、気軽に出入りでき、世代間交流や助け合える関係をつくる。**		9
			○「ふれあい・いきいきサロン」と「ふれあい・子育てサロン」の同時開催を年１回以上実施し、世代間交流の場を提供する。 ○誰もが（高齢者、障がい者、児童、赤ちゃん連れの母親など）、朝から夕方まで気軽に出入りできる交流の場を設ける。 ○地区部会や町内自治会等が、気軽に参加できる行事を実施する。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 西千葉地区部会　○ 川戸地区部会　○ 星久喜地区部会 ○ 生浜地区部会	

≪基本方針３≫　社会参加の推進

基本的な方向			具体的な取組み		取組みテーマ
(1)	高齢者及び障がい者の社会参加を推進する	12	**高齢者の地域社会での福祉活動の促進** **目的：高齢者の地域社会での活動の場を確保する。**		2
			○定年を迎えた人や元気な高齢者を募り、今迄の経験を生かして、地区部会活動や近隣の福祉施設等でボランティア活動を行うよう働きかける。 ○地域で活動しているサークル等に働きかけ、地域行事や施設慰問への参加を促す。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 蘇我地区部会	

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	高齢者及び障がい者の社会参加を推進する	13	**障がい者の地域社会での福祉活動の促進** **目的：障がい者の地域社会での活動の場を確保する。** ○地区部会が主催している行事等に、障がい者に参加してもらい、本人の状態に合わせた役割を担ってもらう。		3
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 都地区部会	

≪基本方針４≫　地域の福祉力向上、担い手づくり

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	福祉の心を喚起・啓発する取り組み	14	**地域で福祉に関する講座や研修会等の受講機会の提供** **目的：地域住民の介護力、福祉力の向上や福祉活動への理解と参加を促進する。** ○地区部会が主催となり、地域の福祉施設・団体・サークル等と連携して地域住民を対象とした福祉講座、ボランティア講座、研修会等を企画し、年2回以上実施する。 ○地区部会の各委員会ごとに、テーマを持った研修会・講座を開催し、地域住民に参加を呼び掛け、新たな担い手の確保に努める。 ○講座内容の見直しや改善のため、参加者の意見を聴く。		7 8
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 西千葉地区部会　○ 白旗台地区部会 ○ 星久喜地区部会　○ 新宿地区部会	

≪基本方針５≫　相談体制、情報提供の場づくり

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	情報が正確に伝わる取り組み	15	**相談体制・情報提供の充実** **目的：ちょっとした相談にのってくれる人が近所で得られる。** ○地区部会が開催するふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、更に町内自治会や老人会が身近な集会所等で開催するふれあいサロンでは、スタッフが気軽に相談を受け付け、その場で回答できないものは担当の民生委員から回答する体制を整える。 ○近所で相談に応じてくれる人を掲載した福祉マップを配布する。		10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ ちば中央地区部会　○ 松ケ丘地区部会　○ 生浜地区部会	

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	情報が正確に伝わる取り組み	16	**福祉情報誌の充実と「中央区ふくし・防災ガイド＆マップ」の活用**		6 10
			目的：地域に密着した福祉活動情報の充実。		
			○地区部会や町内自治会の広報誌を通じ、地域福祉に関する情報を住民に提供する。 ○地区部会が発行する「社協だより」を年2回以上発行する。 ○地区部会や町内自治会で「中央区ふくし・防災ガイド＆マップ」を活用し、独自の福祉マップや防災マップを作成する。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 松波地区部会　○ 川戸地区部会	

≪基本方針６≫　福祉教育の推進

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	地域での取り組み	17	**地域での福祉教育の推進**		8
			目的：地域で福祉の心を育む。		
			○地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会を設ける。 ○地域と学校が連携して、地区部会活動をはじめ地域の福祉活動に、児童・生徒がボランティアとして参加できる機会を設ける。 ○地区部会と学校が連携し、地域の高齢者と児童・生徒が交流する機会を設ける。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ ちば中央地区部会　○ 松波地区部会　○ 生浜地区部会	

≪基本方針７≫　人にやさしい生活環境づくり

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	防犯・防災体制づくり	18	**防犯対策の推進**		6
			目的：地域を住民自ら守る。		
			○町内自治会で防犯パトロール隊を結成し、週１回以上のパトロールを実施する。 ○町内自治会や地区部会等が警察と連携し、防犯教室や安全講習会等を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛け、防犯意識の高揚と地域防犯力の向上を図る。 ○青少年育成委員会が実施する「子ども110番のいえ」の存在を地域に広く周知し、そのさらなる増加を図るとともに、子どもたちにも周知する。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 中央地区部会 ○ 蘇我地区部会　○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会　○ 新宿地区部会	

基本的な方向		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	防犯・防災体制づくり	19	**防災体制の充実** **目的：地域の防災力を高める。** ○各地域で防災会を結成し、消防等と連携し、年１回以上防災訓練を実施し、住民の防災意識の高揚と地域防災力の向上を図る。 ○訓練の際は、福祉的配慮を必要とする方が、参加しやすい環境を整える。 ○「中央区ふくし・防災ガイド＆マップ」などを活用し、避難所が印された地図を印刷して、町内自治会館や掲示板などに張り出すなど、地域に情報を提供する。 ○地区部会や町内自治会などが連携して、年１回以上防災に関する研修会を開催し、広く地域住民に参加を呼び掛ける。		6
			重点取組地区 （地区部会エリア）	○ 西千葉地区部会　○ 中央地区部会 ○ 白旗台地区部会 ○ 生浜地区部会　○ 新宿地区部会 ○ 千葉みなと地区部会	

※　「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※　「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。
　計画第７章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1　見守りの仕組みづくり　2　高齢者を支える仕組みづくり　3　障害者を支える仕組みづくり
4　こどもと子育てを支援する仕組みづくり　5　健康づくり　6　防犯・防災に対する取組み
7　担い手の拡大とボランティア活動の促進　8　福祉教育・啓発　9　地域のつながりづくり
10　相談支援体制と情報提供の充実

花見川区支え合いのまち推進計画

第４期花見川区地域福祉計画　平成 30(2018)～32(2020)年度

１　基本目標

「　あなたが主役　みずから進んで参加しよう！
地域福祉の創造をめざして　」

～花見川の恵まれた環境をいかし、一人ひとりが支え合い、
住み慣れた地域で安心して暮せる　心豊かなまちづくり～

この基本目標は、花見川区の地域福祉を推進するため、区民一人ひとりが主人公として、地域の一員として、地域の様々な取り組みにみずからが進んで参画することにより、地域の支え合い助け合いへと発展し、より豊かな地域をつくることを目指しています。

第１期計画から掲げられたもので、第４期計画においても引き継がれています。

２　５つの基本方針

花見川区の目指すべき将来像である基本目標を達成するため、以下の５つを基本方針としました。

この基本方針は、第３期計画を継承したものであり、花見川区の地域福祉を推進していく上での方針を示すものです。

≪基本方針１≫　交流の場と健康づくり

一人暮らしの高齢者等が、住み慣れた地域において、社会から孤立することなく継続して安心した生活が営むことができるよう、近隣住民との交流を深め、地域で行われる行事への参加を促進するとともに、身近な施設を活用し、誰もがいつでも気軽に利用できる場を確保し、仲間づくりを推進します。

また、住民一人ひとりが心身ともに健康になるよう、健康づくりを推進します。

≪基本方針２≫　支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

地域ぐるみで支え合い、助け合いの仕組みをつくり、支援が必要な人に気兼ねなく支援が受けられるよう地域社会づくりを推進します。

≪基本方針３≫　人材の育成と相談体制の仕組みづくり

地域の幅広い人材を育成・活用し、地域福祉活動を推進します。
また、身近にいつでも相談できる場があり、必要とする情報がいきわたる仕組みをつくります。

≪基本方針４≫　防犯体制づくり

地域での防犯意識を高め、安心・安全な町づくりに努めます。

≪基本方針５≫　防災体制づくり

日頃から地域での防災意識を高め、災害時の協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。

３　取組内容一覧表

≪基本方針１≫　交流の場と健康づくり

取り組みの方向性			具体的な取り組み		取組みテーマ
(1)	誰もが気軽にすごせる場の確保と世代を超えた様々な交流・地域社会への参加の促進	①	日頃から隣近所との挨拶などのコミュニケーションを図るとともに、既存の施設を有効利用した居場所づくり、親しみ、ふれあう環境づくりを推進し、地域住民が地域活動に関心を持つきっかけとなるよう、地域のイベント、祭り、町内自治会行事等の周知に努めます。 また、子ども・高齢者・障害者等と地域住民が相互交流できる機会を増やし、若い世代を含めた様々な世代間の交流を通して互いを理解し合うとともに、情報交換を促進します。		9
			重点取組地区（地区部会エリア）	○犢橋地区部会　○こてはし台地区部会	
(2)	心身の健康づくりの推進	②	住民自ら健康への関心を深めるとともに、イベントや講習会、スポーツ、サークル活動など健康づくりの機会への積極的な参加や心身の健康づくりに取り組むとともに、体操・サロン等を通じた日中の居場所づくりや講演会など介護予防活動の推進に努めます。 また、糖尿病対策として、標語やポスターの掲示など啓発に努めます。		5
			重点取組地区（地区部会エリア）	○花見川地区部会　○天戸中学校区地区部会	

≪基本方針２≫　支え合い、助け合いのできる地域社会づくり

取り組みの方向性			具体的な取り組み		取組みテーマ
（3）	適切なサービスを受けられるための地域生活への支援体制の構築	③	地域の福祉課題に対応するため、地域包括ケアシステムにおける地域ぐるみの支援体制の充実に努めるとともに、利用しやすいコーディネート機能づくり・相互助け合いのネットワークづくりの拡充や、要支援者などへの生活支援ボランティア（買い物、調理、ごみ出し、掃除等）の充実、独居高齢者の見守り活動・安否確認の推進に努めます。 また、認知症患者やその家族を支援するため認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ講座などへ参加します。		1 2 7 8 9
			重点取組地区（地区部会エリア）	○花園地区部会　○こてはし台中学校区地区部会 ○幕張・武石地区部会　○花見川地区部会　○花見川第２地区部会 ○こてはし台地区部会　○畑地区部会	
		④	子どもの健やかな成長のため、福祉意識を醸成（福祉教育の充実）する取組みを推進するとともに、子育て世帯の孤立防止や見守り活動の推進、子どもの貧困や虐待・ＤＶの早期発見、関係機関への連絡などに努めます。		1 4 8
			重点取組地区（地区部会エリア）	○犢橋地区部会　○幕張本郷中学校区地区部会	
		⑤	障がいのある人もない人も共に暮らしやすい地域を目指して、相互理解を深めるための啓発や交流の促進（障害者福祉施設等でのボランティア活動など）に努めます。		3 8
			重点取組地区（地区部会エリア）	○朝日ヶ丘地区部会　○天戸中学校区地区部会 ○さつきが丘・宮野木台地区部会	

≪基本方針３≫　人材の育成と相談体制の仕組みづくり

取り組みの方向性			具体的な取り組み		取組みテーマ
（4）	地域の幅広い人材の育成・活用	⑥	地域福祉活動の担い手を育成するために区ボランティアセンターを活用し、ボランティアの育成・ボランティア活動の推進に努めるとともに、活動を周知し、幅広い分野におけるボランティア体験や地域活動への参加を促すなど、若者や企業ボランティア、高齢者パワーなどを活かし、人材の育成・活用に努めます。		7
			重点取組地区（地区部会エリア）	○検見川地区部会	
（5）	地域における各種団体・組織等の連携・協力や必要な情報を手に入れやすい仕組みづくりによる組織強化	⑦	社協地区部会や町内自治会等が、地域における団体活動を充実するため、社会福祉協議会、あんしんケアセンター、行政等が連携し地域を支える様々な福祉情報等の共有と、わかりやすい情報として発信・受信するための仕組みをつくり、住民相互の気軽に相談できる場を確保するとともに、団体同士の連携・協力により組織強化に努めます。		9 10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○朝日ヶ丘地区部会　○こてはし台地区部会	

≪基本方針４≫　防犯体制づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み			取組みテーマ
（6）	継続的な防犯活動への取り組み	⑧	地域での防犯意識を高め、防犯パトロールの実施や防犯マップの作成・活用など、自主防犯活動を強化・充実することで、安心・安全な町づくりに努めます。		6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○天戸中学校区地区部会　○さつきが丘・宮野木台地区部会 ○畑地区部会	

≪基本方針５≫　防災体制づくり

取り組みの方向性		具体的な取り組み			取組みテーマ
（7）	身近な災害への備え	⑨	日頃から地域での防災意識を高めるとともに、災害時における地域防災や、協力体制の仕組みづくりの充実に努めます。 また、自然災害等による被害を軽減するため住宅の耐震化や家具などの転倒防止、食品の備蓄等に努めます。		6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○検見川地区部会　○花見川地区部会	

※　「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※　「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。
　計画第７章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1　見守りの仕組みづくり　2　高齢者を支える仕組みづくり　3　障害者を支える仕組みづくり
4　こどもと子育てを支援する仕組みづくり　5　健康づくり　6　防犯・防災に対する取組み
7　担い手の拡大とボランティア活動の促進　8　福祉教育・啓発　9　地域のつながりづくり
10　相談支援体制と情報提供の充実

稲毛区支え合いのまち推進計画

第４期稲毛区地域福祉計画　平成 30(2018)～32(2020)年度

１　基本目標

みんなで支え合い、安心して暮らせる稲毛（まち）をめざして

－ 心のバリアフリーから始まる“地域発”の取組み －

この基本目標は、稲毛区の目指すべき将来像です。

第１期計画を策定するときに掲げたもので、以来、第２期計画、第３期計画と引き継いできました。

今回策定した第４期計画においても、近年、家族や地域で支え合う機能が弱まり、身近な地域での交流や住民同士の結びつきが希薄化している状況に鑑み、引き継ぐこととしました。

２　５つの基本方針

基本目標を達成するための５つの基本方針も、これまでの計画のものを引き継いでいますが、内容は、昨今、地域でも喫緊の課題である地域包括ケアシステムの推進を意識したものとしました。

≪基本方針１≫　地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

住民同士が互いに気持ちを理解し、それぞれの声に耳を傾け、関心を持ち、顔見知りの関係づくりを図るために、地域内や近隣住民同士のあいさつ・声かけなどに取り組みます。

また、幅広い世代にイベントなどへの参加促進を図り、顔見知りのきっかけづくりに取り組みます。

≪基本方針２≫　人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

地域の各種団体が相互に連携・協力するほか、千葉市あんしんケアセンターなどと連携し、住民同士がつながり、互いに支え合う地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

また、様々な地域活動の機会などを通じて活動に参加できる人材の確保・育成に努めるとともに、地域住民に対して様々な課題を抱えた方を地域で排除しない福祉のこころづくりに取り組みます。

≪基本方針３≫　「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり

公共施設や町内自治会館、福祉施設等の協力を得て、誰もが気軽に参加できる身近な交流の場づくりに取り組みます。

また、様々な交流の場を通じて住民同士の仲間づくりや心身の健康づくり・介護予防に取り組むなど、地域包括ケアシステムの推進に取り組みます。

≪基本方針４≫　身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

地区部会をはじめ町内自治会など各種地域団体が相互に連携・協力し、情報を共有するとともに、地域住民に対して広報紙等を通じて情報提供に取り組みます。

また、地域の各種団体が、千葉市あんしんケアセンターや民生委員・児童委員、行政などと連携・協力し、相談の体制の充実に取り組みます。

≪基本方針５≫　日頃からの緊急時に備えた取り組み

災害時に備え、町内自治会等が中心になって、地域住民に対して防災に関する情報提供や防災訓練などを行うとともに、要支援者に対する支援体制づくりに取り組みます。

また、平常時から町内自治会等が警察や青少年育成委員会などと連携・協力し、地域内の防犯意識を高め、安全・安心のまちづくりに取り組みます。

３　取組内容一覧

≪基本方針１≫　地域に住む人々が、お互いを知り、理解することから始めよう

施策の方向性			具体的な取組み		取組みテーマ
(1)	お互いを知る機会をつくる	①	**あいさつから始まる地域との関わり**		9
			《活動事例》 ・地区部会や青少年育成委員会等が学校と連携・協力し、あいさつをテーマにした標語の募集を行うとともに、広報紙などを通じてあいさつ運動の普及啓発に取り組みます。 ・学校セーフティウォッチャーを中心に、地区部会や町内自治会などが協力し、児童・生徒の登下校時に通学路や学校周辺においてあいさつ運動を実施し、顔なじみの関係づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、各種団体がイベント・行事や防犯パトロールなどの地域活動を行う際、積極的に住民同士のあいさつ・声かけを行い、顔なじみの関係づくりに取り組みます。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 小中台東地区部会　○ 山王地区部会　○ 稲丘地区部会 ○ 緑が丘地区部会　○ 緑・黒砂地区部会 ○ 小中台西地区部会	

施策の方向性		具体的な取組み			取組みテーマ
⑵	住民同士のコミュニケーションの機会を増やす	②	**地域のイベントなどを通じての地域交流・多世代交流**		9
			《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが連携・協力し、イベント（祭りや地区運動会、敬老会など）を通じて、幅広い世代間交流を図ります。 ・地域の各種団体が相互に連携・協力し、広報紙や口コミ等を通じて幅広い世代の参加促進を図ります。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 山王地区部会　○ 稲毛地区部会　○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会　○ 草野地区部会 ○ ３０１（作草部・天台）地区部会　○ 緑・黒砂地区部会 ○ 小中台西地区部会　○ 弥生地区部会	

≪基本方針２≫　人と人とのつながりをつくり、活かし、支え合い助け合う地域での連携プレー

施策の方向性		具体的な取組み			取組みテーマ
(1)	身近な地域での連携・協力による支援や見守り	③	**地域で活動している人・組織同士の連携・協力**		9 10
			《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、スポーツ振興会等、地域の各種団体が相互に連携・協力し、情報の共有やイベントなどを実施します。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等の各種地域関係者が、千葉市あんしんケアセンターと連携・協力し、地域の課題解決に向けて話し合う「地域ケア会議」等を定期的に開催します。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 山王地区部会　○ 轟・穴川地区部会　○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会　○ 千草台中学校地区部会　○ 緑が丘地区部会	
		④	**地域住民の参加による見守り・支え合い**		1 7
			《活動事例》 ・地区部会が町内自治会や民生委員児童委員協議会等と連携・協力し、ひとり暮らし高齢者等に対して、いきいきサロンや日常的な声かけなどによる安否確認等を行うなど、見守り活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、日常生活のちょっとした困りごと（電球交換やごみ出し等）を近隣の住民同士で行う、支え合い活動の体制づくりを進めます。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会などが連携・協力し、ひとり暮らし高齢者等に対して「安心カード」や「緊急医療情報キット」などを配布し、住民同士の見守り体制づくりを進めます。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 小中台東地区部会　○ 山王地区部会　○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会　○ 草野地区部会　○ 緑が丘地区部会 ○ ３０１（作草部・天台）地区部会　○ 小中台西地区部会	

施策の方向性			具体的な取組み		取組みテーマ
⑵	地域でのボランティア活動の推進	⑤	**福祉活動の中核となれる人材の発掘・育成**		7
			《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会等、各種団体がイベントなどの地域活動を実施する際、相互に連携・協力し、声かけや広報紙などを通じて地域活動協力者の確保に努めます。 ・地区部会が地域の各種活動団体や千葉市ことぶき大学校等と連携・協力し、福祉活動推進員や地域の活動協力者の確保に努めます。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 稲丘地区部会	
		⑥	**地域での福祉教育の普及・啓発**		8
			《活動事例》 ・地区部会が学校と連携・協力し、児童・生徒が地域でボランティアとして参加できる機会を設けるなど、福祉のこころの醸成を図ります。 ・地区部会が地域住民に対して、ボランティア講座等を通じて福祉意識の向上や地域活動に関心をもってもらえるよう福祉教育の普及・啓発を図ります。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 小中台東地区部会　○ 稲丘地区部会	

≪基本方針３≫　「気軽に、楽しく、おしゃべりしたり、過ごせたり、活動したり」する、みんなの様々な居場所づくり

施策の方向性			具体的な取組み		取組みテーマ
⑴	誰もがぶらっと寄ることができる場づくり	⑦	**公共施設や空き店舗などを活用した身近な居場所づくり**		2 3 4 9
			《活動事例》 ・地区部会が町内自治会や福祉施設等と連携・協力し、町内自治会館や公民館、福祉施設等において、気軽に集える居場所（サロンなど）を拡充します。 ・NPO法人や地区部会、民生委員児童委員協議会等の地域関係者が連携・協力し、子どもや幅広い世代が気軽に集える子ども食堂やコミュニティカフェ等の居場所づくりに努めます。 ・地区部会や民生委員児童委員協議会、福祉施設等が連携・協力し、認知症の方や介護者の方が気軽に集える居場所づくりに努めます。		
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 稲毛地区部会　○ 稲丘地区部会　○ 草野地区部会	
⑵	地域でできる健康づくりの推進	⑧	**健康づくりや介護予防の普及・啓発**		5
			《活動事例》 ・地区部会が千葉市あんしんケアセンターや区健康課等と連携・協力し、地域住民に対して健康づくりや介護予防の情報提供を講座やサロン活動などを通じて行い、普及啓発を図ります。		

施策の方向性		具体的な取組み			取組みテーマ
⑵	地域でできる健康づくりの推進	⑧	・地区部会や町内自治会、スポーツ振興会などが相互に連携・協力し、いきいきサロンや地区運動会、グラウンドゴルフ、ラジオ体操などを実施し、健康増進を図ります。 ・シニアリーダーが、高齢者に対して介護予防の普及・啓発を図るため、「シニアリーダー体操」を実施します。		5
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 小中台東地区部会　○ 轟・穴川地区部会　○ 稲毛地区部会 ○ 稲丘地区部会　○ 千草台中学校地区部会　○ 草野地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会　○ 弥生地区部会	

≪基本方針４≫　身近なところで必要な情報を得ることができる仕組みづくり

施策の方向性		具体的な取組み			取組みテーマ
⑴	身近なところでの情報提供と相談	⑨	**地域の情報の収集と発信** 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会、各種地域団体が相互に連携・協力し、会議や地域活動を通じて情報を共有するとともに、地域住民に対して、広報紙等を通じて地域に関する情報を発信します。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域の情報を共有する場づくりに取り組みます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、千葉市あんしんケアセンターなどが連携・協力し、地域住民に対してアンケート調査等を実施するなど、地域のニーズ把握に努めます。		10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 小中台東地区部会　○ 稲丘地区部会 ○ ３０１（作草部・天台）地区部会　○ 弥生地区部会	
		⑩	**身近な地域の相談相手の確保** 《活動事例》 ・地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携し、町内自治会館等において、介護等について気軽に相談できる出張相談会を実施するなど、相談支援体制づくりに努めます。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会など、各種団体が様々な活動を通じて地域住民と顔なじみの関係を築き、身近な相談相手となる関係づくりに努めます。		10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○ 稲丘地区部会	

≪基本方針５≫　日頃からの緊急時に備えた取組み

施策の方向性			具体的な取組み		取組みテーマ
(1)	災害時などの支援体制の強化	⑪	**いざというときに必要な情報把握や防災講座等の開催**		6
			《活動事例》 ・町内自治会や自主防災会、避難所運営委員会等が、千葉市と連携・協力し、地域住民に対して、防災・避難訓練や防災講座を実施するなど、災害時に迅速な対応ができるよう支援体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会等が連携・協力し、「安心カード」や「緊急医療情報キット」を地域住民に配布するなど、災害時を含めた緊急時に迅速な対応ができる支援体制づくりを図ります。 ・町内自治会が千葉市と避難行動要支援者名簿の協定を結ぶなど、要支援者に対して災害時に迅速な対応ができる支援体制づくりに努めます。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 山王地区部会　○ 轟・穴川地区部会　○ 稲丘地区部会 ○ 千草台中学校地区部会　○　草野地区部会 ○ ３０１（作草部・天台）地区部会	
(2)	地域でできる防犯の取組み	⑫	**地域住民を地域で守る取組み**		6
			《活動事例》 ・青少年育成委員会や町内自治会、学校、商店等が連携・協力し、地域住民に対して「学校セーフティウォッチャー」や「こども110番のいえ」の協力者の確保に努めるなど、地域の防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会、民生委員児童委員協議会、警察等が連携・協力し、防犯パトロールを通じて見守りネットワークを構築するなど、住民同士による防犯体制の充実を図ります。 ・地区部会や町内自治会等が、行政等の出前講座などを活用し、「特殊詐欺（振り込み詐欺など）」や「悪質商法」、「不審者対策」等の講座を行い、住民一人ひとりの防犯意識の向上を図ります。		
			重点取組地区 (地区部会エリア)	○ 稲丘地区部会　○ ３０１（作草部・天台）地区部会 ○ 緑・黒砂地区部会	

※　「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※　「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。
　計画第７章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1　見守りの仕組みづくり　2　高齢者を支える仕組みづくり　3　障害者を支える仕組みづくり
4　こどもと子育てを支援する仕組みづくり　5　健康づくり　6　防犯・防災に対する取組み
7　担い手の拡大とボランティア活動の促進　8　福祉教育・啓発　9　地域のつながりづくり
10　相談支援体制と情報提供の充実

若葉区支え合いのまち推進計画

第４期若葉区地域福祉計画　平成 30(2018)～32(2020)年度

１　基本理念

「だれもが　いきいきと暮らせる　しあわせのまち　若葉区」

～あなたとわたしでつくる　支えあう地域福祉の実現を目指して～

この基本理念は、若葉区の目指すべき将来像で、第１期計画から引き継いでいます。

第４期計画では、地域住民や団体等に計画を一層浸透・定着させるため、第３期計画の体系を継続し、踏襲していくこととなりました。

一方で、若葉区は、千葉市の中で最も高齢化が進んでおり、高齢者が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムを推進する仕組みづくりが重要な課題となっています。

そのような中、ひとりでも多くの方が地域福祉活動に参加するための活動の拠点づくりを目指すほか、社会福祉協議会地区部会・町内自治会・福祉施設・学校・生活支援団体等諸団体・民生委員･児童委員・あんしんケアセンター・生活支援コーディネーター・社協コミュニティソーシャルワーカー等が連携・協力し、本計画を着実に推進する必要があります。

２　５つの仕組み

若葉区の目指すべき将来像である基本理念を実現するため、以下の５つの仕組みを第１期計画から継続して基本テーマとして定めています。この基本テーマは、若葉区の生活課題や解決策等を踏まえ決定したものであり、地域福祉を推進していく上での方向性を示したものです。

≪仕組み１≫だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

まずはあいさつから。誰もが気軽にふれあい・交流できる仕組みをつくり、希薄な近隣関係が改善されるよう努めます。

≪仕組み２≫あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

地域の幅広い人材を活用し、地域ぐるみで助けあう、支えあう仕組みをつくり、支援の必要な人が気兼ねなく支援を受けられるよう努めます。

≪仕組み３≫備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう

いまこそ区民の力を結集して安全と安心の仕組みをつくり、だれもが心穏やかに地域で暮らしていけるように努めます。

≪仕組み４≫必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

必要とする情報が行き渡る仕組みと、いつでも気軽に相談が受けられる仕組みをつくり、住民の悩みが解消できるよう努めます。

≪仕組み５≫世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

だれもがもつ福祉の心を育み、福祉活動を実践する人材を育てる仕組みをつくり、地域の福祉力が高まるよう努めます。

３　取組内容一覧表

≪仕組み１≫　だれもが顔見知り、交流とふれあいの仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
1	近隣同士がふれあう機会をつくる	（1）	地域ぐるみで声かけ・あいさつ運動の実施 ①地域で住民に呼びかけ「あいさつ運動」を実施する。 ②地域と小学校が連携し、登下校時に通学路で「あいさつ運動」と見守りを実施する。 ③地区部会等が地域に呼びかけ、高齢者、障害者等が地域で困っている時は、お互いに声をかけて助けあう「声かけ運動」を実施する。	9
			重点取組地区（地区部会エリア）：○貝塚地区部会　○更科地区部会	
2	子育て世代に魅力のあるまちをつくる	（2）	子育てしやすい環境づくり ①地区部会や町内自治会等が、子育て中の親と子の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい子育てサロン」を定期的に実施する。 ②子育てサロンの参加者増に向け、周知の方法や内容の充実を図る。 ③地区部会や町内自治会等が、地域の高齢者と子育て中の親と子が交流できる場を設ける。 ④地区部会や町内自治会等が、男性の育児参加を促す事業・講座等を企画し、実施する。	4
			重点取組地区（地区部会エリア）：○桜木地区部会　○小倉地区部会　○御成台、千城台西・北地区部会　○若松地区部会　○都賀地区部会	

施策の方向性			具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
３	エリア、世代やハンデを超えてふれあう機会をつくる	（３）	公園やサークル活動を利用した交流機会の創出 ①ラジオ体操の実施場所を増やす。 ②グラウンド・ゴルフ大会、ふれあい食事会等への参加を促進する。 ③地域で、公園の清掃活動や花植え等の美化活動を実施し、住民同士が交流する機会をつくる。 ④サークル活動を行う団体等が、学んだ技術等を地域の福祉施設や小・中学校等で披露し、交流する機会をつくる。		9
			重点取組地区（地区部会エリア）	○２６地区部会	
		（４）	福祉施設や地域行事でのふれあい交流活動の実施 ①地域で誰でも参加できるイベント（福祉まつり・社協まつり等）を企画し、開催する。 ②地域でイベントの内容を精査し、魅力あるプログラムを実施し参加を促す。 ③町内自治会等が主催する行事に福祉施設を利用している方々を招待し、地域住民と施設利用者との交流の機会をつくる。 ④地区部会や町内自治会等が一人暮らし高齢者等を対象に、ふれあい食事サービス、ふれあい食事会等を開催し、高齢者同士の交流の機会をつくる。		9
			重点取組地区（地区部会エリア）	○坂月地区部会　○貝塚地区部会　○更科地区部会 ○加曽利地区部会　○結・みつわ台地区部会	
４	気軽に過ごせる場所をつくる	（５）	気軽に過ごせる居場所づくり ①地区部会等が、地域の高齢者の仲間づくりや交流の場となる「ふれあい・いきいきサロン」の内容の充実を図り、回数を増やす。 ②町内自治会が、住民が誰でも気軽に立ち寄り、おしゃべりしたり、お茶を飲んだりできる「ふれあいサロン」を定期的に開催する。 ③各自治会に活動拠点を設けることで、居場所の確保や高齢者の支援を充実させる。 ④地区部会や町内自治会等が、地域の子ども達が気軽に集まって勉強したり、自由に過ごしたりする「寺子屋」を開催する。		2 4
			重点取組地区（地区部会エリア）	○桜木地区部会　○貝塚地区部会　○小倉地区部会 ○白井地区部会　○更科地区部会 ○千城台東南・金親地区部会　○若松地区部会 ○都賀地区部会　○千城小地区部会	
		（６）	誰も置き去りにしない社会のための交流機会の創出 ①地域の行事等で、障がいのある方の作品等を展示・販売するコーナーを設ける。 ②地域で、要支援者を対象とした交流行事等を企画し、開催する。 ③地域にある福祉施設と連携し、一緒にイベント等を企画するなど、地域住民と施設利用者とが交流する機会をつくる。		2 3

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
5	健康でいきいきと暮らせる地域をつくる	(7)	地域でできる介護予防・健康づくり ①町内自治会が、住民の健康維持と交流の場となる行事（ラジオ体操・健康体操等）を継続して実施する。 ②地区部会が、散歩を通して高齢者の健康維持と仲間づくりの場となる「ふれあい・散歩クラブ」を月１回以上実施する。 ③地区部会等が、認知症予防や介護予防、食生活改善等の講習会を実施する。また、自治会等が主催する場合は、そのサポートを行う。 ④地区部会等が食生活改善推進員（ヘルスメイト）と連携し、食を通じた健康づくりのための料理教室等を開催する。		5
			重点取組地区（地区部会エリア）	○桜木地区部会　○御成台、千城台西・北地区部会 ○２６地区部会　○千城小地区部会	

≪仕組み２≫　あなたもわたしも地域の一員、身近な支えあいの仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
6	人材を発掘し活用する	(8)	活動の中核となれる人材の発掘 ①地区部会や町内自治会の広報等で、積極的に福祉活動推進員やボランティアの募集を行う。 ②地区部会が、地域住民を対象としたボランティア講座を年１回以上実施する。 ③地区部会等で、地域活動のボランティア登録を受け付け、活動の紹介をする仕組み（人材バンク）をつくる。 ④地域で、定年を迎えた方や元気な高齢者に呼びかけ、**これまで培った知識や技術等を活かし、福祉施設等でボランティア活動を行う。**		7
			重点取組地区（地区部会エリア）	○白井地区部会　○加曽利地区部会　○結･みつわ台地区部会	
7	支え合う仕組みをつくる	(9)	わたしたちのまちの福祉を考える会（仮称）の設置 ①町内自治会内に、地域にある福祉課題について長期にわたり検討する福祉委員会等を設置する。 ②福祉委員会等で、地域福祉を実践している地域の先進事例の勉強会や他の活動団体等との情報交換を実施する。 ③福祉委員会等で、地域にある福祉課題を把握し、支え合いの仕組みづくりについて検討する。 ④町内自治会は、民生委員・児童委員などの福祉活動関係者と情報交換や懇談会を定期的に実施し、地域の福祉課題を検討・共有する。		9 10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○貝塚地区部会	

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）			市計画テーマ
7	支え合う仕組みをつくる	(10)	助け合い活動の仕組みづくり ①地区部会や町内自治会が、地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等を活用し、身近な助けあい活動の必要性を啓発する。 ②地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「助けあい活動」に関するアンケート調査等を実施し、地域の福祉課題を把握する。 ③地区部会や町内自治会が、日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや、家事援助等を近隣の住民同士で行う、助けあい活動を実施する。 ④民生委員・児童委員と生活支援コーディネーターや社協コミュニティソーシャルワーカー等が連携し、孤立者、困窮者等を発見し、課題解決に向けた支援を行う。			9
		(11)	見守り活動の仕組みづくり ①地区部会や町内自治会が、地域住民の関心を高めるため、講習会・勉強会や広報紙等を活用し、身近な見守り活動の必要性を啓発する。 ②地区部会、町内自治会等が「安心カード」の配布対象者を拡大し、訪問や声かけのきっかけづくりにする。 ③地区部会や町内自治会が、全住民を対象に「見守り活動」に関するアンケート調査を実施する。 ④地区部会や町内自治会が高齢者の孤立死・孤独死、社会的孤立を未然に防ぐため、近隣住民同士が日常生活の中で無理なく行う見守り活動を実施する。			1
			重点取組地区（地区部会エリア）	○桜木地区部会　○小倉地区部会　○都賀地区部会	
		(12)	活動団体同士の連携・交流 ①地区部会と千葉市あんしんケアセンターが連携し、地域の関係団体等が課題解決に向けて話し合う場である「地域ケア会議」を定期的に開催する。 ②地域で、助けあい活動や見守り活動を実施する団体同士の情報交換や意見交換を定期的に行う。 ③地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員協議会等が情報交換や意見交換を定期的に行う。			9 10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○白井地区部会　○御成台、千城台西・北地区部会 ○千城台東南・金親地区部会　○加曽利地区部会 ○都賀地区部会　○結・みつわ台地区部会	

≪仕組み３≫　備えあれば憂いなし、安全と安心の仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
８	防犯・防災意識を高め実践する	(13)	防犯活動の実施 ①地域で、青少年育成委員会が実施する「こども110番の家」の存在を広く周知し、登録する一般家庭やコンビニなどの事業者が増えるよう呼びかける。 ②地区部会や町内自治会が、教育委員会で取り組んでいる「学校安全ボランティア（セーフティウォッチャー）」に多くの住民が参加できるよう呼びかける。 ③町内自治会等で防犯看板・のぼり旗等を設置したり、防犯パトロール隊を結成し、定期的にパトロール活動を実施するとともに、その回数を増やす。 ④「振り込め詐欺」や「悪質商法」等から高齢者を守るための講座を地域で実施する。		6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○貝塚地区部会　○２６地区部会	
		(14)	防災・減災活動の実施 ①町内自治会が、自主防災組織を立ち上げる。 ②地域で、防災マップ改訂版を作成・発行する。 ③地域で、防災訓練・救命講習、防災減災に係る講習等を定期的に順次実施する。 ④町内自治会や自主防災会が、住民向けの防災教室を年１回以上実施する。		6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○坂月地区部会　○貝塚地区部会　○白井地区部会 ○千城小地区部会	
９	災害時の支援体制をつくる	(15)	災害時に避難できる体制づくり ①災害時において、近隣の自治会（町内会）との連携が図れるよう体制を整える。 ②避難所運営委員会について、災害発生時にスムーズに避難所を開設・運営できるよう、組織体制の充実を図る。 ③地区部会や町内自治会等が、災害時要援護者マップを作成する。 ④地区部会や町内自治会が、災害時を想定した図上訓練（「DIG（ディグ）」、「HUG（ハグ）」）を年１回以上実施する。 ※DIGは、Disaster（災害）、Imagination（想像力）、Game（ゲーム）のHUGは、Hinanzyo（避難所）、Unei（運営）、Game（ゲーム）の頭文字を取ったもの。		6
			重点取組地区（地区部会エリア）	○更科地区部会	

≪仕組み４≫　必要な情報が行き渡り、気軽に相談しあえる仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
１０	身近に情報が得られ相談できる場をつくる	(16)	地域福祉に関する情報の発信 ①地区部会や町内自治会が広報紙を通じ、地域福祉に関する情報を住民に発信する。 ②地区部会や町内自治会が発行する広報誌の発行回数を増やす。 ③地域で、ホームページを作成・運営し、地域の情報を発信する。 ④地区内の社会福祉資源を含む地区生活便利帳を作成し、地区内に配布する。	10
			重点取組地区（地区部会エリア）：○坂月地区部会　○都賀地区部会	
		(17)	相談窓口の設置や出張相談の実施 ①地区部会や町内自治会が、民生委員・児童委員と連携して、町内自治会館等で気軽に相談できる場を定期的に設ける。 ②地区部会や町内自治会が、町内自治会館等、地域内によろず相談窓口専用電話を開設し、地域住民が気軽に相談できる体制をつくる。 ③地区部会や町内自治会が、千葉市あんしんケアセンターと連携して、介護等について相談できる出張相談会を定期的に実施する。	9 10

≪仕組み５≫　世代を超えて、ともに学び合い参加できる仕組みをつくりましょう

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
１１	家庭や地域で福祉のこころを育む	(18)	福祉のこころを育む活動の実施 ①地域と学校が連携して、学校の授業で児童・生徒に対し、福祉について学習する機会をつくる。 ②地域と学校が連携して、地域活動に児童・生徒がボランティアとして参加できる機会をつくる。 ③地区部会や町内自治会と学校が連携して、地域の高齢者と児童・生徒が昔遊びや給食会等で交流する機会をつくる。	8
			重点取組地区（地区部会エリア）：○千城台東南・金親地区部会　○若松地区部会	
１２	こころのバリアフリーを育む	(19)	誰にでもやさしい地域づくり ①町内自治会等が、高齢者や障がいのある方を交え、居住地周辺の歩道等のバリアフリー点検を行い、バリアフリーマップを作成する。 ②地区部会等が、地域住民を対象に、認知症に対する理解を深めるための講座を実施する。 ③地域で、当事者グループや支援団体等と積極的に交流し、定期的に意見交換等を行う。	2 3

施策の方向性		具体的な取り組み（参考事例）		市計画テーマ
１３	福祉を学び実践する	(20)	地域での福祉教室等の開催と活動支援 ①地域で、福祉関係者と住民が福祉に関する多様な知識・情報を学ぶ機会をつくる。 ②地区部会が、地域の介護経験者を講師として、地域住民向けに介護について学ぶ機会をつくる。 ③地域で、住民が実際の地域活動にふれることができる体験講座を年１回以上実施する。	8
			重点取組地区（地区部会エリア）：○都賀地区部会	

※　「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※　「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。

　計画第７章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1　見守りの仕組みづくり　2　高齢者を支える仕組みづくり　3　障害者を支える仕組みづくり
4　こどもと子育てを支援する仕組みづくり　5　健康づくり　6　防犯・防災に対する取組み
7　担い手の拡大とボランティア活動の促進　8　福祉教育・啓発　9　地域のつながりづくり
10　相談支援体制と情報提供の充実

緑区支え合いのまち推進計画

第４期緑区地域福祉計画　平成 30(2018)～32(2020)年度

１　基本理念

「地域住民のきずなを深め、みんなが手を結び合い、
住みよいまちづくりを推進する」

～未来を築く子どもたちのために～
～明るい社会を築いてきた高齢者のために～
～障害者（児）が希望を持って地域に生き、働けるために～

この基本理念は、緑区の目指すべき将来像で、第１期計画から引き継いでいます。
地域住民が「きずな」の大切さを再認識し、手を取り合って心の通うあたたかな地域づくりを目指します。

２　基本方針（３つのキーワード）

基本理念を達成するため、第１期計画より継続してきた基本方針を踏襲しつつ、各地区部会エリアのこれまでの取り組みの中で明らかになった福祉課題や検討された解決策等を踏まえ定めたものです。

≪基本方針１≫　コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

「向こう三軒両隣」・地域に暮らすすべての人が、つながりを大切にします。

≪基本方針２≫　緊急時の支援・対応（防犯と防災）

「安心・安全・安住」・みんなで支援し、みんなで守ります。

≪基本方針３≫　身近な生活支援（見守り・助け合い）

「困ったときは、声かけて」・みんなで考え、積極的に働きかけます。

３　取組内容一覧

≪基本方針１≫　コミュニケーション（交流・ふれあい・社会参加）

施策の方向性（取組み名）	具体的な取組み（実施内容＝解決策）		取組みテーマ
１　ふれあいの機会に対する要望の把握	１　情報の収集と共有化 住民が、地域でどのような交流、ふれあいの機会、行事を要望しているかを把握します。 自治会の回覧や地区部会の広報紙を利用し、情報をみんなで共有できるように努めます。		10
	重点取組地区（地区部会エリア）	○椎名地区部会	
２　誰もが楽しく安心して住み続けるための支援	２　子ども達の集いの場の提供・情報提供 子ども達が地域で積極的に勉強ができるよう、公民館や図書館等での学び・体験学習を支援します。 また、子どもの貧困問題について、考えます。		4 10
	重点取組地区（地区部会エリア）	○椎名地区部会　○おゆみ野地区部会	
	３　高齢者が集う場の開設・拡充・情報提供 ふれあい・いきいきサロンや散歩クラブ等、高齢者が集う場の設置を推進します。 高齢者の状況を把握し、必要としている情報について関係機関（あんしんケアセンターやいきいきプラザ等）に紹介します。		2 10
	重点取組地区（地区部会エリア）	○椎名地区部会　○おゆみ野地区部会	
	４　障害者（児）が集う場の開設・拡充・情報提供 障害者（児）の状況を把握し、必要としている情報や関係機関を紹介します。 障害者（児）やその家族が交流できる場を作ります。 地域住民と障害者（児）やその家族と交流する機会を設け、障害に対する認識を深めるとともに、地域全体で「心のバリアフリー」を進めます。		3 8 10
	重点取組地区（地区部会エリア）	○誉田地区部会　○おゆみ野地区部会	
	５　子育て中の親や子どもが集う場の開設・拡充 発育、発達、しつけなど子育てへの不安や悩みなどを抱える親に対して、保健福祉センター等と協力し、相談会・講習会などを開催するよう努めます。 子育て中の親や子どもが集い、仲間づくりができる場（ふれあい・子育てサロン等）を拡充します。		4 10
	重点取組地区（地区部会エリア）	○椎名地区部会　○おゆみ野地区部会	

施策の方向性（取組み名）	具体的な取組み（実施内容＝解決策）		取組みテーマ
３　コミュニケーション機会の充実	６　地域と学校との交流 児童・生徒が福祉に対する理解を深められるよう、実践や体験を通じた福祉教育の実施に協力します。		4 8
	重点取組地区（地区部会エリア）	○椎名地区部会	
	７　地域の行事への積極的参加の呼びかけ 地域住民が一体となり、地域の行事に参加することにより、地域の活性化、区全体のコミュニケーションを高めます。		9
	重点取組地区（地区部会エリア）	○椎名地区部会	
	８　家庭や地域の文化・歴史の伝承と発展 お年寄りや親を敬う気持ちを大切にします。 ふるさとの伝統行事を通じて先人の業績を学び、郷土愛を培うとともに、地域文化の担い手としての意識を醸成します。		8
４　地域活動の活性化	９　子ども会の活性化 住民全体で「子どもは地域で育てる」という意識をもち、子ども会の活動に積極的に参画し、活動内容を充実させ、新規加入を促進していきます。		4 9
	１０　老人クラブの活性化 高齢者が仲間づくりの輪を広げ、生きがいをもって生活していけるよう、サークル活動等の充実に努め、老人クラブの活性化を図ります。 また、子ども会と連携し、お互いの交流を図ります。		2 9
	１１　町内自治会の活性化 町内自治会への参加を促進し、住民の地域福祉活動への関心を高めます。		9
５　地域活動拠点の整備	１２　地域活動の場の確保 地域で行う様々な活動の場として、既存施設の空きスペース（空き家）等の有効活用に努め、必要に応じ公共施設の提供を市に要望します。		9
６　生活環境の整備	１３　生活環境の整備 高齢者や障害者の生活環境の整備の観点から、道路表面の案内表示のサイズや色の統一について、道路関係部署等に要望します。		2 3

≪基本方針２≫　緊急時の支援・対応（防犯と防災）

施策の方向性 （取組み名）	具体的な取組み （実施内容＝解決策）	取組みテーマ
７　緊急時の意識啓発	１４　家庭における意識啓発 家庭において、日頃から避難場所の確認や防災用品の準備等を行うよう、意識啓発に努めます。 地域全体で、住宅用火災警報装置の設置や安心安全メールの活用等、意識啓発に努めます。	6
	１５　地域における意識啓発 緊急時にはお互いに助け合える関係がつくれるよう、住民の意識の醸成に努めるとともに、自主防災組織単位で防災備品の充実と使用方法の訓練に努めます。	6
８　地域での情報提供の充実	１６　災害時避難誘導体制の充実 地域における迅速な情報伝達や救助・避難誘導が行えるよう、連絡網の作成等、支援体制の構築に努めます。	6
	１７　情報伝達体制の充実 日頃から、行政からの情報を正しく速やかに伝達する体制を整備しておきます。	6 10
９　防災訓練・備蓄品などの充実	１８　防災訓練の充実 地域における自主防災組織の活動の充実を図るとともに、災害時の避難場所、避難所の確認や複数避難経路設定の周知徹底に努めます。 日頃から消火器の使用方法や応急手当の方法、公民館等に設置されているAEDの使用方法について習得に努めます。	6
	１９　緊急時の食料、医薬品等の調達、供給体制づくり 災害発生時には、食料、水、医薬品等の緊急供給について、地域で協力体制が取れるよう努めます。	6
１０　ボランティアの充実	２０　災害時ボランティア活動の充実 災害時に活動に従事するボランティアについて、日頃からボランティア団体の講習等に参加しネットワークを広げるなど連携に努めます。 また、災害後ストレスに対応できる傾聴ボランティアの養成に努めます。	6 7
１１　身近な防犯・犯罪被害の防止対策	２１　身近な防犯、安全対策 防犯パトロールを組織し、地域単位に自主防犯活動を展開します。また、パトロール中に防犯チラシを配布し注意喚起に努めます。 町内、商店等に防犯ポスターやステッカーを掲示し、防犯意識の向上と犯罪抑止を図ります。 さらに、空家のチェックリストを作成し、点検します。	6
	重点取組地区（地区部会エリア）：○誉田地区部会	

施策の方向性（取組み名）	具体的な取組み（実施内容＝解決策）	取組みテーマ
１２　関係機関との連携	２２　地域諸団体、行政機関との連携 災害発生時に速やかに協力体制が敷けるよう、日頃より地域諸団体や地域医療機関、ボランティア活動団体その他行政の関係部門との連携強化を図るよう努めます。	6 9
１３　防災組織の拠点づくりと情報共有	２３　集会所等施設の活用と情報共有 町内自治会集会所、防災組織の集会所等の施設を活用し、連絡拠点の設置に努めます。また、各地域の連絡拠点との情報交換や自主防災組織の役割分担表の集会所・避難所への表示など、緊急時の連携・協力体制の整備に努めます。	6 9

≪基本方針３≫　身近な生活支援（見守り・助け合い）

施策の方向性（取組み名）	具体的な取組み（実施内容＝解決策）		取組みテーマ
１４　地域住民への支援	２４　助け合い活動の推進 日常生活のちょっとした困りごとの手伝いや家事支援ができるような体制づくりに努めます。		7
	重点取組地区（地区部会エリア）	○土気地区部会　○おゆみ野地区部会	
	２５　外出困難者への支援 地域住民の交通手段に関わる利用希望や利用状況の把握に努め、既存の社会資源を利用する等、移送サービスのシステムづくりに努めます。 また、買い物困難者への支援として、民間事業者等で行っている移動販売等の情報を広く提供するよう努めます。		9 10
	重点取組地区（地区部会エリア）	○土気地区部会	
	２６　見守り活動の推進 一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、体に障害のある方などの見守りを希望する人に対して、地域住民による訪問・声かけ等を行います。 社会的孤立を防ぐため、挨拶運動など、住民同士が日常生活の中で無理なく行える見守り活動を実施します。		1
	重点取組地区（地区部会エリア）	○誉田地区部会　○椎名地区部会　○土気地区部会 ○おゆみ野地区部会	
	２７　健康づくり支援 健康を保持する活動を保健福祉センター・あんしんケアセンター及び地域の医療機関等の協力を得て、地域の集会やイベントの機会を利用して実施します。 ラジオ体操、シニアリーダー体操、健康ウォーキング等へ積極的に参加するしくみ作りを推進し実施いたします。		5
	重点取組地区（地区部会エリア）	○おゆみ野地区部会	

施策の方向性 （取組み名）	具体的な取組み （実施内容＝解決策）	取組みテーマ
１４　地域住民への支援	２８　地域の課題解決に向けた連携 地域の関係諸団体・機関が連携し、課題解決に向けて話し合う場として、地域ケア会議等を開催します。	9
	２９　障害者（児）の家族の支援 障害者（児）を介護する家族の日常生活を支援する体制づくりに努めます。	3
	３０　自宅療養中の家族がいる家庭への支援 高齢者を介護する家族の日常生活を支援（介護保険適用外）する体制づくりに努めます。 認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を見守る「認知症サポーター」を増やします。 児童・生徒への認知症にたいしての理解を深めるため、認知症サポーター養成講座を開催します。	2 8
１５　身近な生活支援を確立するための取り組み	３１　ボランティアの確保 地域住民の協力による、身近な生活支援 を確立するためのボランティア確保に努めます。 子ども会・地域の小中学生を対象として、子ども達もすすんでボランティア活動に参加できるよう推進します。 元気な高齢者がボランティア活動を行える場の提供及び情報の発信に努めます。	7
	重点取組地区（地区部会エリア）：○椎名地区部会	

※　「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※　「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。
計画第７章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1　見守りの仕組みづくり　2　高齢者を支える仕組みづくり　3　障害者を支える仕組みづくり
4　こどもと子育てを支援する仕組みづくり　5　健康づくり　6　防犯・防災に対する取組み
7　担い手の拡大とボランティア活動の促進　8　福祉教育・啓発　9　地域のつながりづくり
10　相談支援体制と情報提供の充実

美浜区支え合いのまち推進計画

第４期美浜区地域福祉計画　平成 30(2018)～32(2020)年度

１　基本目標

みんなが主役！こころ豊かな美浜（まち）づくり

この基本目標は、美浜区の目指すべき将来像です。
（第１期計画を策定するときに掲げられたもので、今回策定した第４期計画においても引き継いでいます。）

高齢者をはじめ、児童や障害者等すべての住民が、住み慣れた場所で自分らしい生活が継続できるような地域づくりが求められています。

こころ豊かな美浜（まち）づくりを目指し、美浜区民一人ひとりが、地域生活課題の解決のための様々な活動に自ら進んで主体的に参画することを通じて、地域での支え合いの輪がより一層広がるよう、各取組みを推進します。

２　３つの基本方針

基本目標を実現するために、３つの基本方針と１２の施策の方向性を定めました。

基本方針Ⅰ　市民主体による協働のまちづくり

１　地域の世話役づくり
２　安心、見守り体制の構築

基本方針Ⅱ　誰もが暮らしやすい環境づくり

３　居場所、交流の場づくり
４　地域での身近な支え合い活動
５　在宅での安心した暮らしの確保
６　地域での健康づくり
７　情報発信の強化
８　身近な相談者の確保
９　地域包括ケア体制の推進
１０　権利擁護の推進

基本方針Ⅲ　福祉を支える人づくり

１１　福祉意識を育む
１２　ボランティアの育成・活用

３　取組内容一覧

≪基本方針Ⅰ≫　市民主体による協働のまちづくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
1	**地域の世話役づくり**	(1)	**顔の見えるご近所づきあいの構築** 誰もが安心して地域で暮らしていけるよう、日常的に顔の見える関係づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 既存のイベントや地域資源を活用した新旧住民同士の交流機会の提供を進めます。 ② 子育てリラックス館、地域交流スペースを活用した多世代交流企画を実施します。 ③ 地域資源を利用、活用した地域交流のきっかけづくりを進めます。 ④ 「ふれあい・いきいきサロン」や「こどもフェスタ」、「ネイチャーゲーム」などの参加者を拡充し、「こどもカフェ」と連携を図りながら地域交流、多世代交流を進めます。 ⑤ 住民意識の醸成、地域のコミュニケーションの活性化のため、小中学校等と連携し、あいさつ運動を進めます。	2 3 4 9
			重点取組地区（地区部会エリア）：○稲毛海岸地区部会　○幸町２丁目地区部会　○幸町一丁目地区部会　○高洲・高浜地区部会	
		(2)	**地域福祉を推進する団体等の交流やネットワークづくり** 各地域で活動する団体等が、必要に応じてそれぞれの特性や役割を認めながら、つながりが持てるよう、団体間の交流やネットワークづくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域運営委員会の参加団体間で地域生活課題や情報を共有し、連携して対応できる体制づくりを進めます。	9
2	**安心、見守り体制の構築**	(3)	**“みんなで”支え合う「あんしん支え合いネット」の構築** 地域での孤立や孤独死、児童虐待や高齢者虐待、子育て家庭の社会的孤立を防ぐため、地域に関心を持ち、地域住民どうしが助け合い、支え合い、協力できる体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 「見守りネットワーク」（安心カード／ゴミ出し支援／見守り活動／たすけあい活動）について、他の町内自治会等への普及を進めます。 ② 美浜区安心カード等、安否確認のための各種登録カードの整理や、緊急通報装置の利用促進を図ります。 ③ 「まちづくり・生活支援等に関するアンケート」結果を踏まえた各取組みの具現化を検討します。 ④ ふれあい食事サービス実施会場を、主会場のほかに数か所設け、より自宅の近くで参加できるような体制づくりを進めます。 ⑤ 福祉協力員ネットワーク活動について、引き続き、民生委員と連携を図り、新たな対象者の把握及び協力員の確保を進めます。	1

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
2	**安心、見守り体制の構築**	(3)	⑥　認知症に対する理解促進のため、「認知症サポーター養成講座」等、地域資源を活用して開催します。 ⑦　サロン活動や見守り活動、各種イベント、美浜区安心カードなど、様々な活動や情報提供による“孤立死ゼロ”に向けた取組みを進めます。 ⑧　「向こう三軒両隣」の関係を再構築するため、各町内自治会で開始した見守り活動を支援するとともに、未実施の町内自治会への働きかけを行います。 ⑨　地区民生委員児童委員協議会と連携し、ひとり暮らし高齢者等が安心して暮らすことができるよう高齢者実態調査時に安心カードの普及に取組みます。 ⑩　災害時要支援者名簿による見守り体制の構築について、各街区の役割について認識を深めるため、各街区懇談会を通じ啓発するとともに、千葉市の在宅支援策についての理解も深めていきます。	1
			重点取組地区（地区部会エリア）：〇稲毛海岸地区部会　〇幸町２丁目地区部会 〇幸町一丁目地区部会　〇高洲・高浜地区部会 〇幕張西地区部会　〇打瀬地区部会	
		(4)	**防犯情報の共有・身近な防犯活動の実施** 地域住民一人ひとりが防犯意識を高め、犯罪の被害に遭わないように注意し合い、安心して生活できる体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ①　地域の見守り体制構築のため、“防犯パトロール”“セーフティウォッチャー”“こども110番のいえ”の担い手の確保を図ります。 ②　地域内の防犯、安全確保のため、防犯委員や青少年育成委員会と連携して防犯パトロールを実施します。	6
		(5)	**地域ぐるみの防災訓練、避難誘導の実施** 地域住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができる体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ①　各避難所運営委員会単位で作成したマニュアルを活用した防災訓練を実施し、マニュアルの確認及び浸透を図ります。 ②　住民一人ひとりの防災意識を高めるとともに、町内自治会と避難所運営委員会の連携を深め、防災に対する体制の充実を図ります。 ③　九都県市合同防災訓練に合わせ、避難所で避難所開設訓練を実施するとともに、重点実施地区で住民参加の訓練を実施します。	6
		(6)	**災害発生時の対応マニュアル整備** 地域住民一人ひとりが防災意識を高め、災害発生時に的確な対応ができるようマニュアルづくりを進めます。 〔活動内容〕 ①　マニュアルの必要性を啓発すると同時に、整備済みマニュアルを開示してマニュアルづくりを進展していきます。	6

≪基本方針Ⅱ≫　誰もが暮らしやすい環境づくり

施策の方向性			具体的な取組み	取組みテーマ
3	居場所、交流の場づくり	(7)	**町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用した交流の場づくり** 町内自治会・集合住宅の集会所など地域資源を活用し、地域住民が気軽に集い、交流できる場づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 町内自治会や集合住宅の集会所、社会福祉施設などの地域資源を活用し、高齢者等が気軽に集い、交流できるサロンや茶話会などの設置を進めます。 ② 各番街集会所を活用し、気軽に情報交換や介護の相談ができるサロンの設置を進めます。 ③ 町内自治会等へのアンケートにより、サロンや茶話会等の状況を把握し、未設置地区への開設を進めます。 重点取組地区（地区部会エリア）：○幕張西地区部会　○打瀬地区部会	2 3 4 9
4	地域での身近な支え合い活動	(8)	**子育て支援活動の推進** 地域ぐるみで子育てをし、安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 子育て家庭の支援を図るため、地域内の子育て支援団体等との連携を図り、子育て支援に関する情報の発信を実施します。 ② 地域で子育てを支援するため、子育てサロン等の交流の場づくりを進めます。	4
		(9)	**障害者や高齢者の社会参加の促進** 障害者や高齢者が、地域社会で活動できる場、機会づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 閉じこもりの方への対応（確認されていない要配慮者の把握）として、地域団体が連携して調査を実施し、「見守り支援センター」等へつなげます。	2 3
5	在宅での安心した暮らしの確保	(10)	**地域での助け合い活動の推進** 日常生活上のちょっとした困り事を住民どうしで助け合い、解決する、助け合い活動を進めます。 〔活動内容〕 ① 地域住民に対し安心、安定したサービス提供を可能とするため、生活支援の活動団体への支援強化を進めます。 ② 地区の支え合い活動に関する提案書を受け、各町内自治会での検討を進め、支え合い活動の立ち上げを進めます。 重点取組地区（地区部会エリア）：○真砂地区部会　○磯辺地区部会	7 9

施策の方向性			具体的な取組み		取組みテーマ
6	地域での健康づくり	(11)	**地域の保健・医療との連携による心身の健康づくり** 地域にある保健医療機関と連携し、生き生きと暮らせるよう心身の健康づくりを進めます。		5
		(12)	**健康づくりイベント等への参加促進** 気軽に楽しく取り組める心身の健康づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 100歳体操やシニアリーダー体操等、地域で行われている健康づくり教室への参加者増及び開催場所の増設を進めます。 ② スポーツセンターを活用した健康づくりイベントの実施を検討します。 ③ 健康維持、健康増進のため、地域で行われているウォーキング活動等の情報を提供し、健康づくりの促進を図ります。		5
			重点取組地区（地区部会エリア）	○磯辺地区部会	
7	情報発信の強化	(13)	**誰もが身近に得ることができ、わかりやすい情報の発信** 地域福祉に関する情報を取りまとめ、身近に情報が得られるような環境づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① ホームページを通じて、各団体の活動や地域の事業、イベント等の情報提供を進めます。		10
			重点取組地区（地区部会エリア）	○真砂地区部会	
8	身近な相談者の確保	(14)	**身近な相談機関・相談者の情報共有** 誰もが気軽に相談できる窓口や相談者の情報を共有し、利用できる環境づくりを進めます。		10
		(15)	**外出困難な高齢者等の訪問相談の利用促進** 各相談機関等の訪問相談、出張相談の利用促進により、相談しやすい環境づくりを進めます。		10
9	地域包括ケア体制の推進	(16)	**地域と連携した支援の推進** 地域との連携の下、地域生活課題の解決に向けた取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 地域内の社会福祉施設や福祉関係団体と連携し、認知症カフェや在宅介護者への支援等を進めます。		2 9
			重点取組地区（地区部会エリア）	○真砂地区部会	
		(17)	**介護予防の促進** 高齢者が健康で自立した生活を送ることができるよう、介護予防の取組みを進めます。 〔活動内容〕 ① 介護予防に関する講習会の開催や介護予防に効果のある体操教室などの情報提供や開催を支援します。		2 5

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
9	**地域包括ケア体制の推進**	(18)	**要支援・要介護高齢者のケア体制の整備** 高齢者が住み慣れた地域での生活を続けることができるよう、要支援・要介護高齢者を地域で支える体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 認知症徘徊模擬訓練を実施します。 ② 認知症サポーター養成講座等を開催し、認知症に対する理解促進を図るとともに、認知症カフェが設置されていない地区について、開設を進めます。 ③ “認知症に対する理解を深める活動”と、“認知症の方に対する支援”を分けて捉え、効果的な対策について検討していきます。 ④ 地域の医療機関との連携を図ることにより、在宅医療と介護の連携体制づくりを進めます。 ⑤ 医療介護研究会を開催し、地域包括ケア体制の構築に向けた検討を進めます。 ⑥ 地域生活課題の解決に向けて、専門機関や社会福祉施設、団体等と情報交換、連携し、顔の見える関係づくりを進めます。	2
			重点取組地区（地区部会エリア）：○幸町２丁目地区部会　○打瀬地区部会	
		(19)	**地域住民参加型の支え合い体制の構築** 地域住民等の多様な主体が要支援高齢者に生活援助や集いの場を提供する事業を通じて、地域住民参加型の支え合い体制づくりを進めます。 〔活動内容〕 ① 安心サポート活動の充実を図り、「地域支え合い型訪問支援サービス」への移行を進めます。 ② サロン活動の充実を図り、「地域支え合い型通所支援サービス」への移行を進めます。	2
10	**権利擁護の推進**	(20)	**日常生活自立支援事業や成年後見制度の利用促進** 認知症や知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な方々の権利を擁護するため、日常生活自立支援事業や成年後見制度の広報、利用促進を図ります。	2 3

≪基本方針Ⅲ≫　福祉を支える人づくり

施策の方向性		具体的な取組み		取組みテーマ
11	**福祉意識を育む**	(21)	**支え合い意識の醸成** 地域で支え助け合う福祉の心を育てる活動を進めます。 〔活動内容〕 ① 地域生活課題に即した講座や研修会を開催し、超高齢社会や地域福祉等に対する意識の醸成を進めます。	8

施策の方向性			具体的な取組み		取組みテーマ
11	**福祉意識を育む**		②　地域内の社会福祉施設や福祉団体等と連携し、福祉に関する講座を開催し、福祉活動への理解促進を図ります。 ③　高齢者と小学生との交流会や、中学生の高齢者擬似体験を通じて、地域ぐるみの福祉教育を進めます。 ④　子ども円卓会議との連携を通じ、地域の児童・生徒の福祉意識の醸成を図るとともに、昔の暮らし体験や講座などを通じ、多世代交流を図ります。		8
			重点取組地区（地区部会エリア）	○幸町一丁目地区部会　○磯辺地区部会	
12	**ボランティアの育成・活用**	(22)	**ボランティア人材の育成** 地域を支えるボランティア等の担い手づくりを進めます。 〔活動内容〕 ①　児童・生徒や地域住民を対象としたボランティア講座を定期開催し、ボランティア人材の育成を図ります。 ②　ボランティアの確保、地域生活課題に関する理解促進を図るため、社会福祉施設・団体等、地域資源と連携、活用した講座を開催します。		7
			重点取組地区（地区部会エリア）	○高洲・高浜地区部会　○幕張西地区部会	
		(23)	**ボランティア活動への参加促進** 気軽にボランティア活動に参加できる仕組みづくり、参加促進を図ります。 〔活動内容〕 ①　多世代の地域活動参加を促すため、様々な機会を活用し、新たな担い手の育成や発掘を図ります。 ②　地域で活動しているボランティアの情報を取りまとめ、地域での活動に役立てられるよう整備を進めます。 ③　地域の行事などを通じて、ボランティア活動への参加の呼び掛けを進めます。		7

※　「重点取組地区（地区部会エリア）」とは、千葉市社会福祉協議会地区部会の活動対象区域（おおむね中学校区域）をいいます。

※　「支え合いのまち千葉 推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類しています。
　計画第７章において、それぞれのテーマごとに、地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1　見守りの仕組みづくり　2　高齢者を支える仕組みづくり　3　障害者を支える仕組みづくり
4　こどもと子育てを支援する仕組みづくり　5　健康づくり　6　防犯・防災に対する取組み
7　担い手の拡大とボランティア活動の促進　8　福祉教育・啓発　9　地域のつながりづくり
10　相談支援体制と情報提供の充実

第６章　市の取組み（公助の取組み）

１　基本目標　「ともに支えあう地域福祉社会を創る」

支え合いの千葉 推進計画（第４期千葉市地域福祉計画）では、地域住民等と行政が連携・協働して支え合いの仕組みづくりを進めていき、社会情勢が大きく変化する現代においても、すべての市民が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる地域社会の実現を目指し、「ともに支えあう地域福祉社会を創る」という基本目標※を掲げています。

※基本目標の詳細はP30（第３章）参照

２　３つの施策の方向性

基本目標を実現するため、第６章では、市が「公助」として取り組むべき施策について、３つの方向性「地域福祉活動の促進」「市民意識の醸成」「地域団体との連携」を示します。

この３つの方向性は、地域の取組みである「共助」との関わり方に応じて「直接的手法」と「間接的手法」に分類し、さらに、公助の手法に応じて９つの「サービス類型」に分類しています。

また、公助と共助とのつながりを分かりやすくするため、共通する 10 の「取組みテーマ」を設定しています。

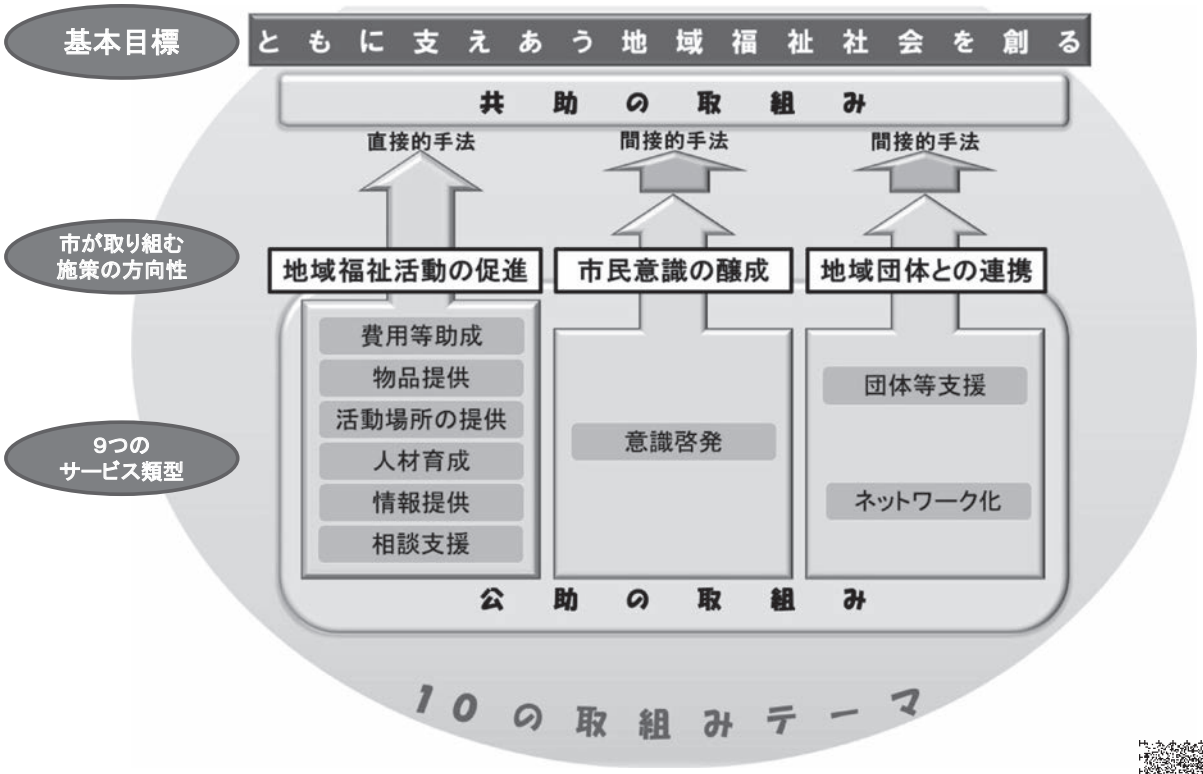

「直接的手法」「間接的手法」とは

地域福祉における「共助」の担い手には、地域住民、地区部会、町内自治会、地域運営委員会、民生委員・児童委員、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など多様な主体が存在し、相互に関連しながら活動しています。

第６章では、これらの活動を下支えする市の取組み（公助）について、費用等助成、物品提供、活動場所の提供、スキルの提供（人材育成）、情報提供、相談支援など、地域福祉活動に参加しようとする地域住民等に対し、直接働きかける取組みを「直接的手法」と位置づけています。

また、地域福祉に対する市民意識の醸成、地域福祉の推進を目的とする団体との連携、団体同士をつなぐ取組みなど、地域福祉の気運を高め、地域住民等の活動を後押しする取組みを「間接的手法」と位置づけています。

９つの「サービス類型」とは

市は、さまざまな手法で「共助」を支援しています。第６章では、これらの手法を性質ごとに９つに分類し、サービス類型ごとに掲載しています。

1	費用等助成	直接的手法
2	物品提供	
3	活動場所の提供	
4	人材育成	
5	情報提供	
6	相談支援	
7	意識啓発	間接的手法
8	団体等支援（運営・事業）	
9	ネットワーク化	

10の「取組みテーマ」との関連

「支え合いのまち千葉　推進計画」では、共助に関する取組みを下記の10のテーマに分類し、計画第７章において、それぞれのテーマごとに地域（区計画）、市社協、市の取組みを関連付けて整理しています。

【取組みテーマ】

1. 見守りの仕組みづくり
2. 高齢者を支える仕組みづくり
3. 障害者を支える仕組みづくり
4. こどもと子育てを支援する仕組みづくり
5. 健康づくり
6. 防犯・防災に対する取組み
7. 担い手の拡大とボランティア活動の促進
8. 福祉教育・啓発
9. 地域のつながりづくり
10. 相談支援体制と情報提供の充実

３　重点施策：コミュニティソーシャルワーク機能の強化

第４期計画では、「コミュニティソーシャルワーク機能の強化」を今後３年間で市が特に力を入れて取り組む重点施策に位置づけ、課題解決に向けて取組みを推進していきます。

【１】　コミュニティソーシャルワーカーの増員等

No.	事業・施策名	内容	担当課
1	コミュニティソーシャルワーカーの増員等	市社協コミュニティソーシャルワーカーその他のコミュニティソーシャルワークを実践する地域福祉の専門家であるコミュニティソーシャルワーカーの増員及び育成を図るとともに、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター、あんしんケアセンター、地域ケア会議、生活自立・仕事相談センター等と市及び市社協との連携を深め、地域生活課題の発見及び認識の共有並びに解決の方策の共同検討を図ります。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 保護課

【２】　多機関の協働による相談支援体制の包括化

No.	事業・施策名	内容	担当課
2	多機関の協働による相談支援体制の包括化	個々の福祉分野が各々整備してきた相談支援機関をもってしても単独では解決できないような複合的な課題を抱える方を、効果的なチームアプローチで包括的に受け止められる相談支援体制の構築を図ります。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 保護課

【３】　地域力基盤強化の支援

No.	事業・施策名	内容	担当課
3	地域力基盤強化の支援	地域住民等による地域生活課題の発見・共有・検討・解決・評価のプロセスを担う地域力基盤体制の構築及び同プロセスの運用を、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等のみならず、市と市社協等も一体となって、地域の実情に応じて個別具体的に支援する体制の構築を目指し、地域住民等による地域生活課題の解決力の向上の支援を図ります。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 市民自治推進課

【４】　地域福祉の担い手の育成・拡大

No.	事業・施策名	内容	担当課
4	地域福祉の担い手の育成・拡大	市社協コミュニティソーシャルワーカーによる個別支援の過程、市社協コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等による地域資源開発、ボランティアの研修及びコーディネート、公民館等の生涯学習機関における学びを生かしたコミュニティづくり等を通じて、地域福祉の担い手の育成・拡大を図ります。	地域福祉課 地域包括ケア推進課 市民自治推進課 生涯学習振興課 （教育委員会）

４　施策の展開

【 施策の方向性 】１　地域福祉活動の促進

[サービス類型] １　費用等助成（直接的手法）

新しく地域福祉活動を始めたり、活動を継続させるためには、机、イス、パソコン、文房具などの購入費用や、調査・研究費用が必要になる場合があります。

これらの活動にかかる費用の助成や､景品などに還元できるポイント等の付与を行うことで、地域福祉活動に対する意欲を高め、地域福祉の促進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
1	区地域活性化支援事業	地域課題の解決や地域の活性化などを目的に、対象団体や対象事業等の応募資格を定め、審査・選考の上、交付決定した地域団体等の活動を支援します。	9	各区地域振興課
2	ボランティア活動補償制度	市内のボランティア団体等が安心して活動できるよう､活動中に起こった事故による死亡若しくは傷害又は損害賠償を補償します。	7	市民自治推進課
3	市民防犯活動の支援 再掲 物品提供(NO.12) 人材育成(NO.29)	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	6	地域安全課
4	健康づくり事業	市内に所在する地区組織､事業所等が行う健康づくりにポイントを付与し､規定のポイントで景品が当たる抽選への応募や認証などのインセンティブを授与することにより生活習慣の改善を促すとともに､地域組織活動の推進による絆づくりを促進します。	5	健康支援課
5	地域支え合い型訪問支援･通所支援事業	買い物、調理等の生活支援サービスや、サロン､趣味活動を通じた高齢者の日中の居場所づくりを行う町内自治会や NPO 法人等に対して助成します。	2 5	高齢福祉課
6	地域見守り活動支援事業	ひとり暮らし等の高齢者が､住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう､地域において新たに見守り活動を実施する団体に対し､環境の整備に必要な活動拠点の初期費用の一部を助成します。	1	高齢福祉課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
7	高齢者等ごみ出し支援事業	高齢者や障害者等の単身世帯でごみ出しが困難と認められる世帯のごみ出しに係る利便性を図るため、家庭系ごみ収集団体が対象世帯から家庭系ごみを収集し、ごみステーションへ排出した当該団体に対して助成します。	2 3	高齢福祉課
8	認知症カフェ設置促進	認知症になっても、本人やその家族が地域で安心して暮らしていくため、認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、認知症に関する相談や情報交換ができる集いの場「認知症カフェ」を設置する団体又は個人に対して費用の一部を助成します。	2	地域包括ケア推進課
9	いきいき活動外出支援事業	高齢者の社会参加促進を図ることを目的に、高齢者団体が実施する研修、視察、ボランティア活動等の自主的な活動のため民間バスを借り上げた場合に、その費用の一部を助成します。	2	高齢福祉課
10	介護支援ボランティア制度の運用	高齢者が高齢者施設などでボランティア活動を行った場合に、介護保険料や福祉関係基金への寄付などに充てることができるポイントを付与し、介護予防の促進や社会活動参加などを支援します。	2 5 7	介護保険管理課
11	青少年育成事業	青少年健全育成活動を行う団体が実施する青少年の健全育成事業及び広く市民に周知する参加型の事業などについて、経費の一部を助成します。	4	健全育成課

［サービス類型］２　物品提供（直接的手法）

地域福祉活動は、活動の趣旨が一目で分かるような共通の帽子を身に付けたり、安心カードなどの物品を配付することで、具体的に進められる場合があります。

必要となる物品の提供や貸し出しを行うことで、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
12	市民防犯活動の支援 再掲 費用等助成(NO. 3) 人材育成(NO. 29)	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	6	地域安全課
13	防犯ウォーキングの推進	市民が日頃のウォーキング等を兼ねて、気軽にパトロールを実施する「防犯ウォーキング」を推進するため、専用の帽子等を貸与します。	6	各区地域振興課
14	美浜区見守りネットワーク 再掲意識啓発(NO. 80)	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。	1	美浜区地域振興課

［サービス類型］３　活動場所の提供（直接的手法）

地域で活動するためには、事務作業を行う場所や会議を行う場所、イベントのための場所など、用途に応じた活動場所が必要になります。

これらの活動場所を確保するため、施設の目的に支障をきたさない範囲で市の施設を開放したり、民間の協力を得て地域に利用可能な施設を紹介します。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
15	社会福祉施設における地域交流スペース等の活用促進	社会福祉施設について、施設の規模等を考慮して地域交流スペース等を設置するよう事業候補者に提案を行うこと等により、地域住民等が地域福祉活動に利用できる場所の確保を進めます。 また、地域住民等が地域福祉活動のために利用できる地域交流スペース等に係る情報の公表を進めます。 P194-196 参照 市内施設一覧 「地域交流スペース等」	9	地域福祉課 高齢福祉課 介護保険事業課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
16	空き家の有効活用事業 再掲 情報提供(NO.49)	空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。	9	住宅政策課
17	地域づくり拠点としての公民館の活用	公民館の運営に地域が参画する制度設計を行うことで、「地域の総合交流拠点」として、地域福祉活動団体の活動を支援します。 P196-197 参照 市内施設一覧 「公民館」	9	生涯学習振興課 （教育委員会）
18	学校施設開放	小学校の空き教室などを、学校教育に支障のない範囲内において地域活動や生涯学習の場として市民利用に供します。 P197-198 参照 市内施設一覧 「小学校」	9	学校施設課 （教育委員会）
19	ちばし消費者応援団登録 再掲 情報提供(NO.48) 団体等支援(事業) (NO.102)	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。 P199 参照 市内施設一覧 「消費生活センター（暮らしのプラザ）」	9	消費生活センター
20	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進 再掲 人材育成(NO.26) 団体等支援(事業)No.101)	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。 P199 参照 市内施設一覧 「国際交流プラザ」	7 9	国際交流課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
21	学校体育施設開放事業	学校体育施設を開放し、市民の体力づくり及びコミュニティ活動の振興を図り、市民が手軽に多様なスポーツ・レクリエーションを行える場を提供します。 P197-198 参照 市内施設一覧 「小学校」「中学校」	5 9	スポーツ振興課

［サービス類型］４　人材育成（直接的手法）

地域福祉活動を発展させていくためには、これまで地域福祉に関心がなかった人や若い世代の参加など、新しい人の発掘が必要です。

また、定年を迎えた人が様々な知識・経験を活かして、地域のボランティア活動などに参加することが期待されます。

地域福祉活動の担い手の確保と拡大に向け、人づくりに取り組みます。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
22	市民のボランティア・NPO 活動参加の促進 再掲 情報提供(NO.45) 意識啓発(NO.70) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.116)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO 活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	7 10	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 （教育委員会）
23	生涯学習センター･公民館等における指導者及び各種ボランティア養成	地域における生涯を通じた学習活動を支援するため、団体・グループ等の指導者やボランティア等の養成を図ります。	7	生涯学習振興課 （教育委員会）
24	社会福祉セミナー 再掲 意識啓発(NO.72)	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。	8	地域福祉課
25	民生委員協力員	希望する民生委員に、活動を補佐する民生委員協力員を配置し、民生委員の負担軽減と新たな地域福祉の担い手の掘り起こしを図ります。	7	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
26	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進 再掲 活動場所の提供(NO.20) 団体等支援(事業)（NO.101）	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。 P199 参照 市内施設一覧 「国際交流プラザ」	7 9	国際交流課
27	ゲートキーパーの養成	悩みを抱える方の「孤立・孤独」を防ぎ自殺を予防するため、悩みを抱える方のサインに気付き、声をかけ、話を聴いて必要な支援につなげる「ゲートキーパー」を養成します。	7	こころの健康センター
28	ひきこもりサポーター養成研修・派遣事業	ひきこもりに関する正しい知識と理解の促進を図る研修を実施します。また、希望者には研修修了後、サポーター名簿へ登録するとともに、地域への派遣を行います。	7 8	精神保健福祉課
29	市民防犯活動の支援 再掲 費用等助成(NO.３) 物品提供(NO.12)	防犯パトロール隊への物品配付や各種講座の開催、防犯街灯・防犯カメラの設置助成等を実施します。	6	地域安全課
30	応急手当普及啓発事業	応急手当のできるバイスタンダー※を育成することで、要援護者、社会的弱者など市民全体の生命を守り、救命率の向上を図ります。 ※bystander：救急現場に居合わせた人（発見者、同伴者等）	7	救急課
31	ヘルスサポーターの養成	家庭や身近な地域の中で、健康づくりのための運動をを実践するヘルスサポーター（健康づくり支援者）を養成します。	5 7	健康支援課
32	食生活改善推進員の養成	地域の健康づくりのために、「食」を通したボランティア活動を行う食生活改善推進員（愛称「ヘルスメイト」）を養成します。 P190 参照 保健福祉相談窓口一覧 「食生活改善推進員」	5 7	健康支援課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
33	生活支援コーディネーターの設置 再掲 情報提供(NO.54) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.120)	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	7 9	地域包括ケア推進課
34	シニアリーダー講座	介護予防につながる生活習慣についての知識や運動を学べる講座を開催し、自主的な介護予防活動グループのリーダーとして活動する人材を育成します。	5 7	地域包括ケア推進課
35	認知症サポーター養成講座	地域の町内自治会や職場、有志の集まりなどに講師が出向いて認知症についての勉強会を実施し、認知症について正しい知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成します。	2 7	地域包括ケア推進課
36	認知症介護研修	認知症に対する正しい知識や介護方法を学べる講座を開催し、地域において認知症の方を支援する人材を育成します。	2 7	地域包括ケア推進課
37	手話・点字・ガイドボランティア等の養成	障害に対する基本的な知識と理解の促進を図るため、障害者福祉センター及び療育センター（ふれあいの家）において、手話、点字、ガイドボランティア等の講習会を開催します。	3 7	障害福祉サービス課
38	精神保健福祉ボランティア養成講座	精神保健福祉や精神障害に関する講座を開催し、精神保健福祉ボランティアとして活動する人材を育成します。	3 7	こころの健康センター
39	放課後子ども教室推進事業 再掲ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.125)	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。 P197-198 参照 市内施設一覧 「小学校」	4 9	生涯学習振興課 （教育委員会）
40	ファミリー・サポート・センター事業 再掲ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.129)	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	4	幼保支援課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
41	学校セーフティウォッチ	地域住民や保護者が登下校時を中心に「学校セーフティウォッチャー」として見守りを行い、児童生徒の安全確保を図るボランティア活動を推進します。	4 6	学事課 （教育委員会）

［サービス類型］5　情報提供（直接的手法）

多様化・複雑化する地域生活課題に取り組み、地域福祉を促進していくためには、地域住民等自身が情報を活用していく必要があります。

保健、福祉、ボランティアなど地域福祉活動を行う上で役立つ情報を充実させます。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
42	市政出前講座 再掲 意識啓発(NO. 70)	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて市の施策や制度・事業などを説明します。	10	広報広聴課
43	地域福祉に関する情報提供	各区支え合いのまち推進協議会における事例紹介や各区支え合いのまち推進協議会が発行する推進協だより、また、多様な媒体を活用した本計画の周知により、地域福祉に関する情報を提供します。	10	地域福祉課
44	ボランティアに関する情報の発信	ボランティアデータベース「ちばぼら」をはじめ、ボランティア関係機関である、千葉市国際交流協会、千葉市ボランティアセンター、ちば生涯学習ボランティアセンター、千葉市民活動支援センター等でボランティア情報を発信します。	10	地域福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 （教育委員会）
45	市民のボランティア・NPO 活動参加の促進 再掲 人材育成(NO. 22) 意識啓発(NO. 71) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO. 116)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO 活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	7 10	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課 （教育委員会）
46	公益活動団体の連携促進 再掲 ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO. 117)	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	7	市民自治推進課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
47	コミュニティビジネスの支援 再掲ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.118)	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。	10	産業支援課
48	ちばし消費者応援団登録 再掲活動場所の提供(NO.19) 団体等支援(事業)（NO.102)	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。 P199 参照市内施設一覧 「消費生活センター（暮らしのプラザ）」	9	消費生活センター
49	空き家の有効活用事業 再掲活動場所の提供(NO.16)	空き家を地域福祉活動団体や福祉団体等の活動場所として転用するなど、空き家の利活用について検討します。	9	住宅政策課
50	交通安全対策 再掲意識啓発(NO.77)	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。	6	地域安全課
51	地域防犯ネットワークの推進	市、警察及び事業者が協働して、地域の見守りネットワークを構築し、安全で安心なまちづくりを推進するとともに、犯罪発生情報等の防犯情報をスピーディーに配信する、ちばし安全・安心メールを実施します。	6	地域安全課
52	避難行動要支援者への対応	介護認定を受けるひとり暮らし高齢者や障害者等、災害時の避難行動に支援を要する方に関する情報を、市と自主防災組織・町内自治会等が共有するなど、支援体制づくりを進めます。	6	防災対策課
53	運動イベントの実施 再掲意識啓発(NO.78)	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域主体の福祉活動の推進を支援します。	5	健康支援課
54	生活支援コーディネーターの設置 再掲 人材育成(NO.33) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.120)	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	7 9	地域包括ケア推進課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
55	認知症施策の推進	認知症に関する正しい知識・理解の普及、早期発見・早期対応を図るため、認知症の進行に伴い生じてくる症状や医療・介護サービスなどの情報をまとめた「標準的な認知症ケアパス」を作成し、配布します。	2 10	地域包括ケア推進課
56	くらしの巡回講座の実施 再掲 意識啓発(NO.79)	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他15人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。	8	消費生活センター
57	障害者差別解消の推進 再掲 意識啓発(NO.83)	平成 28(2016)年４月の障害者差別解消法施行にあわせて開設した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。	3 10	障害者自立支援課
58	障害者への情報保障	地域福祉活動団体が講演会などを企画する際、聴覚障害者への筆談や手話、視覚障害者への読み上げや拡大文字の使用など、可能な限り障害者本人の希望に沿った対応を行う「合理的配慮」について情報提供します。	3 10	障害者自立支援課
59	子育てサークルの支援 再掲 ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.126)	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。	4	健康支援課
60	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業 再掲 ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.128)	公民館に気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、月２～３回程度「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。希望があれば、子育てサークル等の相談にも応じています。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。	4	生涯学習振興課 （教育委員会）

［サービス類型］６　相談支援（直接的手法）

さまざまな困りごとを抱える市民に寄り添い、一人ひとりの状況に合わせて支援していくことで、地域で安心して暮らし続けられる体制をつくるとともに、地域住民等が、地域の中で支援を必要とする人を発見し、必要な支援につなぐことができるよう相談支援体制の強化を図ります。

なお、個別の相談支援機関については、資料編（P177～）に掲載しています。

No.	事業・施策名	内　容	取組みテーマ	担当課
61	生活自立･仕事相談センターの充実	生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した人が再び生活保護に頼ることのないよう、生活に困窮した方の悩みに応じた対応を行います。 P179 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市生活自立・仕事相談センター」	10	保護課
62	ひきこもり地域支援センターの充実	ひきこもり状態にある方およびその家族等を対象に、社会参加や自立を促すための相談・支援を行います。 P179 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市ひきこもり地域支援センター」	10	精神保健福祉課
63	自殺予防に向けた意識啓発 再掲 意識啓発(NO. 74)	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気付き、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。 P179, 182 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市こころと命の相談室」 「こころの電話」	10	地域福祉課
64	高齢者虐待への対応 再掲 意識啓発(NO. 87)	各区高齢障害支援課及びあんしんケアセンターを窓口とし、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、支援に至るまでの取り組みを行います。 P179-180 参照 保健福祉相談窓口一覧 「あんしんケアセンター」	2	地域包括ケア推進課

No.	事業・施策名	内　容	取組みテーマ	担当課
65	障害者虐待への対応 再掲 意識啓発(NO.88)	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。 P184 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市障害者虐待防止センター」	3	障害者自立支援課
66	児童虐待・DV への対応 再掲 意識啓発(NO.89)	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及び DV の発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及び DV 防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。 P184-185 参照 保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」 「児童委員・主任児童委員」 「児童家庭支援センター」	4	こども家庭支援課 児童相談所
67	成年後見制度の利用促進 再掲 意識啓発(NO.90)	認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。 P189 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市成年後見支援センター」	2 3	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課
68	未成年後見制度の利用促進 再掲 意識啓発(NO.91)	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。 P184-185 参照 保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」	4	こども家庭支援課 児童相談所

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
69	エンディングサポート（終活支援）事業	元気なうちから終末期の医療や介護などについて考えていただくきっかけを提供し、民間事業者等との連携により死後の葬儀・埋葬、財産処分などの問題も含めた終活に関する相談支援体制を確立し、エンディングに関する不安解消につなげます。 P179-180 参照保健福祉相談窓口一覧「あんしんケアセンター」	2	地域包括ケア推進課

【 施策の方向性 】２　市民意識の醸成

［サービス類型］７　意識啓発（間接的手法）

地域福祉を推進していくためには、一人でも多くの市民が福祉に対する理解や関心を深め、地域福祉活動に参加するよう、さまざまな学習や体験を通して共に支えあう福祉の心を育むことが必要です。

地域住民等が福祉への理解や関心を向上させることができるよう、啓発活動を推進していきます。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
70	市政出前講座 再掲情報提供(NO.42)	専門知識をもっている市職員が、地域の住民や団体による活動に寄与するため、地域に出向いて市の施策や制度・事業などを説明します。	10	広報広聴課
71	市民のボランティア・NPO 活動参加の促進 再掲人材育成(NO.22) 情報提供(NO.45) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.116)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO 活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	7 10	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課（教育委員会）
72	社会福祉セミナー 再掲人材育成(NO.24)	福祉に対する理解促進を図るため、千葉市社会福祉研修センターにおいて、暮らしに身近な福祉に関する研修を実施します。	8	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
73	学校における総合的な学習の時間を通しての福祉教育	総合的な学習の時間等における福祉体験を通して、地域福祉の将来を担う子どもたちが、高齢者や障害者と互いに支え合いながら地域で安心して充実した生活を送ることができるよう、自他を認め合い、尊重し合う資質や能力、態度の育成に努めます。	8	教育指導課（教育委員会）
74	自殺予防に向けた意識啓発 再掲 相談支援(NO.63)	自殺の予防に向けた啓発活動を通じて、地域住民等が悩みを抱える方に気付き、声をかけ、話を聴いて相談窓口へつなげる活動を支援します。 P179,182 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市こころと命の相談室」 「こころの電話」	10	地域福祉課
75	人権週間等における人権啓発活動	人権週間（12 月）等における啓発活動を通して、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指します。	8	男女共同参画課
76	交通安全総点検	安全で快適な道路環境をつくるため、市民参加による道路点検を推進します。	6	各区地域振興課
77	交通安全対策 再掲 情報提供(NO.50)	交通事故の実態や傾向について、ホームページや市政だよりなどの広報媒体を通じて広く情報を提供するとともに、地域の要請に応えた交通安全教育を推進するなど、警察をはじめとした関係機関、団体と連携しながら交通安全思想の普及・啓発を図ります。	6	地域安全課
78	運動イベントの実施 再掲 情報提供(NO.53)	運動イベントを通じて、住民が自身の健康状態や身体能力に気付き、生活習慣改善のきっかけとなるような情報の提供と、地域主体の福祉活動の推進を支援します。	5	健康支援課
79	くらしの巡回講座の実施 再掲 情報提供(NO.56)	高齢者・障害者の見守り活動を行っている団体や、その他 15 人以上から構成される団体等の希望する日時・場所・内容で、消費生活相談員等による悪質商法の最新の手口や対処法等消費生活に関する講座を実施することにより、消費者被害の防止等に係る啓発を行います。	8	消費生活センター

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
80	美浜区見守りネットワーク 再掲物品提供(NO.14)	協力事業者と地域全体の見守りにより、孤独死防止を目指すとともに、ひとり暮らし高齢者を対象に迅速な救急活動に資するため、安心カードを配付します。	1	美浜区地域振興課
81	障害者週間における啓発活動	障害者週間（12 月）にあわせて障害者福祉大会を開催し、障害者の自立促進と市民意識の啓発及び障害者間の障害種別を越えた交流を図ります。 また、同大会において障害者への理解促進をテーマにした作文及びポスターの最優秀賞受賞者を表彰します。	3 8	障害者自立支援課
82	福祉講話の実施	東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、市内の小学校等において、障害者本人が学校に赴き、児童生徒の視点に立って体験談等を語るとともに、障害者スポーツ関係者によるスポーツ・レクリエーションや手話などの体験学習を通じて障害者と交流を深めることにより、障害及び障害者への理解を促進します。	3 8	障害者自立支援課
83	障害者差別解消の推進 再掲情報提供(NO.57)	平成 28(2016)年４月の障害者差別解消法施行にあわせて開設した「障害者差別解消相談窓口」の広報に努めるとともに、講演会の開催やリーフレットの作成などにより、障害者への理解と合理的配慮の提供を促進します。	3	障害者自立支援課
84	障害者スポーツ大会等の開催	障害者の社会参加や理解促進はもとより、健康づくりや生きがいづくりを促進するため、身体障害者スポーツ大会やゆうあいピックの開催、スポーツ活動の機会の確保、全国障害者スポーツ大会への参加支援などを実施します。	3	障害者自立支援課
85	児童福祉週間における啓発活動	児童福祉週間（５月）等における啓発活動を通して、地域とともに、子どもの福祉についての関心と理解を深めます。	4 8	こども家庭支援課
86	児童虐待防止推進月間及び女性に対する暴力をなくす運動期間における啓発活動	児童虐待防止推進月間（11 月）及び女性に対する暴力をなくす運動期間（11 月 12 日～25 日）における啓発活動を通じて、児童虐待及び DV 問題についての関心と理解を深め、児童虐待及び DV 防止に向けた協力を呼びかけます。	4 8	こども家庭支援課 児童相談所 男女共同参画課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
87	高齢者虐待への対応 再掲 相談支援(NO.64)	各区高齢障害支援課及びあんしんケアセンターを窓口とし、関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待の防止、虐待の早期発見、早期対応、支援に至るまでの取り組みを行います。 P179-180 参照 保健福祉相談窓口一覧 「あんしんケアセンター」	2	地域包括ケア推進課
88	障害者虐待への対応 再掲 相談支援(NO.65)	障害者の権利・尊厳を脅かす虐待を防止するとともに、障害者を養護している家族等（養護者）が介護疲れなどの原因で虐待を行わないよう、養護者を支援します。 P184 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市障害者虐待防止センター」	3	障害者自立支援課
89	児童虐待・DV への対応 再掲 相談支援(NO.66)	民生委員・児童委員、小中学校や特別支援学校の教諭を対象とした研修会の実施、暴力によらない子育ての周知等、児童虐待の発生防止に向けた取組みを行います。 また、児童虐待及び DV の発生予防と早期発見・早期対応の一層の推進を図るため、要保護児童対策及び DV 防止地域協議会を開催し、関係機関との連携を図ります。 P184-185 参照 保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」 「児童委員・主任児童委員」 「児童家庭支援センター」	4	こども家庭支援課 児童相談所
90	成年後見制度の利用促進 再掲 相談支援(NO.67)	認知症や障害等により判断能力が十分でない方も地域社会で安心して生活ができるよう、成年後見制度の利用を促進します。 P189 参照 保健福祉相談窓口一覧 「千葉市成年後見支援センター」	2 3	地域包括ケア推進課 障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
91	未成年後見制度の利用促進 再掲 相談支援(NO.68)	子どもに親権者がいない場合、又は親権者が行方不明などの理由で親権を行うことができない場合に、子どもの権利を保護するため未成年後見制度の利用を促進します。 P184-185 参照 保健福祉相談窓口一覧 「児童相談所」	4	こども家庭支援課 児童相談所

【 施策の方向性 】３　地域福祉活動団体との連携

［サービス類型］８　団体等支援（運営）（間接的手法）

地域には、住民同士の助け合い・支え合いを目的として設立された団体や、自主的な地域運営を目的に設立された団体、地域福祉の推進を目的として設立された団体などがあります。

これらの団体の運営を支援し、活動を活発にすることで地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	支援先	取組みテーマ	担当課
92	市社協の活動支援	地域福祉の推進を図ることを目的とする市社会福祉協議会がその役割を十分に果たせるよう、法人運営の支援や各種事業に対する助成を行います。	市社協	9	地域福祉課
93	地域運営委員会の支援 再掲 団体等支援（事業）(NO.104) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.119)	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域運営委員会	9	市民自治推進課
94	地区部会活動の支援	地域交流の促進、支え合いの仕組みづくり、人材育成、健康づくりなど、区計画に基づく地域の取組み推進の中心的役割を担う地区部会の活動を支援します。	社協地区部会	9	地域福祉課
95	自主防災組織の育成	町内自治会等が自主防災組織を設置する際の機材供与や、自主防災組織が実施する防災訓練、機材購入・賃借の際に助成します。	自主防災組織	6	防災対策課

No.	事業・施策名	内容	支援先	取組みテーマ	担当課
96	避難所運営委員会の設立促進及び活動支援	災害時に迅速かつ円滑に避難所の開設・運営を行うため、地域の町内自治会等が主体となった避難所運営委員会の設立を促進します。 また、避難所運営委員会の活動を支援するため、訓練や会議等に要する経費を補助します。	避難所運営委員会	6	防災対策課
97	シルバー人材センターの充実	高齢者の就業機会の確保、生きがいの充実、健康づくりと福祉の増進を図るため、市民や企業に対して、千葉市シルバー人材センターのPRを積極的に行います。	シルバー人材センター	2	高齢福祉課
98	身体障害者連合会への支援 再掲 団体等支援(事業) (NO.112)	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。	身体障害者連合会	3	障害者自立支援課

[サービス類型]８　団体等支援（事業）（間接的手法）

地域で活動する団体は、住民が安心して暮らしていくための生活援助や見守り、高齢者の生きがいづくり、障害者への理解促進、こども・子育て支援、ボランティア活動の促進など、地域福祉の推進に欠かせない取組みを進めています。

これらの団体の事業を支援したり、市と団体等とで協定を締結することにより、市との連携を進め、団体の活動を円滑にするなど地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	支援先	取組みテーマ	担当課
99	ボランティア活動の促進	ボランティアに関する相談受付・紹介、情報提供、広報・啓発、講座の開催など、千葉市ボランティアセンターが行うボランティアの育成・支援活動を支援します。	市社協	7	地域福祉課
100	福祉教育の推進	市社協が行う福祉教育推進のための各種事業を支援します。	市社協	8	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	支援先	取組みテーマ	担当課
101	国際交流ボランティアの育成・活動支援の推進 再掲 活動場所の提供 (NO.20) 人材育成(NO.26)	外国人市民と日本人市民の相互理解の促進による多文化共生社会実現のため、日本語学習支援ボランティアを中心に研修等を実施するほか、災害時における語学ボランティアの活動の推進を図ります。 また、国際交流・国際協力活動を実施している団体への部屋の貸し出しや、国際交流協会が実施している団体への助成事業についても支援します。 P199 参照 市内施設一覧 「国際交流プラザ」	国際交流協会	7 9	国際交流課
102	ちばし消費者応援団登録 再掲 活動場所の提供 (NO.19) 情報提供(NO.48)	高齢者への見守り等を含む消費者教育に係る活動を行う団体や個人の登録制度を実施し、消費者教育に関する情報提供や活動場所の提供などにより団体や個人の活動を支援します。 P199 参照 市内施設一覧 「消費生活センター(暮らしのプラザ)」	登録団体	9	消費生活センター
103	民間企業等との連携	UR 都市機構、企業、研究機関、大学等様々な主体と積極的に連携し、まちづくりを進めます。	民間企業等	7	政策企画課 政策調整課 経済企画課
104	地域運営委員会の支援 再掲 団体等支援(運営) (NO.93) ﾈｯﾄﾜｰｸ化(NO.119)	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	地域運営委員会	9	市民自治推進課
105	民生委員・児童委員活動への支援	民生委員・児童委員が地域において円滑で有効な活動を実施できるよう、民生委員児童委員協議会の活動をサポートするとともに、研修内容の充実に努めます。 P179 参照 保健福祉相談窓口一覧 「民生委員・児童委員」	民生委員・児童委員	7 9	地域福祉課

No.	事業・施策名	内容	支援先	取組みテーマ	担当課
106	災害時におけるボランティア体制の整備	災害時におけるボランティア活動が円滑に行われるよう、市社協が設置する災害ボランティアセンターの運営について、支援体制の整備を行います。	市社協	6 7	地域福祉課
107	孤独死防止通報制度の運用	日常的に地域を回っているライフライン事業者や配達事業者等の協力により、高齢者宅等の異変を通報してもらい孤独死・孤立死の防止を図ります。	民間企業	1	地域福祉課
108	民間企業と連携した高齢者の見守り支援	民生委員や町内自治会など地域による見守り活動に加え、民間企業とも連携し高齢者の見守り支援の強化を図ります。	民間企業	1	高齢福祉課
109	日常生活自立支援事業・法人後見事業への支援	高齢や障害のために日常生活に支障が出ている方が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるよう、市社協が実施している福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う「日常生活自立支援事業」の実施を支援します。 また、法人として成年後見等の業務を受任する「法人後見事業」の実施を支援します。 P188 参照 保健福祉相談窓口一覧「日常生活自立支援事業」	市社協	2 3	地域福祉課
110	老人クラブ活動の充実強化	高齢者の生きがいづくり、社会参加を促進させるため、老人クラブの実施する各種事業、リーダーを育成するための指導者研修等を支援します。	老人クラブ	2 9	高齢福祉課
111	買い物支援サービスの推進	市社協が市内の社会福祉施設や町内自治会、企業と連携して実施する、高齢者の買い物支援サービスを支援します。	市社協	2	高齢福祉課
112	身体障害者連合会への支援 再掲 団体等支援（運営） （NO. 98）	政令指定都市間で開催される各種会議や親善スポーツ大会への参加を支援するとともに、障害者理解に資する講演会や文化・スポーツに関するイベント等の開催を通じて、市内に居住するすべての身体障害者の福祉の向上や社会参加の促進を図ります。	身体障害者連合会	3	障害者自立支援課

No.	事業・施策名	内容	支援先	取組みテーマ	担当課
113	障害者福祉団体への支援	本市に住所を有する障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された障害者福祉団体（精神障害者家族会を除く）が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し補助金を交付することにより、障害者の福祉の向上や地域社会への参加を促進します。	障害者福祉団体	3	障害者自立支援課
114	精神障害者家族会への支援	本市に住所を有する精神障害児・者又はその保護者及び関係者で組織された精神障害者家族会が実施する教育事業、相談・療育事業、広報・啓発事業、社会参加促進事業に対し、補助金を交付することにより、家族会の運営を支援するとともに、精神障害への正しい理解の促進を図ります。	精神障害者家族会	3	精神保健福祉課
115	青少年育成委員会への支援	青少年健全育成を目的とし、地域の危険箇所の点検、こども 110 番のいえ事業、レクリエーションやスポーツ活動、研修会、環境浄化活動や補導活動、あいさつ運動等の事業を行う中学校区青少年育成委員会に対して、補助金を交付します。	青少年育成委員会	4 9	健全育成課

［サービス類型］９　ネットワーク化（間接的手法）

地域には、住民や地区部会、町内自治会、民生委員、NPO、ボランティア、社会福祉事業者など地域福祉を推進する多様な主体がいます。これらの主体は、互いに連携することで活動を発展させたり、支援を必要とする人の課題に合った対応が可能となります。

これらの主体同士をつないだり、支援する人と支援を必要とする人をつなぐ取り組みを推進することで、地域福祉の推進を図ります。

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
116	市民のボランティア・NPO 活動参加の促進 再掲 人材育成(NO.22) 情報提供(NO.45) 意識啓発(NO.71)	市民公益活動に関する情報の提供、講座の開催、相談などを行い、市民のボランティア・NPO 活動参加へのきっかけづくりの場とします。 また、ボランティアデータベース「ちばぼら」を活用し、市社協等と協力して、市内のボランティア団体やボランティア募集に関する情報を一元的に提供します。	7 10	地域福祉課 高齢福祉課 市民自治推進課 国際交流課 生涯学習振興課（教育委員会）
117	公益活動団体の連携促進 再掲 情報提供(NO.46)	千葉市民活動支援センターにおいて、市民公益活動を行っている団体に対する情報発信や団体相互の情報交流の推進に努め、団体間のネットワークづくりを進めます。	7	市民自治推進課
118	コミュニティビジネスの支援 再掲 情報提供(NO.47)	コミュニティビジネスの普及・推進のため、交流会やシンポジウムの開催などにより、情報を提供します。	10	産業支援課
119	地域運営委員会の支援 再掲 団体等支援(運営)（NO.93） 団体等支援(事業)（NO.104）	将来にわたり、住民同士の助けあい、支えあいによる地域運営が持続可能となる体制づくりを進めるため、概ね小～中学校区の広さごとに、地域で活動する様々な団体で構成される地域運営委員会の設立、活動を支援します。	9	市民自治推進課
120	生活支援コーディネーターの設置 再掲 人材育成(NO.33) 情報提供(NO.54)	地域資源の調査や支援ニーズの把握、地域に不足するサービスの創出、多様なサービスの担い手となる地域の人材の育成及びネットワークづくりを行います。	7 9	地域包括ケア推進課
121	SOS ネットワーク	認知症の方が徘徊により行方不明となった場合に、警察と市関係機関等によるネットワークを活用するほか、家族等の申し出によりSNS、メールや防災行政無線等を通じて地域住民等と情報共有を図り、早期発見につなげます。	1 2	地域包括ケア推進課

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
122	子どもの貧困対策総合コーディネート事業（子どもナビゲーター）	複合的な課題を抱え、生活困窮等の状況にある子どもや家庭に寄り添い、生活・学習習慣の改善を直接働きかけるとともに、子どもや家庭に関わる様々な支援員・支援機関と連携し、適切な支援先につなげていくコーディネーターを配置します。	4	こども家庭支援課
123	学校と地域の連携・協働体制の整備事業	地域の教育力を生かし、学校教育の充実や地域コミュニティの活性化を図る、学校支援地域本部事業等を推進します。	4 9	学事課 （教育委員会）
124	学校・家庭・地域連携まちづくり推進事業	子どもたちの地域に対する愛着を育むため、学校・家庭・地域が連携して過ごしやすいまちづくり事業を推進します。	4 9	教育指導課 （教育委員会）
125	放課後子ども教室推進事業 再掲 活動場所の提供（NO. 39）	小学校の施設を活用して、放課後の子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の多様な人々の参画を得て、さまざまな体験・交流活動を実施します。 P197-198 参照 市内施設一覧「小学校」	4	生涯学習振興課 （教育委員会）
126	子育てサークルの支援 再掲 情報提供（NO. 59）	育児のための情報交換や知識の普及、子育て親子の友達づくりなど、地域で自主的に活動している子育てサークルを支援します。	4	健康支援課
127	保育所（園）・認定こども園地域活動事業	市内すべての認可保育所（園）において、世代間交流、異年齢交流、育児講座等を実施します。	4 9	幼保運営課
128	子育てサポーター・家庭教育アドバイザー配置事業 再掲 情報提供（NO. 60）	公民館に気軽に相談できる子育てサポーターを配置し、子育てに悩みや不安を持つ親を対象に、月 2～3 回程度「子育てママのおしゃべりタイム」を実施しています。希望があれば、子育てサークル等の相談にも応じています。 また、家庭教育アドバイザー※が、より専門的な立場から相談に応じるほか、子育てサポーターへの助言等も行います。 ※臨床心理士等の資格を有する者のうち、家庭教育に関する専門的な知識を身に付けた者。	4	生涯学習振興課 （教育委員会）

No.	事業・施策名	内容	取組みテーマ	担当課
129	ファミリー・サポート・センター事業 再掲 人材育成(NO.40)	「子育て中で困ったときに手を貸して欲しい方」と「子どもが好き」「子育て中のお母さんを助けてあげたい」などの思いをもっている方に会員登録をしてもらい、センターのアドバイザーが仲介となって、地域に住む会員同士で子育て支援をする相互援助活動を支援します。	4	幼保支援課